

平成25年 9月11日開会

平成25年 9月25日閉会

(定例第4回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（9月11日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	6
8番 石田 修一議員	6
6番 高川 喜彦議員	16
2番 河内 賀寿議員	25
3番 松田 規久夫議員	29
9番 西本 篤史議員	34
12番 國永美恵子議員	39
11番 瀬石 公夫議員	50
議案第34号	56
議案第35号	56
議案第36号	56
議案第37号	56
議案第38号	56
議案第39号	56
議案第40号	56
議案第41号	56
議案第42号	56
議案第43号	56
議案第44号	56
決算審査特別委員会の設置	67
散 会	67
署 名	68

第2号（9月25日）

議事日程	69
本日の会議に付した事件	70
出席議員	70
欠席議員	71
事務局出席職員職氏名	71
説明のため出席した者の職氏名	71
開　　会	71
会議録署名議員の指名	71
議案第34号	72
議案第35号	72
議案第36号	72
議案第37号	72
議案第38号	72
議案第39号	72
議案第40号	72
議案第41号	72
議案第42号	72
議案第43号	72
議案第44号	72
議案第45号	73
議案第46号	73
閉会中の継続審査（付託事件）	74
閉会中の継続審査（特定事件）	75
議員派遣	75
閉　　会	75
署　　名	76

田布施町告示第28号

平成25年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成25年8月28日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成25年9月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

清神 清議員	河内 賀寿議員
松田 規久夫議員	木本 睦博議員
林山 健二議員	高川 喜彦議員
畠中 孝議員	石田 修一議員
西本 篤史議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	國永美恵子議員
藤山 巖議員	

---

○9月25日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

平成25年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
報告第7号  
平成24年度基金運用状況の報告について  
報告第8号  
平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第9号  
平成24年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
議員派遣
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第34号  
専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第6 議案第35号  
平成24年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第36号  
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第8 議案第37号  
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第38号  
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第39号  
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第11 議案第40号  
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第12 議案第41号  
田布施町税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第42号  
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第43号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第44号  
田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
    例月出納検査の報告  
    報告第7号  
        平成24年度基金運用状況の報告について  
    報告第8号  
        平成24年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
    報告第9号  
        平成24年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
    議員派遣  
日程第4 一般質問  
日程第5 議案第34号  
    専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第3号))  
日程第6 議案第35号  
    平成24年度田布施町歳入歳出決算の認定について  
日程第7 議案第36号  
    平成25年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について  
日程第8 議案第37号  
    平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第9 議案第38号  
    平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第10 議案第39号  
    平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第11 議案第40号  
    平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第12 議案第41号  
    田布施町税条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第42号  
    田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第14 議案第43号  
    田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第44号  
    田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例

---

出席議員(13名)

- |    |       |      |     |    |      |
|----|-------|------|-----|----|------|
| 1番 | 清神    | 清議員  | 2番  | 河内 | 賀寿議員 |
| 3番 | 松田規久夫 | 議員   | 4番  | 木本 | 睦博議員 |
| 5番 | 林山    | 健二議員 | 6番  | 高川 | 喜彦議員 |
| 7番 | 畠中    | 孝議員  | 8番  | 石田 | 修一議員 |
| 9番 | 西本    | 篤史議員 | 10番 | 谷村 | 善彦議員 |

1 1 番 瀬石 公夫議員  
1 3 番 藤山 巖議員

1 2 番 國永美恵子議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君 書記 松原 唯行君  
書記 森中 博之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	経済課長	落合 祥二君
税務課長	岡本 正君	町民福祉課長	河村 五男君
建設課長	川添 俊樹君	会計室長	大島 克己君
健康保険課長	猪股 勝美君	学校教育課長	水田 貴之君
社会教育課長	岡本 憲一君	収納対策室長	宮尾 秀紀君
建設課技幹	鳥上 清史君	給食センター所長	田中 章君
代表監査委員	今井 清弘君		

---

午前 9 時 0 0 分開会

（ベル）

○議長（藤山 巖議員） ただ今から平成 2 5 年第 4 回田布施町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

**日程第 1. 会議録署名議員の指名**

○議長（藤山 巖議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、國永美恵子議員、瀬石公夫議員を氏名します。

---

**日程第 2. 会期の決定**

○議長（藤山 巖議員） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月25日までの15日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員）異議なしと認めます。したがって、会期は9月25日までの15日間に決定しました。

---

### 日程3. 諸般の報告

○議長（藤山 巖議員）日程第3、諸般の報告を行ないます。

本日は例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君）

例月出納検査の結果報告。谷村議員監査委員と、それぞれの月に実施いたしました例月出納の結果について、ご報告申し上げます。

平成25年6月末、7月末、8月末における一般会計、特別会計、歳入歳出ほか、現金、一時借入金及び基金の状況はお手元に配布しております報告書のとおりでございます。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行なわれ、正確であると認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員）次に報告第7号、平成24年度基金運用状況の報告について、から報告第9号、平成24年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで3件について報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君）それでは、3件の報告事項について、その概要をご説明申し上げます。

まず、報告第7号は、平成24年度基金運用状況についてであります。

これは、特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第241条第5項の規定により、その意見を付けて状況を報告するものであります。

奨学基金は、基金の貸付・償還状況に係るものであり、詳細は、お手元に配布した平成24年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおりで、25年3月末における貸付者はありません。

土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金収支の状況であり、24年度の変動は、田布施町土地開発公社の解散に伴う精算金の積立に伴うものであります。

次に、報告第8号の平成24年度決算に係る健全化判断比率についてご説明申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した財政指標につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務付けられており、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き、赤字比率は生じておりません。

実質公債費率は15.1%で、平成23年度決算数値の16%に比べ0.9%減少しました。また、町債残高のほか上水道事業や消防等の一部事務組合にかかる負債、債務負担行為の残高等を含めて総合的に算定した将来負担比率は、131.9%で、これにつきましても23年度決算の139.0%に比べ7.1%減少しました。

次に、報告第9号の平成24年度決算にかかわる公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字になったことから資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる

比率をいずれも下回ることとなりました。なお、各比率の算定結果につきましては、近日中に町広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、議員派遣について報告をいたします。

6月定例会以降の議員派遣は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（藤山 巖議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。石田修一議員。

○議員（8番 石田 修一議員） おはようございます。それでは、3件の一般質問をさせていただきます。一問一答方式、そして最初の道路整備につきましては、答弁者は町長、そして麻里府小学校統合問題については、町長、教育長、そして最後の都市計画税については、町長に答弁をお願いいたします。

それでは、最初の道路整備について、本町の基幹道路は海岸線に国道が走っており、県道は主要町道4路線、一般県道が5路線、周辺市町や町内の連絡に、また町道も町民の生活道として日常生活に役立っております。しかし、国道、県道、町道とも車社会の進展により交通量が増加した関係で、それに対応する道路整備がおこなわれているのが現状であります。

国道、県道、町道に分けて質問いたしますが、国道については、交通量が多くなった現在、狭い歩道では歩行者の安全が守られない状況です。昨年、国会議員、県会議員、町長も参加していただきましたが、国交省に出向き、事故が多かった麻里府地区の元郵便局の交差点、それから見田団地の入り口までの狭い歩道の拡幅工事の陳情をしていただき、ことし3月に完成いたしました。これは児童の通学路でもあり、保護者や地域住民は、この点については感謝しております。

だが、国道188号線の歩道の狭い箇所はまだまだ何カ所も残っております。現在、188号線の狭い箇所の一部、これは拡幅工事が、この計画が進んでいるように聞いておりますが、また8月には、歩道拡幅工事も陳情で、団体で国交省のほうへ行かれたように、広島のほうですか、行かれたように聞いております。その陳情の結果はどうであったか、それから拡幅工事の今後の見通しについてお尋ねします。

次に、県道ですが、県道は本町にとって地域のかなめとなる道路であります。中心の道路はだんだんと整備が進んでおり通学路も拡幅されておりますが、中心街から離れていくと、歩道がなく路肩の白線が消えております。土砂も道路に流れ出ております。毎年のことですが、路肩の雑草も元気よく伸び放題に近い状況で、通行の妨げになっております。

実は、今回は建設課のほうの協力ももらいまして、柳井土木にこちらのほうから道路整備のお願いをしました。早速、8月中旬に平生町の業者が来て、路肩の草刈りを済ませてくれました。早く対応してくれたのはいいんですが、結果は、雑な草刈りで、地域住民から苦情がありました。

そこで、私、直接、柳井土木の課長に電話しました。現場確認と、消えている白線、流れ出た土砂の除去の3件をお願いし、その結果について後日回答をしてくださいと。その回答結果は、ことしは再度の工事はできないので現状で了解してほしい。白線や土砂の除去については、予算をとっていないので、申請はしてみるが答えはできないと、そういう回答でした。

白線が消えているというものは、ここ最近消えておるわけじゃありません。もう何年、何十年もそのままの状態のように思うわけです。だから、これについても無関心、日ごろは現場には全く足を向けず、地域からこうした苦情が出て初めて対応するというのが現状のように思われます。県道とはい

え、田布施町内を走っている道路であります。町長は、この現状をどう捉えられますか、また今後の対応をどのようにお考えですか、お尋ねします。

最後に、町道であります。町民の生活道として日常生活に大いに役立っておりますが、一番整備がおこなわれている道路だと思います。財政の健全化を最重要項目に挙げて頑張っておるわけでございますが、そういうことで、少ない予算で整備していると言えればそれまででございますが、今、町長も観光事業、観光協会を独立して民間に移譲、観光、こうした事業を強力に推進しようとして計画しておられるわけでありまして。ということは、どうしても外からお客を呼ぶとかそういうことになれば、この道路の整備というものは不可欠であります。何とか予算を捻出して、道路整備のスピードアップをする必要があるというふうに考えております。

以上、3点についてそれぞれ町長のお考え、また具体的な推進策をお持ちであれば、この場であわせて御答弁願いたいと、1点目はこの件でございます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

第1点目は、道路整備についてのお尋ねであります。

まず、国道188号線の歩道整備につきましては、現在、麻里府地区から八海地区までの区間において、歩道の未整備の区間はありますが、歩道が狭く危険な箇所や両歩道が必要な区間があり、地元要望を踏まえて国に陳情してまいりました。

特に、麻里府地区の見田団地出入り口から光方面に向かっては約500mの歩道は、麻里府小学校の通学路となっておりますが、幅員が1m未満の箇所や構造的にもマウンドアップとなっている箇所があり危険な状況にありました。地元関係者の強い要望により、国は平成23年度から工事に着手し、先ほど議員のほうからありましたように、見田団地から県道別府田布施停車場との交差点までの約150mについては歩道幅員3mに拡幅する工事を実施し、平成24年度に完成しております。

今後、光方面への350mについても地質調査等が開始されておりますので、用地関係者の協力が得られれば国も事業を推進する方向で進めております。

その他、八海から米出までの歩道整備についても、山口県東部高速交通体系整備促進協議会などを通じて国に強く要望をしております。

この件につきまして、さきに中国国交省のほうに参ったのですが、私は事情で出席しておりません。副町長以下何名か関係者が参りました。特に、東部高速道路体系の要望でありまして、結果はどうかという御質問であります。あくまでも要望に立ち上がったという状況でありまして、結果の報告はまだ受けておりません。できるだけ早く、その要望を含めて結果が出るように努力してまいりたいというふうに思っております。

また、2点目の県道の維持管理につきましては、地元からの要望があればその都度柳井土木建設事務所へ要請しております。先ほど説明がありました中で、県のほうの関係でも、県の道路パトロール車等が常時よく走ってるんですが、十分な対応ができてないのかなというふうに今感じました。土砂等、白線等が不十分なところがあれば、早急に県のほうへ要望し要請して、素早くやってもらうようにしたい。予算とかそういう問題じゃなくして、安全面の交通ということで早急に対応していくという気持ちでおります。これからも続けていきたいというふうに思っております。

次に、町道整備につきましては、地元からの陳情、要望、交通量等を考慮し、優先順位が高い道路から整備しております。今後も、財政面も考慮しながら効率的な道路整備や補修を行ってまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 今お答えいただきましたけど、まず国道についてでございますが、国道は、今、元麻里府の郵便局から見田団地、これが非常に狭く、それからまた海岸、あそこに殿明

商店というのがありまして、その別府のバス停、あそこまでがまだ狭い歩道になっております。これを今一生懸命お力貸していただいておりますが、町長も防府の国交省に出向いて一緒に行っていただきましたけど、こうした陳情がなかった場合には、今188号線は全く道路整備も歩道拡張の対象にはなってなかった、御存じだと思いますが、やっとうこうして目を向けていただいたわけです。

そこで、町長も先ほど言われましたように、やはり八海まで、この間で狭い箇所っていいますと、麻郷の戎ヶ下、あそのの峠、カーブもありますけど、非常に狭い箇所があります。だから、まだそうして見ますと、ずっと沿線は引き続きの歩道拡張、これはしつこいほどもう国のほうには交渉をお願いしたいと。だから、町長は1人でなくて、また先日も議長も国交省のほうへ行かれたようですが、もう議員全体でも押しかけてもいいんじゃないかと思っておりますので、この点については強く要望しておきますので、引き続きの交渉をお願いいたします。

それと、県道ですが、田布施町、平生町、上関町、3町の管内一円の道路パトロール及び路線の一括管理を毎年管内の業者に業務委託をしております、県が。田布施町内、この県道は、田布施町が権限移譲を受けて田布施町の町内業者に業務委託ができるように県のほうに要望をしてみてもどうかと思うんですが、そういうお考えはありませんか、お答え願います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 県のほうに対しての要望はできると思います。ただ、業者関係の関連があるのと県が管轄しちよる範囲内がありまして、やっぱり道路の延長等を含めて全体を考慮した中での県の判断が出てまいりますので、要望は一応してみますが、地元がよくわかってる業者がやってくれるのが一番いいわけでありまして、よそのほうから来てやられても困るわけで、その辺はこれから要望していってみようと思います。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） ここに、私が、25年の、県からこの管内業者に出した入札の記録を持ってとるんですけど、これで見ますと、管内業者、だから平生、上関、田布施、これで14社が3月26日に入札を行っております。その中に、田布施町では、もう名前は挙げていいと思いますが、藤永建設、兼本建設、井原建設とか、株式会社公司等とか、周南興産は違うんかいな、もう結構、田布施町の業者はたくさん入っておるんです。

先ほど言いましたように、これで地元の業者の、先ほど平生の業者って私が申しあげましたけど、もし田布施の業者であれば、我々も顔見知りでありますし、しっかり注文もつけられるんです。また、地元の業者だったら、この田布施町の路肩の草刈りって言って、ぽーんと、不親切と思うんですが、1メートル範囲内って、もう5センチ刈ったら草が側溝まで刈れるのにそれほったらがしです、虎刈り。我々、今度川ざらいやりますけど、ああいう、私素人ですけど、草刈機もってやりますけど、ああいうもう無茶な刈り方はしません。長いのがあったり、それからちょっと5センチ、10センチ、1メートル以内測るとるんか分かりませんが、これで、私は、これは地元業者が苦情と言うのは当たり前と、だから、とにかく県の課長さん、あなた現地行って見られたことありますか、業者に任せっきりじゃないですか、やり直してくれと、厳しいこと言いました。そりゃ、県のほうやからあんまりやかましい言っっては困るって言われるかも、地元の立場やったら当然です、不親切。

そういうことで、私が要望しとるのは、田布施の業者もこれだけ出とる。そしたら、県に要望して、田布施の県道は田布施町でしっかり管理しましょうや、権限の移譲を受けてもいいじゃないですか。

もう一つ言いますと、私は、この入札で気に入らないのは、入札価格、これが県のほうで出しとるのが1,867万5,300円、落札されたの、町長幾らと思われませんか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） これじゃわかりません。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） これ、落札価格1,100万円なんです。これ、2社同じ金額出し

てます。あとは、大体1,600万円、1,100万円というのと、その入札予定価格の59%です。無茶です。常識で考えられますか。私は、こういう入札価格見て、県のほうも現場確認してないなどとにかく安けりゃいいと。そうしたら、業者もそういう格好で受ければ、ああいう虎刈りでほったらがします。ほんと真剣にやるのだったら、県のほうで出しとる1,800万円やったら、少なし、どんなに安く見積もっても1,500万円以上ぐらい、私は、落ちてもおかしくない、と思う。あとの12社は85%以上です。常識で考えられない。

だから、そういうことからしたら、この入札をこういう格好で県も簡単に移譲するんであれば、田布施町で権限を移譲を受けて、田布施町の業者に、田布施町が責任を持って入札するんです。そして、これ1,100万円じゃなくて1,500万円でもええじゃないですか。そして、完全な道路整備をしていただく。ここで、1,500万円やったら400万円違います。もう少し親切な仕事をやってくる。そして、県道というのは、今、平生町、上関よりは田布施の県道が一番長いんじゃないんですか、計算したら。そうしたら、私は、これ田布施町は、もう県に行つてうちのほうで管理をしますと、そうとまで強い要望をしてもいいんじゃないかと。現場見てください、とてもじゃないけど、本当こういうでたらめな整備はないです。町長、もう一回、要望を。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 県の入札状況につきましてちょっと私もよくわかりませんが、ただ入札というものは受けた金額内でちゃんと決められた工事をやるのが基本であります。ですから、金額によらず、安く受けたからわやでいいというような状況で県が認めてるんであれば、これは抗議、申し出をします。そういうことがあつてはならないというふうに、町も全く同じ考えでありますから、県のほうもそれはちゃんと理解してるというふうに思います。

それと、県道の管理委託をしたらどうかということですが、正直に言ひまして、近隣の平生、上関に比べて、田布施町は非常に県道が多いです。それはずば抜けて多いと思います。

ただ、そういった維持管理等を一緒に受けると大変な負担等を受けて、何ぼ県がお金を出すからと言ひましても厳しい状況にあると。今、私どもの町の業者はちゃんと何とかできると言ひますかもしれませんが、町自体の対応が非常に厳しくなってくるという判断をしております。

ですから、県とは密な連絡をとりながら、災害が起きようが、あるいは道路の支障を起こそうが、県にどんどん申し出て整備をしてもらうというのが私の思いであります。町が受けちよるんじゃないかと、おまえのところで維持管理費、委託しちよるんだからやれというふうになった場合は大変苦しい状況にあるというふうに判断しておりますので、今のところは考えておりません。将来、そういう移管等があるんであればまた考えていかないといけないと思いますが、現在、町からそういう申し出をする気は、私はございませぬ。

ただ、維持管理等について県が徹底してやってくれることはこれからも強く要望してまいります。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） これは現状を見て、いい回答が来ておりませんので行政の方をお願いしたわけですが、白線でも、こうしてあれだけ消えておるけど予算とってないってことっていうの、これほんと実際に県は道路パトロールを、町も同じことですが、パトロールしとるんだらうかということ疑うような状況であります。県だけでなく町のほうも、ひとつ引き続きこういう判断をしていただきたいと思ひます。

それから、町道のほうについてですが、もうこれ先ほど言ひましたように、県道、国道よりまだ町道のほうの傷みが激しいというふうに思っております。また、今年は馬島、麻里府地区に地域おこし協力隊、これを募集して、2名の方が一生懸命頑張つていただいておりますが、ずっと旧国道、戎ヶ下のほうから自転車で通つて、麻里府の旧国道のところを通つて馬島に行く道路をやりますと、ほんとガタガタもうひび割れがして穴ぽこがあるというふうな状況、これで地域おこしっていうことになると、まず道路整備もあわしてやらないとこれは問題があるなというふうに感じておりますので、これ

は御答弁要りませんが、ひとつそういうふうな見方で、国道それから県道、町道と、これをみていただきたいと思います。

これは、先日のNHKの番組でもやっておりましたが、「日本のインフラが危ない、メンテナンス元年」と題してってということで、これはNHKで放映しておりましたが、バブル時代に設備された道路、トンネル、橋が老朽化しており、事故が起きる前に再点検の必要性をうたっておりました。その中で、土木学会の高木千太郎氏は、全国自治体にこの点検を求めています。2つほどチェックしとるんですが、点検マニュアルの確認それから担当者、職員の技術レベルの向上も指導をしてると、そういうふうに言っておりました。

ところで、最後のこの道路関係の質問を申しますけど、田布施町はこういう点検マニュアルありますか。作成しておられますか、お答え願います。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） マニュアルというのは基本的にはありません。道路の維持管理は、職員が現場に出た状況を把握しながら協議しながらやっています。

ただ、橋梁につきましては、非常に危険なんで、2年前に橋梁点検を業者に実施しておりますので、それをもとにして定期的に点検をするという態勢をとっております。

トンネルについてはございませんので、現況、道路の補修と橋梁とトンネル、これが国の指導として維持管理の点検徹底するように指導が来ておりますので、その点は踏まえて対応しております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、要望します。この、やはり道路整備管理ということになりますと、早急に、これは全国でこういう指導を土木学会でやっとならということですので、うちのほうに連絡がなくてもいずれは来るわけですから、これ、マニュアルを早急につくってください。そして、今度、それを定期的にチェックして、そして道路整備、維持管理が完全にできるような、これは要望しておきます。ご答弁お願いして、この件は終わりますが。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 了解でございます。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、次に、麻里府小学校の統合問題についてでございます。

昨年11月に麻里府小学校の入学予定者を含めた保護者と町長、教育長との懇談会が行われ、町側としては複式学級の回避、1年2学級以上の適正規模の確保、さきの東日本大震災の教訓を生かし、児童の安全安心の確保を説明し、麻里府小学校への統合に向け理解を求めた。保護者側からは、麻里府小学校の存続希望が多く、町長としては現在地での学校耐震化や改築は考えてないと発言されております。すなわち、保護者側と行政と平行線のままとっております。その後、どのように進展しているのかお尋ねします。

そもそも、この統合の件につきましては、平成19年3月、この議会場で町長が統合を発表されております、計画を。既にそれから6年が経過しております。本年3月の定例会での一般質問でも、4月以降保護者との話し合いの場を持ち、お互いの理解を深め、一定の方向性を求めると答弁されておりますが、現在の町長、教育長のお考え、その後の進捗状況をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、私のほうから私にかかわる件あるいは対応についてお答え申し上げます。

麻里府小学校の統合問題についてのお尋ねですが、今年4月以降の進捗状況については後ほど教育長のほうから説明があるかと思いますが、統合問題については昨年12月定例会で石田議員の一般質問に答弁させていただいた時点から私の考えは変わっておりません。

東日本大震災の教訓もあり、子供たちの安全を第一に考えたことから、現在の位置での耐震化や校

舎改築は考えていないこと、また子供たちが寂しい思いをしない教育環境を整えてあげたいということとあります。このことから、私は麻郷小学校への統合が望ましいと考えております。そのためには、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、共通理解と協力を得て早期に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。引き続きましてお答えいたします。

麻里府小学校の統合問題に関し、本年3月定例会以降の本町の考えと進捗状況についての御質問につきましてお答えをいたします。

御承知のとおり、麻里府小学校の存続・統合問題に関しましては、平成22年4月のPTA総会後に、最初に完全複式3学級という現状について統合を含めて議論してほしい旨のお願いをし、その後、幾度かこの問題について地域や保護者と意見交換をしております。

その後、平成23年11月の保護者会で麻里府小学校のPTAで存続・統合について意見交換を行って、平成24年12月までに方針を取りまとめていただくようお願いをいたしました。その結果、平成24年10月に当時のPTA会長より学校教育課長宛てに「麻里府小学校の存続を希望する」という御回答をいただきました。

この回答を受けまして、平成24年11月28日に懇談会を開催しました。御案内は、麻里府小学校児童の保護者とこれから入学が予定されるお子さんをお持ちの保護者27世帯に対し、15名の保護者と地域の方2名の17名の出席で、町側としては町長、副町長、教育長、学校教育課長、学校教育課長補佐が出席をいたしました。

懇談会の結果としましては、地域の方と保護者の意見は「麻里府小学校の存続を希望する」で、統合に向けた御理解をいただくことはできませんでした。また、今後も懇談会を持たせていただくようお願いを申し上げ、終了いたしました。

現時点での町の考え方についてのお尋ねですが、本町としては、懇談会でも述べましたように、学校教育の推進においては学ぶ者同士が切磋琢磨する環境を整えることも大切であり、小学校においても適度な競争が必要であり、そうした面からも複式はできるだけ解消を図る必要があると考えておりますし、防災面におきましても、東日本大震災の教訓を生かすべく、児童の安心・安全の確保のためにも、現位置での耐震改修は考えておりませんので、本町の考え方は変わっておりません。

また、その後の進捗状況についてのお尋ねですが、しばらくの間は冷却期間を設け、改めて保護者の方と事務レベルで協議を行っていくほうがよいとの考えをしておりますし、現在まで進捗はしておりませんが、保護者各位によってはいろいろな考えをお持ちの方もおありのようですし、今後協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） これは町長にお尋ねしますけど、麻里府小学校の統合後の跡地、その活用については何か具体的なお考えは持っておられますでしょうか。

といいますのは、町長もよく麻里府の運動会とか盆踊り大会、これにも御参加いただいて、地域に溶け込んでいただいております。その中で、やはり地域を挙げての行事、あそこはコミュニティーの場になっております。麻里府地区の者っていうものは、あの小学校を中心に地域の活性化、これを図っております。これは町長もよく御存じ。そうしますと、やはり統合っていいですけど、学校の統合問題でなくて、その跡地の活用法っていうものが、具体的な形で、小学校の跡にはこういうものを持ってくる。そして、今度、やはり教育の場として複式学級はこうだったと、やはりこういう教職の立場と、それと行政のほうの立場、ここで具体的なものを出さない限りこの平行線は続くような感じがするわけです。

だから、こういう点について、町長、具体的なものをお持ちかどうか、行政のほうで、お答えを。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 具体的なという表現でございますが、現段階では、やはり地元の皆さんの理解を得なきゃいけないこと、そしてその跡地については十分地元の皆さんの協議の中で活用いただきたいという気持ちでおりますので、あそこに何をどうしようという考えはございません、今の段階では。

ただ、御承知のように、あそこの体育館は耐震補強しております。そして、校舎のほうがそういう事情の中で耐震補強できないという状況は、正直なところ、ああいう東北大震災の影響を受けて、もうほとんど0mに近い地域の学校のグラウンド、校舎等が、到底対応が難しいということの考えで説明を申し上げた経緯があります。

ですから、地元の方が、19年に、町長は「何てことを言うんだ」っていつてみえた、もう今も鮮明に覚えております。町長になってすぐでございましたから、ものすごい鮮明に覚えております。

「おまえ、何ていうことを言うんだ」と言ってお叱りを受けた。17名の方が見えたんです、人数まで覚えております、19年の。その後も、地元の方との説明を個々にしながら、先般の地元の方の内容では、全員ではありませんが、もともと当時に見えた方は、やむを得んだろうなど、あとは町の行政のやり方に我々は従っていくよという話も言われた方もいらっしゃいます。

そういう状況で6年間かかったんで、ほんと、私も、正直な話、当初申し上げたとおりにスムーズに行っていないのは事実であります、地域の跡地の活用はやはり地元の方がお決めいただくこと、それには行政は全面的に支援していきますよという話は申し上げました。

ですから、やはり、せっかく麻里府もああいう状況で地域おこしをやってる。その中において跡地の活用はこれからはお一層の地域おこしになっていくという気持ちは持っております。

それと、教育長、先ほど答弁されましたが、教育長にもその都度私のほうに入ってる状況は、学校あるいは地域との協議の中に対応をしていってくださいということで、随時、地元の方から、町長どうなんだということについては教育長に御報告をさせていただいております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、ちょっと話を変えますけど、今、昨年、政策調整プロジェクトチーム、これを10チーム立ち上げておられますが、この麻里府小学校の統合問題についてはどのチームが所属しておりますでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） プロジェクトチームの中に麻里府小学校の統合と直接入れておりません。これは、もう最初から私が申し上げたプロジェクトをつくる前からの気持ちでありますから、もうこちらで学校教育課と私のほうでしっかり話していこうということで進めております。

教育長に先ほど報告しておりますよということは、地域の保護者の方から、さきの会合の後、町長さん、早くしてくださいよと、統合を、いう方がおられるんです。直接私のところに言ってこられます。そして、御父兄の方で、孫が、早う統合してくれんにゃ困るよという方もいらっしゃいます。名前を挙げるわけにはいきませんが、私も、ちょっと直接そういう話もいただくんです。その都度、教育長のほうには、こういう方向ですよという話はしております。

ただ、やはり学校全体のことでありますし、統合等の難しさを十分私も痛感しておりますから、慎重に、ひとつ、地域の皆さんに御迷惑かけない、そして子供たちのためにやるんだということをあくまでも優先してくださいということでお願いをしてるわけです。

学校の統合というのは、田布施町は数多くこれまでもやってきております。一番大きな統合は中学校であります。そして、それ以降にも、小学校も竹尾も国木も小行司も、皆、子供たちの数が減った状態等を含めて統合をやっていた経緯がありますから、その当時の子供たちがいかにどうだったかというのいろいろな聞きながら、統合というのは大変に難しい問題だなということを考慮しながら今

進めておる状況であります。

○議員（8番 石田 修一議員） あと、時間何分ぐらいですか。

○議長（藤山 巖議員） 20分です。残り20分。

○議員（8番 石田 修一議員） 残りが。

○議長（藤山 巖議員） はい。石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） 今、このプロジェクトチームをお聞きしたのは、この統合問題というのは、これは学校の統合っていうふうにそれだけ考えるんじゃないで、今までの歴史をほんと大きく変えるわけで、これ学校だけの、麻里府小学校を麻郷へ持っていけばいいだけの問題じゃないから、今プロジェクトチームを10チームつくって積極的にやっておられますけど、これこそ、私はチームを新しくつくるべきじゃないかと。教育課だけで対応する問題ではないんじゃないかと。といいますのが、跡地の問題、それから通学の問題、地域の問題、保護者や児童のこと、こういうことを総合的に考えていかないといけない問題だというふうに思っております。そういうことからしますと、やはりこれはプロジェクトチームをつくらせてやることによって、やはり地域住民も説得できるだろうし、保護者のほうの安心感も与えることもできるように、やるのであれば中途半端な格好でされるんでなくて、だから教育長、一生懸命頑張っておられますけど、やってないっていうことじゃないんです。だけど、総合的なことっていうものは、やはり一つのチームっていうのを、プロジェクトチームでもつくらせてやるっていうことのほうが前に進むんじゃないかとそういうふうに思っていますが、ちょっと、これは町長、教育長、両方お答え願います。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。もうプロジェクトチームをつくる以上に進んでいかなきゃいけない状況だと私は判断しておりますから、こういう気持ちでおったんですが。とにかく、そういう報告ができるように教育委員会と協議します。あと、教育長がまた答弁すると思いますが、作ること自体はそんなに難しいことじゃないです、簡単なことです。ただ、それを作ったからそれでうまくいくかと言われてたら、それでうまくいくとも容易に申し上げないんですが、その辺は御指摘されたように考えてまいります。

○議員（8番 石田 修一議員） 教育長のほうはまとめてしてもらいましょうか。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。

○議員（8番 石田 修一議員） はい。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、教育長、今言った件と、時間がありませんので、教育長にお聞きしますけど、複式学級、学力向上の面から複式学級はプラス効果がないと、少ないと、マイナス分が多いという発言をされております。麻里府小学校の現状を考えたときにもそういう考えでおられるかどうか、これもお聞きしたい。

それと、こうしてみますと、平成27年、これはまた1年生が1人、2年生が5人、3年生が2人、4年生が4人、5年生が3人、6年生が1人と、全校生徒16名ですか、そういう状況になります。これは、もう教育長も御存じです。だから、こういう現状とか考えると、これ16名ですけど、また20名の代に次の年から変わるような格好になると思いますが、こういう現状を捉えまして教育者の立場でお話を頂戴したい。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） いろいろ御心痛をおかけして、本当申しわけなく思っております。

まず第一に、教育委員会としましては、一番大切なことは、現実に学校運営が行われておりますので、校長が目指す学校運営を教職員が一丸となって保護者の期待に応える努力していることについて、それが大きな弊害をこうむるようでは困りますので、その辺は十分考えてやらなきゃいけないということを教育委員会が一番思っております。今の子供たちは、やはり教育が保障されるということ、そ

それはやっぱり一番大切にしておりますので、言い方は悪いかも知れませんが、こういった統合問題について学校を巻き込んでそういった問題が起こり出すと非常に大きな問題になると思いますので、そういったことがないように、地域の方、あるいは町全体、それぞれ議員さんもはじめ、そういうところを十分配慮しているんな御発言とかいろんなお取り組みに対することについては非常に感謝しております。

それから、今の複式の問題でございますが、現実に麻里府小学校が今非常にそういう面でどうこうということはございませんが、例えば学年1人の子供というようなものにつきましては、昨日も午前中ずっと学校教育課長を含めて麻里府小学校を参観させて頂いて授業を見て、校長先生らともいろんな話もしました。大変元気に明るくやっております。複式でございますから、先生は45分の中で半分は奇数学年、これは1、3、5、半分は偶数学年、その間は子供たちが課題に対して自分でやるということで、主体的な学習が取り組める面は大変いいかと思っております。

やはり、先ほどちょっと申し上げましたように、子供たちで大事な学校教育というのは切磋琢磨するというのが一番大事でございますので、そういう面からいけば、より、限度がありますが、先ほど議員さん申してくれました1学年2学級程度の、それが全部可能になるかどうかわかりませんが、多数の子どもの中でいろんな価値観を共有しながら、いやなことも当然人が増えればあるかも知れませんが、そういう中で成長して行ってほしいという願いを持っております。

保護者の中にもいろんな考え方もいらっしゃいますし、冷却期間も多少設けさせていただきまして、また再度そういった面でいろんな方法もあろうかと思っておりますが、そういった面はまたいろいろご相談しながら、ご理解をはかるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 今の、石田議員、将来の児童数のはいいんですか。

○議員（8番 石田 修一議員） はい。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） この面につきましては、やはり学校に来さしていただける保護者の考え方でございますので、ある程度の人数は増減はあろうと思っておりますが、どちらにしても完全複式が多少解消されても、複式が解消されるようなことはなかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） ちょっと時間がだんだんと迫っておりますので、私の話だけにさせていただきます。

これ、前の3月の一般質問のときに教育長にお願いしましたけど、これ皆さんを一堂に集めてやるのもいいですけど、こういう問題っていうものは家庭ごとにいろいろ悩みなり何なりを抱えておるわけで、軒数も少ないわけでも、一軒一軒訪問して各家庭の事情を聞かれたらどうですか、それが前に進む第一歩になるんじゃないですかということをお願いもしたわけですけど、もう結果から言いますと、家庭、そういうことはしておられません。

これ、私、教育長にしなさいと言うんじゃない。ほかに職員も課長もおられるし、ほかの方もおられるんですから、そういう、先ほど言いましたように歴史を大きく変えるわけでしょう。変えるんですから、やはりその家庭に出向いていってでも、家庭の悩みなり何なり個々に違います。それを聞いて、そして前へ進めるっていう努力っていうのは必要じゃないんですか。やはり、一堂に集めて、皆さん意見があったら言いなさいと、これは、私は言いますが、これだけ歴史を持ったものには不親切です。こういう形でいい結果が出たことありません。やはり、行動は相手の立場になってとっていただく。

それと、今のところ、どういうふうな形に地域が出てくるか、保護者が出てくるか見ておくということですが、眺めるということ。このまま、だから町のほうはもう耐震などしませんよと、保護者のほうはもう今の麻里府小学校を存続します、平行線ですと行く。これは、地域のほうにとっても

保護者のほうにとっても田布施町にとっても、大きなマイナスです、これがずっと続くっていうのは、どちらにするか、やはり結果を出すために行動しましょうや。

だから、私、麻里府の住民、これは歴史の流れとしてやむを得んかなという反面、地域の活性化はどうなるんだろうかと私自身も悩んでいますけど、今これだけ人数は少ない状況、ほかの東田布施、西田布施、竹尾のほうからでも、麻郷のほうからでも麻里府小学校に来てもらいたいな、そうして存続してもらいたいなと、そういう気持ちもあるわけです。けども、歴史の流れとしてやむを得ん部分があるかな、けど跡地はどうなるん。ほんと、地域の者っていうのは毎日考えてます、こういうことは。

この点御理解いただいて、前向きにどういうふうにしたらいいか、行動もしっかり足を使ってとっていただきたい。この点を特にお願いしておきます。

それでは、次に……。

○議長（藤山 巖議員） 残り時間10分です。

○議員（8番 石田 修一議員） それでは、次の3番目、都市計画税について。

都市計画税は、昭和37年から始まり都市区域から徴収されている都市計画事業や都市計画整備事業、市街地開発事業など、具体的には都市計画道路、公園緑地、公園、上下水、汚物処理場、ごみ焼却場など、これらに要する費用に充てるための、この都市計画税というものは目的税であります。

都市計画区域は、田布施町全体です。都市計画税は本町の一部用途区域内に住んでいる方だけに目的税としてそういう形で負担をさしております。その税収は、下水道事業などの起債の償還、すなわち借金の返済に充てておられるわけです。都市計画税が充当される道路や公園を利用される方、受益を受ける方は都市計画税を納めている人だけではありません。また、これまで長い間税金を徴収しているのに、下水道未整備地区が多く公平性を欠いていると、そういう声が出ております。受益者と負担の公平性の観点から私も不公平と思っておりますが、課税区域の見直しを含めて都市計画税に対する町の考え方をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

都市計画税についてのお尋ねであります。都市計画事業の費用に要するための目的税として昭和37年度より都市計画区域内の用途地域に課税しており、平成18年度よりそれまでの0.15%から0.3%に税率を引き上げるとともに、公共下水道事業認可区域及び認可区域外であって、現に排水設備を設置し排水可能な地域を新たに課税区域として加えております。税収は、平成24年度決算で9,463万8,391円となっています。

また、議員御指摘のとおり公共下水事業の進捗状況により一部に不公平感があることも承知しておりますが、厳しい財政状況の中、着実な事業推進を図ってまいります。

なお、都市計画税は、今後も都市計画事業を進めていく上で必要不可欠な財源であると認識しておりますが、課税区域の見直しについては現在のところ見直す予定はありませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員。

○議員（8番 石田 修一議員） この件であります。もう一度申し上げます。田布施町全域が都市計画区域で、田布施町の一部、ここに用途区域があり、都市計画税を徴収してる。これの目的税として今使われておるといものは、借金の返済に充てておるわけですが、これは下水道を完備する目的税として徴収、基本的にはしておると、下水道を完備すると。

今、お話がありましたように、用途区域は662ヘクタールあります。うち、ことしの4月1日現在で処理した区域の面積っていうのは256.4ヘクタール、未処理の区域面積は、これは多くて405.6ヘクタール残っております。

もう時間がありませんから続けますが、最近の1カ月間の処理面積は、24年度は出しておりませんが、22年度、これが金額は1億4,219万9,000円の工事費で、14.9ヘクタールを処理しております。それから、23年度が9,860万9,000円で、これが工事費です、9.6ヘクタールを処理しております。だから、ここ最近の分で14.9ですから、切りのいいところで15ヘクタール、これだけ毎年処理していくとした場合に、どういう格好になるかって言いますと、この用途区域、下水道を完備するのに何年かかるかと、今から27年かかる。先ほど言いましたように、もう用途区域の人は未処理の状況のままずっと昭和の時代から都市計画税を払ってきとるわけです。だけど、これから先27年たってようやくこの用途区域の処理ができるっていうのが現状です。

そういうことで、この税っていうものは不公平じゃないかと、見直す必要があるんじゃないかということをお願いして、これでもうストレートに申し上げますが、やはりよその県の成功したる例を参考にされるなりして、先ほど言いましたように、こうして公園とかいろいろほかの都市計画道路をやっておりますけども、これらにしましても、田布施町全体の住民っていうのはそこを使わないっちゃうことはないわけです。だから、全員が使って、田布施町全体が都市計画区域ですので、その見直しをされて、それから、今度、今、下水道事業ですけど、宮崎県の日之影町、これが平たん地が少ない、田布施も平たん地ばかりじゃありません。やはり、麻里府のほう、竹尾のほう、山坂あります。そして、どうしても住宅が密集しておりません。

そういうふうなとこっていうのは、公共下水をやるよりは合併浄化槽、これを設置しとる。これ、宮崎県の日之影町はこれをやって成功をおさめております。工事費はどのぐらいかかるかって言いますと、今、下水道をこうして工事やっておりますけど、この4分の1です。だから、金があり余るとるんやったらこれ続けられればいいけど、金を節約しながら効果を出そうとしたら、こういうふうなのを参考にされて、それからやはり田布施町全体公平にできるように、都市計画区域ですので……。

○議長（藤山 巖議員） 石田議員に申し上げますが、残り時間1分です。

○議員（8番 石田 修一議員） この件、前向きに検討してください。町長、一言。それで終わります。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 都市下水自体が大変厳しい状況であることはもう私が申し上げるまでもなく、議員さんも御承知だと思います。御指摘いただいた件、しっかり研究してまいって、それぞれ不公平のないような形で、できるだけするのが私の仕事でありますので、公正公平な立場で（ ）していきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（8番 石田 修一議員） 一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、高川喜彦議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 私は、今回の一般質問に当たりまして、通告のとおり3件質問をさせていただきます。質問方式は、最初は一括質問、一括答弁をいただきまして、2回目より一問一答でお願いをいたします。

質問事項の1であります。最近の異常気象と土木・建設工事の設計の基準についてお尋ねをするわけであります。

掲題のタイトルで通告いたしましたが、私にとりまして1983年初当選以来丸30年間議員としてのライフワークとしてずっと関心を持ち続けておるところであります。とりわけ、ことしは海水温が上昇し、世界の各地で気象の異常現象が起こっております。さらに、地球の温暖化に伴い、異常気象は想定外なことが頻発するに違いありません。

今夏7月28日、山口県やお隣の島根県江津、益田、津和野方面に未曾有の大雨が降りました。甚大な被害が発生したことは御高承のとおりで、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

国も局地激甚災害として、明後日からこれは発効し、その指定がなされて、復旧、復興支援に特段の補助金がつくられると、けさのニュースでも言うておりました。

さて、ことし7月20日の大雨は、山口県関係では、萩市須佐町で1時間に135.5ミリ、山口市の阿東町で1時間に143ミリという豪雨であったということです。調べてみますと、山口市には47年前にこの統計がとられるようになった観測地点が設けられておりますが、それ以来で最も多くの時間雨量が降ったというのがことし7月で143ミリでございます。また、須佐は、萩市になりましたが、やはり萩が64年前に観測を始めて以来、138.5ミリっていうのは、やはりことし7月28日が最高であったとこういうことであります。

私の記録であります、ずっとこうした大雨の記録をとってまいりましたが、田布施町では、20年前の平成5年7月17日、昼の零時から5時までの5時間に138ミリの豪雨がありました。特に、午後1時から3時までの2時間に90ミリという大雨が降りました。また、ことしの7月28日と同様に、20年前の平成5年7月28日には、午後1時から6時までの間に121.5ミリの雨が降りました。そのうち、午後4時から5時までの1時間には78.5ミリという豪雨でありました。これは、田布施町の最も時間雨量としては第1位の数字であると思います。この数字は、私が当時建設課で確認をさせていただいたものでございます。

そのときの写真を私は撮っておりますが、こういうふうに変な、中央南地区は遊水池になって多くの土地が沈みました。まだ、家がそう建ってなかった当時であります。たまたま、この日、平成5年7月28日は、平生湾の満潮が午後6時40分だったんです。しかも、非常に気圧が低かったっていうことがありまして、田布施川は、旧関戸橋、あのあたりから流れなくなりまして、水位がどんどん上昇しまして、そして三宅都市下水道は逆流するんです、バックウオーターっていうので、どんどん水が上流へと向かいました。また、奈良台川も田布施川への放出ができなくなりまして、中央南地区一帯は冠水して、いわゆる遊水池のような形になったわけであります。

今日では、当時と比べると道路を初めとする、いわゆる舗装が進んでおります。降雨の流出係数や流出速度も大きくなっておりまして、非常に1に近い状態になってることは皆さんも御推察のとおりだと思うんですが。本町では、特に平生湾と田布施川との関係なども大きく違っていることは、今の萩市の須佐や阿東とはちょっと事情が違うということも、私は今回痛感したわけであります。

こうしたことを思えば、想定外の豪雨に備える観点から、安心・安全なまちづくりに極めて細かな対策が必要と考え、その基準について今の基準でいいんですかということをお尋ねをし、また検討をひとつお願いをしたいというのが今回の質問の趣旨であります。

建設課長もいろいろ苦勞していただいておりますが、今は、例えば三宅都市下水道は、10年確率で55ミリの雨で満杯という計画であります。これ以上の時間雨量があつてはもうあふれる。30年確率は、田布施川などがそれではないかと思うんですが、67ミリの雨が降ったらもうあとはあふれていくということになります。50年確率が72.2か3ミリじゃないかっていうことですが、これも先ほど申しましたような、ほんとに想定外の大雨が降ったときにはどうにもならない。少なくとも、こうしたことを、特に危険水路等については、しっかりチェックをしておいて、想定外の雨が降ったときの対応というのはしっかり考えておくことが、安心・安全なまちづくりの上で非常に大事じゃないかというふうに思いますので、御提言を申し上げるわけでございます。

質問事項の2は、田布施町役場にエレベーターを設置することはできないものでしょうかという質問であります。

これは、もう個人的なことになってほんとに恐縮ですが、私は、先日、鼠径部という、この下腹部から足のつけ根にかけての手術をいたしました。約20センチ近く縦に切りまして、深さも十数センチの非常に深い手術でありました。8時間に及ぶ手術で、私は全く全身麻酔でしたから何も感じなかったんですけども、終わってみまして驚くようなことです。その手術の日から1週間たったときに、福岡県から広報の視察においでになりました。その日に、私はこの議員控室へ上がってくる

のに、3階の階段っていうのがこれほど遠いと、あとまた大変だというのは、ほんとに初めて思いました。

問題は、傷が痛んだっていうこともあるんですけども、そのときに自分の傷の痛みよりも、平素自分が健康で、しかも若いときからこの階段は上がらしていただいておりますけれども、こういうことになって初めて大変さっていうのがわかりましたんです。エレベーターがあるといいんだがなど、しみじみ思ったものでございます。

従来から、車椅子でおいでになったり、お体の不自由な方には、各課から下へおりて1階で対応するとかということをしておるといことも聞いておりましたし、それもそうかもしれませんが、議会の傍聴においでになってくださいとか、いろいろ皆さんの積極的な議会の活動を御理解いただくというようなこと、これは今3階の話であります、こうしたことを初めとして、お体の不自由な方や御高齢の方々が、ほんとに役場の2階、3階に上がってくるということは大変なことなんだなど、私はその日痛感をいたしました。よし、今度の議会でできないもんだらうかという御相談を試みたい。積極的に、さらに大体エレベーターつけりゃどのぐらいかかるもんじゃらうかって、エレベーターの会社に見積もりをとってみました。そりゃ、もうちっと行き過ぎたことでありますが、これは町長が一番詳しいわけであります。

見積もりをとりました。ちょうど、私のところでもそういうエレベーターを設置いたしましたときに、大体670万円あればできるという、それにプラス工事費が要ったわけですが。それをだいぶまけてもろうて、270万円できました。そのことをずっと頭にあつたもんですから、役場でそれであるということ、役場の見積もりはわしとっておきませんけれども、そうした経験があるもんですから、やっでできない相談じゃないと。これは、ほんとに住民っていうか、高齢者あるいはお体の不自由な方々に優しい役場にしていけるのであれば、こうした取り組みっていうのも意味があるんじゃないかと思いました。私は、自分の足が痛かったからエレベーターをつけてくださいっていうんじゃないで、それを思い知らされる契機になったことを改めて弁明を申し上げておきたいと思うんですけども。

こういうことで、エレベーターの設置はできないものでしょうかねというお尋ねをするわけであり、御相談を、あるいは御検討をひとつお願い申し上げたいと思うんですが、どうぞ、いい前向きな御答弁をいただきたいなというふうに思います。

質問事項の3でございますが、最近の教育界の諸情勢について、まことに漠然とした御質問で申しわけないんですけども、教育長の御見解をいただきたいと思ひまして、御所見をお尋ねする次第でございます。

8月16日に、松江市の教育委員会が、「はだしのゲン」という漫画であります、これを市内の各小学校に閲覧制限ということ、昨年ですか、しておったということであり、これに対して、いろいろな御批判があるということから、改めて教育委員会が開かれて、教育委員会の結論で、読ませないよという閲覧制限を撤回しようということの結論になって通達がなされ、そのためにこの件は一件落ち着いたっていう報道がありましたんです。

私もこの「はだしのゲン」を読んでみました。10巻あるんです。毎晩遅うに、1人、「はだしのゲン」を読んだんでありますが、それが漫画になるような気がいたしますけど。これについていろいろ考えさせられました。

ちょうど、またいろいろ御高見を承りたいと思ひますが、本町でも各小学校にあるんでしょうか。

私は、一番下の息子、もう三十幾つになりまして、家庭も持っておりますが、その息子に「はだしのゲン」の話を相談をいたしました。こうした、「僕は小学校のとき先生が勧めてくれて読んだよ」と、「あれはすごく心に残ったよ」ということなんです。そういう話がありまして、「ああ、じゃあ田布施じゃとめっちゃあなかつたんだ」という話をしたんですけども。

教育長は、これをどうお考えになりますか。特に、私はこれの問題の一つ、5つあると思うんです

けど、第1点は、この「はだしのゲン」というこの本を、いわゆる不良図書だとお考えですか。それとも、平和教育への参考になる本だっていうふうにお考えでしょうか。どう捉えるかによって、随分この見方は違いただろうなと思いました。こうしたところの御所見をいただきたいと思います。

2番目に、その間、この8月の下旬に、全国の小中学校の学力テストの結果が発表をされました。これが、いわゆる、もう何年かずっと行われてきた中で、いいところの県と、いいところは、1、2番ってというのは、秋田県、福井県っていうのが定着をしております。それで、山口県っていうのは、毎年、ことしはよかったって、何がよかったのかとじっと新聞でも読んでみますと、平均点よりよかったと、こういうんです。だから、毎年の課題として、いわゆるAとBがある中で、AはよかったがBには課題が残ったって、毎年の新聞に書いてあります。この辺のところを、教育長はどういうふうに、本町の小中学校ではこれから取り組んでいくかということもお尋ねしたいと思います。

もう一つ、通告はしていません。していませんが、これ、つい数日前の新聞に出ましたんですが、文科省は、土曜日の授業を本格的に推進をしていくつもりで、予算もしっかりつけるっていう方針だということが出ておりました。これ、特に東京都の小学校のPTAのほうが非常に熱心で、父兄の保護者の84%がぜひ推進してほしいということのを要望したということが出ておりますけれども。こうしたことを受けて、文科省も本格的にこれは進めていく方針らしいんですが。

本町では、私は6月に御質問しましたが、この後、何かお考えになったかということ、あるいは具体的に予算等の措置を検討されているかっていうようなことも、ちょっときょう聞かしていただきたいこう思ひまして、以上の点を御質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、1点目と2点目について私のほうからお答え申し上げさせていただきます。

1点目は、降雨量と排水路設計基準の見直しや防災対策についてとのお尋ねであります。

最近、前線や低気圧、台風に伴う集中豪雨、一般的にゲリラ豪雨と呼ばれ、突発的に発生し、局地的に限られた地域に激しく降る短時間豪雨など、異常気象と見られるような雨が全国各地に頻発しております。気象庁も、本年8月30日から大きく分けて2段階の情報体系で伝えていた注意報、警報に加え、新たに特別警報の運用を開始しました。

田布施町でも、平成21年7月21日には午前6時から午前8時までの2時間で121ミリという記録的な豪雨を経験しております。幸いにも、このときの豪雨では、避難勧告は出したものの大きな被害は発生しませんでした。

しかし、山口県内では、防府、山口、萩など甚大な被害が発生しており、このような状況はいつでも起きてもおかしくないものと認識しております。

このような災害に対する備えとしては、行政が最新の防災情報を活用し、住民を的確に安全な場所に避難誘導することが最も大事で、災害のレベルに応じた的確に職員を災害対応につかせるため、毎年、災害対応配備基本計画を見直し、対応しております。

さて、現在、河川改修や排水路の整備は、山口県と田布施町で行っており、町の公共下水道での雨水排除計画で採用する降雨確率率は、国の指針である下水道施設計画設計指針の5年から10年の標準の中で、町では10年を採用しております。あわせて、10年は補助事業の採用基準ともなっておりますので、当面変更する予定はありませんが、今後、国、県の動向等を注視し検討してまいります。

町内でも、市街地を中心に宅地化が進み、遊水池が減少したため、浸水等が頻発する可能性が増大しました。防災対策として、ハード、ソフト両面での対応が必要とされていますが、現在進めている排水路の増強や検討している貯留施設などでは限界もあるため、ソフト対策が重要と認識しています。洪水ハザードマップの活用、防災訓練等により、住民と一体となった避難対策をより充実していくよう考えております。

次に、2点目ではありますが、田布施町役場にエレベーターを設置できないかとお尋ねであります。

この庁舎は御承知のように、昭和44年竣工で手狭な上、老朽化から、現在では当然備えておくべき設備も整備できないのが現状であります。特に高齢者や体の不自由な方など来庁された際には、バリアフリー面や御提言いただきましたエレベーターなどの設備がなく、大変御不便をおかけしております。

現庁舎にエレベーターを設備するには、位置的には健康保険課、総務課、議会事務局の窓際に増設して、エレベーターを設置するしかないと考えていますが、1階は今でも手狭でそうしたエリアがなく、2階、3階も大幅にレイアウトを変える必要があります。

また、後ほどの質問にお答えいたしますが、庁舎のあり方に関するプロジェクトから、安全面から築後50年が経過する平成32年までには建てかえることが適当で、早期に計画策定を進める必要があるという答申を受けており、現時点ではエレベーターの設置は大変難しいと考えております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。

それでは3つ目の最近の教育関係諸問題についての御質問に対しまして、まず、漫画「はだしのゲン」を、学校に対して読ませないようにとの要請を撤回した松江市教育委員会の対応につきまして、私見を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

こうした閲覧制限の問題につきましては、日本図書館協会では「図書館の自由に関する宣言」（1979年総会決議）で行われておりますが、その場において、「図書館は国民の知る自由を保障することを最も基本的な任務とし、図書館利用は公平な権利を、年齢等の条件によって差別してはならず、ある種の資料を特別扱いしたり書架から撤去したりしない」と明記されております。

また、「児童の権利に関する条約」1989年国連総会で決議され、1994年には国会で承認をされてるものがございますが、ここにおいては、児童は表現の自由についての権利とあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を保障されるとされております。

そして、この保障が除外される場合がございます、それを申し上げますと、法律によって定められ、かつ次の目的のために必要とされているものに限るとして、①他の者の権利、または信用の尊重。②国の安全、公の秩序、または公衆の健康、もしくは道徳の保護とされております。

一方、「子供の読書活動の推進に関する法律」では、「子供の読書活動は、子供が人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境を整備が推進されなければならない」として、その推進を国や地方自治体に求めています。

こうした日本図書館協会総会決議や国連総会採択、あるいは国会承認、関係法令等から鑑みまして、松江市教育委員会の制限要請撤回は私は賢明な判断であったと思っております。

次に、2点目の全国学力・学習状況調査の結果と、これからのさらなる向上についての御質問についてお答えいたします。

今年度の学力・学習状況調査につきましては、全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象とした、いわゆる悉皆調査という形で実施されました。

本町におきましては、「学力の定着と生活の規律化を目指す小中一貫した教育の推進」を目指し、1つは学校の組織的な取り組みの強化、2つ目に教師の授業力の向上、3つ目に学習内容の充実と指導方法の工夫・改善、4つ目に地域や家庭との連携した放課後学習や家庭学習の充実の4つの学力向上対策の重点項目に掲げて取り組んでいるところでございます。

とりわけ、全国学力・学習状況調査に対する対応に力をいれて取り組んでおりまして、これまでの基礎学力強化や学習態度の改善、教師の授業力の向上に加えまして、今日的課題となっております思考力・判断力・表現力の育成や、活用力の向上に向け、日々の授業改善を加速させるとともに、県がつくっております「やまぐち学習支援プログラム基本問題」「やまぐち学習支援プログラム評価問

題」あるいは「学力定着状況確認問題」等の活用による実践力を高める取り組みに力を入れているところでは、

これらの取り組みにつきましては、町教委主催の小中学校学力向上担当者会議において、各担当者は指導主事や外部指導者の指導助言を受けながら、各小中学校の課題や対策を持ち帰りまして、PDCAサイクルによる改善・進化に努めているところでございます。

こうした、組織的、計画的な取り組みによりまして成果も上がっておりまして、本年度につきましても引き続き、全国山口県平均を小中学校共に上回ることができました。

ただ、課題もあります。まず小学校におきましては、山口県平均と比較して、各教科の領域・観点別において、マイナスポイントはほとんど見当たりません。特に国語Aの「話す・聞く能力」の問題では、県平均を10ポイント上回っております。

今後、全ての小学校が毎年度判定した結果が出せるよう、高学年だけでなく、小学校1年生から身に着けるべき学力を、その年度できちんと身に付けていけるよう、指導体制の充実を図っていきたいと思います。

中学校におきましては、山口県が全国平均の最上位に位置しているということもあり、県平均と比較した場合、各教科・領域別で幾つかのマイナスポイントも見られます。特に数学Aの「数と式」の問題では、県平均を5ポイント下回る結果となりまして、今後、この対策につきましては、1つ1つの問題をスピード感ある、スピーディに正確に解いていくという訓練が必要であると思っております。逆に、国語Bの書く能力問題では、18ポイント、数学Bの数学的見方・考え方の問題では、11ポイント県平均を上回っております。

以上、本年度調査の概要を申し上げましたが、これからのさらなる向上に向けましては、やはり、児童生徒一人一人が志高く、勉学についてしっかりと目を向けて成長していけるよう、学校、保護者、地域一体となった、いわゆるチーム田布施による取り組みが重要であるというふうに考えておりまして、そういった活動を進めてまいりたいと思っております。

それから、土曜授業につきましては、先の8月の中国地区の町村教育長会におきまして、議員の御質問がありましたので、その当時御指導いただきおりました文部科学省小等中等局企画課長さんに、直接お伺いをいたしまして、町村教育長全体にもお話をさせていただいたところでございます。それによりますと、各自治体単位での対応をこれから図っていくというふうに考えている、文科では。それにつきましては、法的、予算的な措置は国が対応していくと、今後1、2年以内に具体的な方法を示しながら、各自治体単位の責任において、そういった土曜授業を実施していく方向であるという、考えておりますので、県等の単位での動きであろうというふうに考えますので、今後、注視しながらそれに沿って、積極的な対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 教育長、今の質問のあれですが、本校への配置、それから優良か不良か、この辺答弁されました。町内の学校に配置されてあるのか、置いてあるのかどうか、これを不良図書と見るのか、そうでないのか、ちょっとその辺の答弁。

○教育長（尾崎 龍彦君） これはまた、再質問でまだお答えさせていただいてよろしいですか。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 町長、基準をすぐ変えてくださいってわけじゃあないんですけども、やっぱり無理だろうと思ったんですよ。思ったんですけど、じゃあそれ変わるものは何かっていったらソフト対策を進めるっておっしゃいましたね。最近どうも国の警報を見ましても、自分の命を守る行動に即移ってくださいっていう言い方をして、一人一人がみずからの身の安全を守る方向に、これがいわゆるソフト対策の一番根本だろうと思うんです。そういう方向をこれから充実するっていうことなのか。

本町の場合は、最初に申し上げたように、特殊な事情があって、もうどうしようもない、平生湾が

そこにあつて、気圧が下がってくれば水位が上がるんですから、そうするとこの田布施川が逆流してきて水は流れんようになり、そのときにオーバーフローするわけです。そのオーバーフローが、田布施川が例えば先ほど言いましたように、時間雨量が67ミリの雨が降れば、この田布施川のハイウォーターレベルっていうのは、4m85cmでしたね。その中央橋の橋げたのあれで測るんでしょ、4m85cmを超えるわけですよね。この30年確立の雨が降れば。そうしたことに對するいろいろ、排水ポンプを設置したり下流ではされとるわけですけど、対策はやっぱり考えとかなきゃいけないと思うんです。

こうしたことを、ことし、来年にあるのか、あるいはちょっと先のことかわかりませんが、こういう事態が生じたときに、何としてもこの田布施町の特に下流部分においては、どうしようもないひとつの平生湾の事情ですとか、あるいはその周辺からこう集まってくる支流との関係もあるわけですから、その辺の対策をぜひ、英知を絞って、ソフト対策と共にこの検討を進めて、安心安全な、いざというときの対策をぜひ、指針を一つ、基本をつくってもらいたい。

こないだの雨でも、灸川が氾濫の危険があるちゅってからテレビの字幕にでましたよね。出ておりましたが、あれは実際にそうだったのか、その辺も含めてまず、一問一答で答えをお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） ご指摘のとおり、非常に雨量が変わってきておまして、議員さん言われるように、ちょうど何年か前に豪雨確率、50年30年ちゅうのはあの時初めてよく勉強せななきゃいけないという気がした記憶があるんですが、今、関戸橋のところの堰といいますか、あれが一番建ちあがったときに、平生湾の海水は、あれ以上高いのは来んのだろうという、私は認識を持っています。ですからその辺がどうかちゅうのはよく確認したいと思いますが、言われたとおり、あくまでもソフトじゃなしにハード面の対策ちゅうのはこれからも引き続いて、やっぱりその辺の基準をちゃんとしっかり持ってやっていかなきゃいけないなというふうに思います。

今の田布施川の水位の高さは、図書館の前につけてるんですよ。高さ状況ちゅうのは、水位の高さ状況は。あれが今、基準だろうと思います。中央橋の件はちょっと私わからんですがね、図書館の前にちゃんと水位計の高さはつけております。あれによっていざちゅうときには全部に周知して対応しななきゃいけないというのがあるんですが、ちょっと気になる点が1、2点あると、今のこの瀬戸から下については、大分整備してきたんですが、上がいろいろ不安な材料を抱えております。今、そういう関係で県とその対策をとにかくやってくれというお願いはこれからやっていくつもりでありますし、その辺の基準をしっかりと見つめて、降雨量、確率を踏まえてやっていかなきゃいけないなというふうに思います。

私がお答えできるのはこの程度です。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 先ほどの灸川の関係でございますが、灸川が判断基準の、氾濫注意とか避難判断、氾濫危険とって段階がございますけれども、非常に間隔が狭いんです。で、いつも総務課、建設課等、防災情報で河川情報見ながら、現場を確認して、要するに對するということになってますんで、確かにテロップで出て、住民避難の判断というような形にできますけども、実際はそれに基づいて行動すると非常に信頼を失いますので、現場で状況を確認しながらやらないといけない箇所だという認識です。

それから、先ほど田布施川の件は、最高の氾濫危険水位が4.2mでございます。4.2mで、最近の雨で最高の高さになったのが、平成17年度で3.15mまで来てます。だから、田布施川の図書館前の水位計では、まだ最近の豪雨に對応できるという考え方です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） それじゃあ、正確に知っておきたいんですが、今、田布施川の水位

の安全はさくら橋にあるの。さくら橋、それともこの中央橋のはなくなったの。

○議長（藤山 巖議員） 川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） たしか以前は中央橋にございました、現在さくら橋のすぐ下流側に付いております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ひとつ、ソフト対策っていうの、わかったようでわからないんですよ。で、しっかりその辺をソフト対策で災害に遭わないように、まして人身に怪我があつたりがないようになっていうことが基準になると思うんですけど、もちろん生命を守るっていうのは大事なことですから、こうした基準っていうか、これもしっかりつくっておきましょう。おきましょうっていうか、つくってください。ひとつお願いをしたいとおもいます。

それから、続いて2問目にまいります。

田布施町役場は昭和44年の竣工で平成32年に建て替える。もうこれ決まってるんですが。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 決まってるわけではありません。プロジェクトのほうから、まあ耐用年数を含め、現在のこの庁舎が耐震系にも優れてないし、引っかかっているよということを指摘を受けております。そうかってすぐ使えんよというんじゃないしに、やはりその辺を踏まえて耐震対策をやれば、相当な高額費用がかかる。私は詳しくは知らないんですが、中央部分に元あった吹き抜けが今なくなっていたり、いろいろここ自体も改装を行っている状況の中で、答申を受けたのは後5年、6年、32年ごろまでにはもう建てかえないといけませんねという答申を受けております。決定しとるわけではありません。それに向けて今、一生懸命対応を考えていかなきゃいけないという状況にあります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） それ今、賛成とか反対とかいえませんが、かなり傷んでるなあというのは思います。こないだも、さっき申し上げた福岡県のある町の議会から皆さんがおいでになって、団体においでになって、向こうでの話が終わって研修が終わって、議場を見てくださいと。その日は大雨が降っていた。こっからすごい雨が漏って、バケツを持ってあっちもこっちもしていかなと大変じゃと。それを見るとかなり、役場、これ何年にできたんですかという質問を受けました。質問には答えましたが、雨が漏ったんじゃ家の役割をせんなという感じを私は持ちましたんで、ある意味じゃそういうことも必要かと思えます。

しかし、平成32年っていうと、今から何年ありますか。（発言する者あり）私やり取りしちゃいけません。計算してみりゃ7年だろうかと思えますけど。その間はないわけ。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 後ほどの質問でもちょっと答えますんで、そういう答弁をちょっとさせていただきます。他の議員さんから質問がございます。現段階で何点かのことを考えながら進めております。これは、相手方のお経緯もありますので、それまでにあるとかないとかっていうのはちょっと御返事できないんですが、最終的には32年を区切りという気持ちでおります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 禅問答みたいで、ようはつきりはわからんのじゃけど、何かお考えがあるのなら聞かせてもらいたいと思うんですけど、やはり私はやっぱり、高齢者とか体の不自由な方が2階や3階へ上がってくるのが自由にできる、バリアフリーっていうじゃありませんか、バリアフリーっていうのは誠にハイカラな言葉であります。こうした設備で住民に優しい庁舎にしたいっていうのを切に申し上げておるわけです。これはひとつ、しっかり留めておってください。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員、残り10分です。

○議員（6番 高川 喜彦議員） はい。

教育長、色々ありがとうございました。再質問で聞いてくれっていうことで、お尋ねいたします。

「はだしのゲン」っていうのは不良図書、それとも平和教育への参考書、どうお考えになっておりますか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それじゃ、2つ。

最初、私も松江市の対応についてどうお考えかということで、法的なものを含めてお答えしたことで私の考えがお分かりかなということでありましたが、具体的に、1つは町内で所蔵している学校はどこかっていうのがたしかあったと思いますが、これ今「はだしのゲン」を所蔵している学校は、田布施西小学校、東小学校、それから城南小学校、田布施中学校です。持っていない学校もありますが、この学校には所蔵しております。それと図書館。

それから、良書か否かということでございますが、その、いきさつっていいいますか……

○議長（藤山 巖議員） ちょっと待ってください。

はい、失礼しました。再開します。

○教育長（尾崎 龍彦君） この問題については、いろいろなことが（ ）っておりますが、私、私的な意見はどうかというお尋ねになってると思いますが、私的にはあります。ですが、教育長としてこういった一般質問の前に、これが良書か良書じゃないかということは申し訳ありませんがお答えはできません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 教育長、先ほどの図書館のひとつの方針をお示しになりましたね。それからすれば良書であるとか、不良図書であるとかっていうことは、これは読んだ本人が判断すりゃいいんじゃないか。そしてまたそれを、そのために親がおるんでしょう。だから、私はそれを行政があれば、今回のあれは手続きに不備があったと、あれはおかしいですよ。私はおかしいと思う。で、菅官房長官も後でコメントを言われておりました。私はそれは本当と思うんですよ。菅官房長官も下村文科大臣も、私ちょうど今持ってきてませんが、言ってましたが、手続きに不備はなかったと、そういう手続きの問題じゃなくて、しっかりこうした問題がこりゃ教育者はじゃあ何のためにおるのかっていう問題になるのかもしれないけど、先生がそばにおられるんだし、あるいは親も各家庭にはおられるわけですから、その判断にしっかり、だから子供がそういうことになるからしっかりわかってからにしたほうがいいと思うんですけど、まあ、尾崎教育長さんは教育長さんのお考えをお持ちだということで、私も私なりに考えを持っています。

あるところの描写が非常にいけないんだとかいうようなことが、今回いわれてますが、そういう問題じゃないと思うんですよ。これは言葉遣いにしても非常に乱暴な言葉も普通だったら言うべきでないようなことも言ってますけども、だからその本がいけないっていうことはないはずなんです。それを目指しているものは何かって、何を教えたいのかっていうことも、ずっと本当に真面目に読んでたらわかるはずなんです。だから、そうしたことがなされるのが、いわゆる図書館の先ほどの答申に沿うことだろうと私は思うんです。

そういったことからすれば、形式的な手続きの問題だったり、それぞれ教育委員会の権限だとか、そういう問題とは切り離して考えるべきこと。一部の市の議員が強行にいったことを気を使って、閲覧も制限する行政に至ったっていうことも新聞には書いておりますけども、そういうもんじゃないんだっていうことを私はしっかり持つてることが必要だということを、今日は申し上げたかったわけでございます。

また、いろいろ御教授をいただきたいと思います。終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、高川 喜彦の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時17分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。次に、河内賀寿議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） それでは一般質問いたします。

質問方法は一問一答で、計2問いたします。

質問事項は、8月6日、9日、15日にサイレンを吹鳴してはということで、答弁者は長信町長でお願いします。

柳井市では8月6日、9日と、広島、長崎の原爆投下時刻にどういう日なのかの説明後60秒のサイレンが吹鳴されます。8月15日には、正午の全国戦没者追悼式の式典黙祷時刻に吹鳴されます。

周辺の市の多くも実施しています。岩国市と光市は大空襲のあった14日も吹鳴しています。

本町は15日に半旗を実施するだけで、サイレンの吹鳴はありません。戦後68年、戦争の記憶が薄れる中、今一度このテーマを重要と考え、戦争で亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、事前説明後のサイレン吹鳴をしてはいかがでしょうか。提案いたします。

ちなみに事前提出資料として、柳井市の文章はお渡し済みですので、読んでいただいたかと思いますが、傍聴の方もいらっしゃると思いますので、一度、柳井市の通達のアナウンス文章の原稿を読みます。2枚あります。

1枚目、庁舎外へのアナウンスで、かっこが結構ある。かっこは省略して読みます。「防災行政無線の報告内容」というのが一番上に書いてあります。8月6日午前8時14分ごろ、吹鳴約1分前、コールサイン、ピンポンパンポン「こちらは防災柳井市です。本日8月6日は広島へ原爆が投下された日です。原爆死没者の冥福と世界の平和を祈り、ただいまからサイレンを吹鳴します。」コールサイン、ピンポンパンポン、午前8時15分0秒、広島の前爆投下時刻に吹鳴開始、サイレン吹鳴60秒、こういうふうになっております。

で、8月9日のほうは、ほぼ文章がないんですが、（午前11時01分ごろ、吹鳴約1分前、コールサイン、ピンポンパンポン）「こちら防災柳井市です。本日8月9日は、長崎へ原爆が投下された日です。原爆死没者の冥福と世界の平和を祈り、ただいまからサイレンを吹鳴します」コールサイン、ピンポンパンポン。午前11時02分0秒、長崎の前爆投下時刻に吹鳴開始。サイレン吹鳴60秒。

そして8月の15日は午前11時59分ごろ、吹鳴約1分前、コールサイン、ピンポンパンポン。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） はい。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと質問ですが、それは執行部のほうにお渡ししてるんでしょう。参考資料として。

○議員（2番 河内 賀寿議員） そうですね。

○議長（藤山 巖議員） だから、であるのであれば、貴方が言いたいポイントだけを1つずつ質問として申し上げてください。それは他市のことですから、本町は本町なりにまたあらうと思いますからね。

○議員（2番 河内 賀寿議員） ではまあ、その辺はこういう感じのが流れてます。15日の正午に流れてる。

あと、庁舎内用は同じような文章として流れている。ちょっと違う点は、庁舎の来庁者の皆様及び職員にお知らせしますという形になって。黙祷を捧げられますようにお願いしますという文章が書かれているという点がちょっと違うなと思います。庁外に向かわれて、この場合、黙祷までのお願いとという言葉が入ってないというのが、これがちょっと内と外で違うなというのが私の感想です。ちょっと傍聴の方の関係があったので読んでみようかと思ったんで、ちょっと時間取らせてすみません。

そういうところでございます。以上のようなことなんでございますが、うちの周りの岩国、和木、柳井、光、下松、周南、防府、山口といったところはこういったのを計3回ないし空襲の関係で4回あるところもありますが、十分やっておられるんですが、あと、うちの田布施と平生、上関、周防大島近辺ではちょっとやってないという、町がやってない感じになっております。どうしてかという点に関しては、またいろいろそれぞれ事情があるのかと思いますんで控えますけど、非常に戦後の記憶も薄らいだ時期ですんで、こういうことをまた1回考えていただきたいという意味で質問をいたしたいと思えます。我が町もやってはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

広島、長崎に原爆が投下され、8月6日と9日の投下時刻、そして全国戦没者追悼式典が行われる8月15日の正午にサイレンを吹鳴してはとの御提言であります。

核兵器廃絶、また戦没者への追悼をし、平和を祈るということは日本国民として誰しものが永遠に共有にし、その実現に努めていかなければならないことであります。

議員から、柳井市などの例をお聞きしましたので、町民の皆さんや関係団体のお考えもお聞きし、考えてみたいと思えますが、いきなり放送でサイレンを吹鳴すると、アナウンスが聞こえにくい場所など、サイレンだけお聞きになられた方は、火災や災害と間違えられたりもしますので、行うとなれば、吹鳴について十分広報を行い、みんなで黙祷できるようなものにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） よその自治体も電話とかで問い合わせたところ、やはり事前の広報なんかでサイレンをやりますので、認識してくださいというような文章のことを書かれる、ないし皆さんに認識させるというのはよくやられるそうです。やっぱり今のあれじゃ、そういうふうなことをきちっとしたら、我が町も来年からやれるのかなという感じと受け止めてよろしいでございませうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答え申し上げたとおり、やっぱり関係各位、あるいはいろんな方と話もさせていたきたいし、そしてサイレンが鳴ること自体に嫌な思いをされるという方もおられるかもわかりません。その辺は十分、関係各位に協議をした上で対応をしていきたいというふうに思えます。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） この質問をしようと思ったときには、田布施で私ずっと小さいときから生きてきて、サイレン鳴った記憶がなかったんで、全然こういう概念なかったんですけど、柳井の方から8月の6日にちょうど朝8時15分ごろに電話かかってきて、「今サイレン鳴ったけど、お宅らどうだった」という、普通に話があつてびっくりしてからいろいろ調べてみたんですけど、その方は周南のほうで、子供のときから鳴りよって、柳井でもそうじゃけ、田布施が鳴らないというのをすごくびっくりされまして、正直なところ馬鹿にされました。田布施ってそういうこともせんのかねって、どっちかっていうと田布施っていうのはすごく保守的で、すごくそういうのを大事にすることというイメージがあつたみたいでしたんで、私もすごいこれはショック受けまして、それでほかのとも聞いてみたら、意外にうちの周辺の地域はみんなやっとなので、そう思ったわけなんですけど。

逆に、風化とか、区切りという形で、私もわかんないですけど、皆さんもご年配の方なんであれですけど、戦後10年ぐらいとかやられたとかいうのはないんですか。その辺はちょっと私は若いんでよくわからないんですけど。もし、子供のころはサイレンが鳴りよったけど、10年で区切ってやめたとか、そういう記憶とか、町長に限らず覚えちよられたらちょっと教えて頂きたいんですけど。お願ひします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私も記憶は定かじゃありません、ここ最近そういう田布施町は鳴らして吹鳴していないと思います。子供のころにはそういったものも含めて鳴ってたのかもしれませんが。御承知のように、国旗掲揚も我々が小さいときは、確実にどの家庭もやられておりました。当時、8月には、あるいはサイレンを吹鳴されてたという経緯があったのかもしれませんが、記憶に定かじゃないので、いや鳴らしてましたとはよう言いきれませんが、大事なことは、その原爆投下にして、終戦にして、戦没された方に対して敬意をしっかりと表して、個々個人が対応するということが大事なわけでありまして、その話をするためにその時期に吹鳴することは決して悪いことじゃないと思います。

ただ、いやだと、もう今更そんな（ ）もしたくないというような方も中にはおられるのかもしれませんが。そして、時代の流れでそういったことがだんだん薄れてきた経緯もあるのかもしれませんが。よその市町がやられているから、うちはそれに準じてやらなきゃいけないという気は持っております。地域の、田布施町民の皆さんから、多くの方からやったらいいよということが、関係各位と相談して話が出れば対応してまいりたいという気持ちであります。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） その辺は来年の暑い時期にこの場でいろいろ協議していただいて、判断していただきたいと思います。

それでは2問目にいきます。

質問事項2は、学校図書の閲覧制限はあるのかということで、答弁者は尾崎教育長でお願いします。先ほどの高川議員と質問がだぶっておりますのですが、質問の内容としては同じようですが、ちょっと質問させていただきます。

先日、松江市教育委員会が漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を……

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 先日、松江市教育委員会が漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を全小中学校に求めていたことが新聞報道で発覚しました。日本全国から批判を浴びたのか、市教育委員会の臨時会議で撤回が決まりました。図書室で自由に読めていた本が急に読めなくなるといったようなことが本町でもあるのか問います。もし、過去に何度かあったなら、どのようなタイトルの本か、また、なぜそうなったのかをお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、学校図書の閲覧制限はあるかないかについての御質問にお答えします。

本町では、現在まで学校図書の閲覧制限をしたことはありません。特に、学校図書は教育委員会から各学校に予算配分したのに対して、各学校が自主的に独自の考えで購入しているものです。

今後も、例えば先ほど申し上げました「児童の権利に関する条約」の13条2項等に抵触しない限りは、各学校の購入された学校図書の閲覧制限をかけることはないというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 「はだしのゲン」の問題の、昔こんなのが同じようなことがあったなと思ってちょっと思い出したんですけど、ちょうど1988年になる黒人差別の問題とかと絡んで、「ちびくろサンボ」というファンタジーのもんでしたけど、修正なり何なりにされて、なくなりかけたか、なくなったという話が新聞紙上で賑わしたのを思い出したんですけど。小学校低学年のファンタジーもんですけど、覚えておられますか。それか「ちびくろサンボ」は我が町ではどうなったんでしょうか。もし覚えておられたらちょっとよろしくお願いします。ちょっと若い頃であれですけど。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） その「ちびくろサンボ」につきましては、これは行政が閲覧制限をしたわけじゃなくて、出版社が当時批判を受けて、出版をとめたという経緯があったと思います。現在、私

は持っておりますが、図書館をちょっと確認しておりませんが、その後、形は変わりますが絵本という形で出ているのは私は持っておりますので、それ以降、また出版されてると思います。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 何か最近では復権したというか、サンボもよくなったような話は最近またちらっと読んだような記憶があります。だから、自主的回収か、出版社がしたんでしたら関係ありませんね。

ということで、別に閲覧制限をされたこともなかったということだと、我が町はこういったことに関しては自由なふうというか、安心いたしました。

先ほどですけど、西と東と城南と田布施中と図書館にはあって、ちょっと麻郷と麻里府はまだないというお話だったんですけど、さすがに買ってまでは入れようとは思われませんか。何ていうんですか、住民の方が寄付とかでから入れられたら入れようとか、そういうことを、どちらかちょっとお聞きしてお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、選権が各学校長にありますんで、極端に言えば学校図書、図書室、教員の中に図書の担当者が出ておりますが、それが選任して校長がやることですから、私たちがどうこういう問題ではありませんので、学校の判断になるかと思えます。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 小学校の図書が健全になればということでございますが、私の経験から、麻郷小の6年のときに、クラスの部屋が1つ足りなくなるということで、急に図書室がなくなるということに遭遇したことがあるんです。小さな工作室のような部屋に書物を入れるということで、半分以上の本は焼却場の下のところに持って行って、積み上げて、入らんかったもんは燃やすとか、我々にいる本があったら持って帰っていいよということがあったんです。これ子供のときすごく印象的で、写真のような、朝日グラフみたいなやつとかいろいろ持って帰った記憶があるんですけど、図書の本というのはそれまでは非常に大事に使いなさいと、すごく教わってきたことを急に大人の事情といいますか、部屋がなくなるからとかいう形で、積み上げて燃やさんにやいけんようになることがあるというのを、子供のときに体験したことがあります。いや、いろいろ例えばそこまでせんでも、いろんな周りの小学校にばらばらに持ってくならないんかなと、そういうことがあったこともあるんですが。

今はそういう時代じゃないかもしれませんが、結局そういうことは稀ってか滅多なことじゃないかもしれませんが、よく図書として廃棄処分とかされるといのは、それもやっぱり自主的に学校の先生とかが考えて、いつもの冊数からちょっと増えたけえというちょっと邪魔になるからということで、普通に廃棄処分とされるようなこともあるかどうかちょっとお願いします。

○議長（藤山 巖議員） これは、閲覧制限とはちょっとずれておりますが、教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 御質問、最初のあった質問とは確かに議長おっしゃったように違いますが、折角の機会ですから、疑問点であろうと思えますんで、お答えしときます。

これは、公費で購入するわけですが、購入につきましては、各学校にその決められてる予算の中で買うようにしてありますが、廃棄につきましては、必ずその廃棄について教育委員会のほうで1つ1つの本について必ず提出をさせるようにしています。

今、言われたことが本当にあっただろうかというふうに思いますが、現在では学校教育課長名で廃棄についてはしないような、本を大切にしなさいということで、古い本もできるだけきちんと取ってやっていくという形で、書庫がいっぱいになったら大変非常に古いものということもありますが、そのことについても、所蔵の本の数について、非常に今、県教委のほうもできるだけ多くの本を学校に所蔵するよという措置もありますので、できるだけ廃棄しないよという形でやっております。

したがって、廃棄するにあたっては、教育委員会に必ず承認といいますか、それに通知をして、そ

れに基づいてやらしておりますので、学校が勝手に処分するということはできません。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 多少ずれたかもしれませんが、要するにその、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、本当はちょっと処分したいけどできないから機会があるからそういう形で消されるようなことを、毎日考えるような方はいらっしゃらないとは思いますが、そういうことも考えた上で関連の意味でちょっと聞いてみたかったのであるんですけど、本は大事にされているというか、我々のころはちょっと違うかもしれませんが、今の時代は非常に大事にされているという感じのところ、今後ともそれでよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。失礼します。

○議長（藤山 巖議員） 以上で河内賀寿の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） ちょっと皆さんお諮りしますが、ここで一旦休憩したいと思いますが、いいですか。ちょっとはやいですか。（発言する者あり）1問だけしましょうか。（「一つだけでも、全部すりゃいいけど、ちょっと早いから」と呼ぶ者あり）質問だけ、ちょっと。

それでは、再開しますから、皆さんよろしいですね。ちょっと静かにしてください。

次に松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 私、2問質問いたします。

最初の1問は、高年齢者の再雇用についてと題しまして町長にお尋ねいたします。

少子高齢化の社会に向けて、高年齢者雇用安定法がことし4月1日から施行されました。町役場におきましては、来年の4月から実施されるということになると思いますが、この中身は、年金支給年齢の繰り上げに伴う賃金の受給の空白期間を埋めるためにというふうに私は理解しております。

町役場の職員におかれましては、定年退職を迎えられます希望者全員の雇用を図る、そのための制度であると思います。

来年4月から実施されるんですが、大きく4点問題点があると思いますので、町長のお考えをお尋ねします。

一つ、再雇用者の有無により職員採用計画はどのようになるのか。

一つ、再雇用者により町役場職員数が増大すると考えられるが、仕事の役割分担と責任をどのようにするのか。

一つ、再雇用者の勤務日数の選択と給与を含めた待遇はどのようになるのか。

最後に、再雇用される職員は、仕事に対するモチベーションの低下が考えられます。他の職員もそれに引きずられるようにモチベーションの低下の可能性が高い。職員の仕事に対する意欲の低下に対して、どのような防止策を実施し、住民サービスの低下を防ぐのか。

以上4点です。

次に、2問目は、役場本庁舎の耐震対策についてということでお尋ねいたします。

この質問は、僕は、3月の議会で、本来すべきじゃったというふうに、今考えとるんですが、どうということかと言いますと、傍聴者の方も御存じと思いますが、ここを出られて、階段がありますよね、屋上へ上がる。ここで、コンクリート片が崩落というんですか、落下というんですか、で、鉄筋が見えてるような状況は、早くから気がついたもので、ただ、このあたりの指摘をどういうふうにしたらいいのかが、ちょっとわかんなかったもので、今回の9月議会で質問するということになってしまいました。

行政には、災害に対して住民の安心安全な場所の確保が求められます。と同時に、町役場、ここが災害対策本部になると思うんですが、この本部も同様に安心安全な場所に設置されるということが求められると思います。

先ほどからちょっと言いましたが、本庁舎は鉄筋の崩落してるような現状があるんで、大地震を想

定しての建物の耐久性に疑問符がつくんじゃないかと、町民に、その耐久性が示されておらず、安全性が明確になっていない現状がある。

ほぼ半世紀経過しているこの庁舎が、耐震補強されておらず現状のままでは、危険な場所に対策本部があり、ふさわしくないんじゃないかというふうに私は考えます。

町財政を考慮した非常に難しい判断が求められると思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと。この本庁舎の耐震対策としては、以下の4点が考えられると思いますので。

一つ、現状の建物を耐震補強する。

一つ、現在のこの敷地内で新築する。

一つ、他の場所で新築して、町役場機能を移転する。

一つ、役場自体を他の利用できるような建物に機能を移転する。

町長のお考えをお示しお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） その前に、松田議員、御理解いただきたいと思うんですが、答弁は午後にさせてもらうちゅうのはどうでしょうか。ちょっと時間が……

○議員（3番 松田規久夫議員） いいですよ。私は構いません。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。かなり答弁の時間がかかるかもしれないから、私の予想で、御協力をお願いします。いいですか。

○議員（3番 松田規久夫議員） よろしくお願いします。

○議長（藤山 巖議員） じゃ答弁は午後にさせていただきます。

それでは、ここで松田議員の質問で一旦休憩とさせていただきます。

午前11時50分休憩

午後 1時28分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。松田議員、質問席に。

それでは、答弁を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、午前中の松田議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

まず、再雇用制度についてのお尋ねであります。

御承知のように、老齢共済年金や老齢基礎年金を受けられる年齢は65歳からです。お尋ねのように、老齢共済年金については特例的に60歳から支給されておりました。

しかし、平成25年度以降は、生年月日によって段階的に支給開始年齢が引き上げられていくこととなります。これにより、平成25年度末、26年度末定年退職者の年金支給開始年齢は61歳となり、その後、2年に1歳ずつ引き上げられ、平成33年度末以降の定年退職者は65歳からの年金支給となります。

再任用制度は、こうした年金支給開始年齢の引き上げもあり、10年以上前から法や条例が整備されてきましたが、本町では、これまで定年退職の場合に、無年金期間が生じないことや高齢職員が多いという人事上の問題もあり、再任用職員を雇用いたしたことはありません。

しかしながら、こうした年金問題に加え、職員の大量退職等の影響も深刻なことから、地方公務員法及び田布施町職員の再任用に関する条例に定めるもののほか、本年8月末に、平成26年度版の再任用に関する要綱を制定いたしました。

この要綱により、現在、4人の職員が再任用の申出を提出しておりますので、今後、面接、選考を行い、10月には内定通知を行おうとしております。

この制度に関しては、全員協議会でも説明することとしておりますが、今回、4点のお尋ねでありますのでお答えいたします。

1点目として、「再任用制度と職員採用計画との関係」であります。来年度の例で説明しますと、

本年度末で退職する職員は14名おります。現在、常勤で再任用を希望する者が3名、短時間勤務で再任用を希望する者が1名おります。

常勤の再任用職員は定数内職員としてカウントすることとなりますので、不足する11名を本年度の職員採用試験の2次試験合格者として、現在、意向確認を行っております。

2点目として、「再任用により職員数が増大するのでは。また、職責はどうするのか」とのお尋ねであります。

さきに申しあげましたように、常勤職員は職員定数条例の適用を受けますので、短時間勤務の職員をどう管理するかというのが、今後の課題となります。職責については、今回の要綱では、基本を係長クラスの主査、担当業務を処理する主任、事務補助の主事の3つとして、本人の希望、在職中の実績、経験を考慮し、決定いたします。

3点目として、「勤務日数の選択や給料は」とのお尋ねであります。勤務日数は、常勤の場合は通常職員と同じとなります。短時間勤務の場合は、本人の希望と実際の職場の事情を勘案し、週3日や1日6時間勤務などで設定していくこととなりますが、本人の希望と合わないことも当然出てまいります。また、再任用職員の給与は、人事院勧告に基づき、職責に応じて、職員給与条例で定めております。

4点目は、モチベーションの話であります。再任用職員は通常の職員と求められるものに何の違もなく、今回の要綱でも、再任用の選考条件を幾つか掲げておりますが、その一つに、申し出の段階で、本人から、「再任用職員として意識を切りかえ、上司及び同僚と協力して円滑に職務を遂行します」との誓約を受けるようにしておりますし、議員が御心配されるようなことはないよう適正な制度運用に努めたいと考えております。

2点目、次に、役場本庁舎の耐震対策についてのお尋ねであります。

役場本庁舎は、昭和44年の竣工で、モダンな建物で町民からも大変親しまれてきましたが、44年が経過する今、老朽化も進み、その特徴的なデザインから、反面、耐震面では大変脆弱な構造となっています。

町では、平成21年10月から耐震診断を行い、平成22年6月に診断結果の報告が出されました。

結果は、役場庁舎などに求められているIS値0.72に対して、1階のX方向が0.38、Y方向が0.27しかなく、2階はX方向のみが0.67とわずかに耐震基準に足りないというものでした。

これに伴い提示された耐震改修案は、1階については、玄関ホールに25センチの増設耐震壁と、町民福祉課側、健康保険課・税務課側ともに、庁舎内の窓口カウンター側と課内を横断する鉄骨ブレースを設置するというもので、役場機能が果たせなくなるほどの大改修となり、事業費も5,233万円と試算されたことから、小学校、公民館等の耐震対策を先行してまいりました。

役場本庁舎の耐震対策については、昨年、プロジェクトを立ち上げ検討した結果、「本庁舎については、大規模な震度の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある。また災害時の本部拠点施設を失うリスクが高いことは大きな問題であり、安全面からも、築後50年が経過する平成32年までには建て替えることが適当で、早期に計画策定を進める必要がある。」という報告が提出されました。

プロジェクトでは、松田議員が今質問された「現位置での新築」、「他の場所への新築移転」、「他の建物への移転」の3案について、それぞれのメリット、経費試算、問題点などの洗い出しなどを行いました。

その結果、旧田布施工業校舎の利用が、「役場、保健センター等の一体利用が可能であること。」、「校舎面積が広いゆとりのある庁舎改装計画が可能であること。」、「財政状況に応じて建設計画を立案できること。」、「段階的な整備が可能なこと。」から、最も優先して検討すべき案といたしました。

このため、現在、山口県教育委員会に、田布施町への譲渡等が可能かと問い合わせている状況であ

りますが、県も利用計画を検討されており厳しい状況にあります、状況がわかりましたら報告をさせていただきます。

今後の庁舎のあり方について協議させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 質問の第1のほうですけれども、年度末で14名の退職の予定だと言われましたが、早期にやめられる方が何人で、60歳の定年を迎える方が何名という内訳の説明がなかったんですが、教えてください。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 60歳定年退職が7名であります。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 7名のうち4名が、3名が常勤で、1名が短時間勤務という、定年を迎えられない7名の方が早期にやめられるというのは、退職金等の問題が大きく影響してるのかもわかりませんが、それ以外に、僕は、4項目めでモチベーションという、働く意欲の問題を取り上げましたが、このあたりが、現職員に、内情はわかりませんが、既に、働いてる職員にモチベーションの低下が見られるために退職を待たずに7名の方が早期にやめられて、新しいせつかくいい制度ができるのに、その恩恵にあずかれないというのは、何か、町の執行権のある町長初め幹部に、職員の指導力等に問題があるんじゃないかという気がしているんですが、このあたりはどんなものでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 早期退職、勸奨につきましては、私のところへ話がある。その場合において、事情等十分に確認しながら進めております。

ほとんどの方が、当初からそういう計画でしたということでありまして、今の退職金については、そうだということは1人もいただいておりませんが、多分そういうことは言われなと思います。

当初計画からのそういう希望なんだというのが主みたいですが、また、組合等との話し合いの中にも、その辺は問題があるんじゃないかという、組合からも指摘をいただきましたが、決して問題があるとは思いませんし、もし問題があるのであれば、もっと若い段階で、その辺の話がどんどん出てきて当り前だろうというふうに思いますし、職員自体がいろいろと苦慮してる部分もわかります。ほとんどここに参与として並ぶ中にもおりますので具体的なことは多くは申し上げませんが、一生懸命、皆、やってくれていることには間違いありません。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 職員の管理につきましては、住民サービスの低下がないように、そのあたりの御指導をお願いいたします。

次の質問は、新採用に関してですが、やめられる14名の方、それで、常勤が3名、新たに採用する人が11名、足せば14になって、何ら仕事の割り振り等考えなくても、ただ数字だけ合わせているような、14名いなくなるから14名働く、数字だけ合わせたような採用の仕方のように、僕には思えるんですが、このあたりはどんなでしょうか。

言いますのは、通常、定年60歳、大学を出て22歳、そうすると38年間働くようなイメージになると思うんです。現在、役場の職員が120人弱、そうすると1年当たり平均3人が……、120の数字が正しいとしたらですよ、仕事の割り振りの関係で。38年ですから、毎年3を掛けますと、この近い数字になると思います。毎年、3、3、3、3、3というような格好でいきますと非常にバランスのいい採用の仕方になる。

ところが、近年、非常に若者の採用が多くて、将来、年齢のものすごくアンバランス、こういう事態が、20年後の、僕がシミュレーションの結果を持ってないですけど、田布施町も人口もかなり減

ると思ってます。こういう中、税金も落ち込んでいく、そうなると、今の120人弱いる職員数の維持も難しいような中で、新たにここ近年の採用数が多いというのは、何か、将来に非常に問題を残すような気がするんですが、どんなものでしょう。お答えをお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 町の職員定数条例等はまだ御承知かと思っておりますので、それに基づいて、今の町の職員は規定どおりおります。

一番懸念されてるのは、今言いましたように、一時的に非常に若い職員さんが増えている。定数は変わらないのに人数合わせかというふうに言われましたが、そういうことではございませんし、定数の基準に基づいてやってるわけですから。

ちょっと気にされているのは年齢層の関係であろうと思います。以前にも、議会でも話したかもわかりませんが、私が町長になったときに、72%が50歳以上の、72%ですよ、常識では考えられませんでした。

それは、いろんな諸事情があった経緯があるから、そのことについて触れることはいたしません、それを、現在、一生懸命、職員定数を含めて対応してまいった経緯があります。

今回等の職員採用につきましても、非常に年齢のバランスをとる必要もあるということで、社会人枠、経験等を含め、ある一定の年齢の方まで試験を受けられるように対応していくということを兼ねて、今やっております。

ですから、昔のように、退職年度時十何名とか、あるいはひどいのは18名ぐらいおった経緯もありますが、そういう事態のないように、今は一生懸命、その辺に対応して職員のバランスをとる。ただバランスをとるだけではいけません。あくまでも、町民に対して行う職務というのは、サービス業務として、しっかりと町の態勢を立て直して、町民の皆さんにサービスできる、町民に対してやらないといけないことを含めて、やはり専門的な知識を持った者、あるいは社会で経験した者、あるいは新たに学校を出て専門的なものを持っている者、そういうのをバランスよく、今、職員採用として対応しております。

現在、一番多い年齢層では45歳ぐらい、それが7名ぐらいになると思います、年代別で。それ以外はもう、多くてもそれを超えるような年代層はありません。できるだけその辺のバランスをとりながら、これは私だけの問題じゃありません。今後町政を運営される、どなたがなられても、一番苦労される点だろうと思います。自分自身が思っておりますし、また自分自身もそれを通してきました経緯がありますから。バランスよく職員は対応していかないといけない。

そして、それによって住民サービスを低下させることのない体制づくりが必要だということで、職員採用等については一生懸命、関係者と協議しやっております。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 新人、新しい人を採用計画で、少し質問させてもらいましたが、つい最近、最高裁判決で、例の婚外子の、民法のほうを違憲だという判決が出たと思うんです。田布施町職員に採用になりたい人が、生まれた年代で希望しても田布施町の職員になれないというふうな、そういうことがあってはいけないと思って、ちょっと言わせてもらったんですが、町長言われたように、大変努力されてるようですから、今後とも、バランスのいい採用計画をお願いいたします。

次に移ります。町長の答弁で、耐震補強が5,233万円でしたが、お金がかかるということで、もう耐震の案は考慮にないように僕は受け取りました。それと、新築についても、今の時代、非常に高額なお金がかかるということで、この場所で、あるいは他の場所で新築するという案は、頭の中にはないような、そういう印象を受けまして、残る、僕の質問の中では、書いてます4番目の他の建物に移転という、その候補が、田布施工業の跡地の利用だというふうにお答えになったというふうに理解いたしました。

ここで、一つ提案があるんですけども、町役場、県のほうが田布施町に譲り渡すという条件がつい

てからのことだと思っただけでも、田布施町役場自体をそっくりそのまま今の工業の跡地に持っていくという案も一つかと思っただけでも、中学校、毎年借地料が1,300万円で、24年度は、土地の購入費として4,000万円、決算の資料をもらいましたけども、高額な、田布施中学校、支払いがありますので、今後、田布施に一番可能性がある災害といえば、地震も可能性があるでしょうけども、近年の雨の降り方を考えると水害が一番だと思います。

田布施中学校の1階を使わずに2階以上を使って、というのも、一つおもしろい案じゃないかなと、もし水害にあっても、1階は物置程度のぬれてもいいような物を入れとって、ほとんど機能的には2階以上に持って行って、中学校をとというのも一つおもしろい案かなというふうに思います。

単に、町を田布施工業へという、それと中学校を持って行って、中学校の後に町役場を持っていくとか、これも一つのおもしろい案かなというふうに、僕思ってますので、いずれにしても、費用対効果の検討が要ると思うんですが、ひとつ、いろいろ考える中で、今言った、中学校、高額な支払いがありますから、このあたりも含めて考えてもらったらというふうに思います。

特にお答えは要りません。私、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） それでは、質問させていただきます。

まず1つが、ふるさと寄附金についてと、2番目に携帯電話、携帯ゲーム、LINEの規制について、これは一問一答で、最初のふるさと寄附金については町長、2番目の携帯電話、携帯ゲーム、LINEの規制については町長と教育長をお願いいたします。

最初に、ふるさと寄附金について、ふるさと寄附金は、ふるさとのために貢献したいという善意の気持ちを寄附金にするという形にするものです。全国の各自治体で実施されているが、寄附をされた方々には、自治体からお礼の品をあげておりますけども、本町では、現在、1万円以上で田布施町史の本が贈られております。これを見直ししてはどうか。

また、他市町では寄附金額に応じて特産品などを進呈している。柳井では、5,000円以上で金魚ちょうちん初め8種類が選べます。寄附していただいた方々に対して喜ばれる品物にするなど、創意工夫が必要と思うがどうでしょうか。

また、もっとたくさんの方に寄附をしていただけるように、全国に発信することが重要であるので、町のホームページや広報等も見直ししてはどうでしょうか。

こないだ、ちょっと調べましたら、平成24年度、寄附が320万円入っているようです。この辺も含めて使い道とか、それも、町長お願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のふるさと寄附金について、寄附していただいた方々に対して喜ばれる品物にするなど創意工夫が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

現在、本町では、1万円以上の寄附をいただいた方には御希望により田布施町史を贈呈させていただいております。しかしながら、毎年御寄附をいただいている方々に対しては、田布施町史を何冊も贈呈することになり、対応に苦慮しているところでございます。

御質問にありましたように、田布施町史以外にも、田布施特産品や御寄附をいただいた方々に喜んでいただけるものなど、本町をPRする上で必要であり、改善すべきことであると認識しております。検討したいと考えております。また、贈呈の条件に、1万円以上の下限を設けていることにつきましても、下限額の引き下げ等もあわせて検討してまいります。

次に、たくさんの方に寄附していただけるように全国に発信することが重要であるので、町のホームページや広報等も見直しをしてはどうかとの御質問ですが、現在、本町のふるさと寄附金のPRに

つきましては、広報、ホームページ、中学校や高校の同窓会などで行っています。

全国的に情報を発信するツールとして、ホームページは有力な手段であると認識しております。既存のホームページ作成システムが、平成26年度で5年を迎えることから、平成27年度に更新を検討しております。誰からも見やすくわかりやすいホームページに一新できるよう努力してまいりたいと考えております。

また、広報につきましては、引き続き、盆と正月の帰省時を中心に記事を掲載し、PRも努めてまいります。

それと、質問の中にありました、24年度、320万円という御寄附いただいた経緯ではありますが、これは、ある方が3年間で1,000万円を町のほうへということで、1年目のたしか300万円、それと20万円は別の関係だろうと思います。本年度は、350万円ですか、その方が町のほうへ寄附をされました。

使用につきましては、寄附された方の高額の件がありまして、御希望に沿うようにということで御相談申し上げ、図書等の関係に、多分教育長のほうの関係に使われております。

それ以外につきましては、使用目的を持った寄附行為である件等は、それに使用させていただく。そして、町に一任という件につきましては町のほうでこの辺を対応して、必要なものに使用させていただいておるという状況であります。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

去年、320万円、まあ1,000万円いただけるということは、本当、ありがたいことだと思っております。

この制度が平成20年度から始まると思うんですけども、当初、始まったときから、今平成25年ということで、途中の寄附の金額とか、その辺はどうなんですか。

○議長（藤山 巖議員） 西本財政課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） それでは、お答えいたします。

平成20年度でございますが18件で51万9,530円でございます。それから、21年度が5件で26万4,000円です。22年度が7件で57万円でございます。23年度が8件で35万940円、そして24年度が10件で320万円です。本年度、25年度につきましては8月時点でございますけども、353万円、3件の寄附がございました。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 本当、最初は18件ということで多かったんですけども、年がたつごとに薄れてきて、だんだん減ってきているようなんですけども、ここでもう一度ホームページとか、広報、一生懸命やられて、今、田布施町も財政難というか、収入増やすか、節約するかしかないと思うんで、どんどんこういったPRをして、財政のほう、収入のほうをもっと入れていただきたいと思っております。

ちなみに、平生、光市、隣ですけども、こういったふるさと寄附金の記念品とか、これは全くございません。柳井は、金魚ちょうちんとかフラワーパークの入場券とか、甘露醤油とか、いろいろ特産品とかありますので、田布施も特産品、いちじくワインとか、田布施のお米でもいいですし、交流館の商品とか、いろいろ考えられて、寄附したくなるような記念品を差し上げて、もっともっと寄附をしていただけるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問でございます。携帯電話、携帯ゲーム、LINEの規制について、現在、ネット環境はめまぐるしい進化を続け、大人の知らないところで子供たちは危険にさらされております。

携帯電話、スマートフォンで使うSNS——これは、ソーシャル・ネットワーキング・システムの略ですけども——とりわけLINEというアプリケーションがあるんですけども、今社会問題になっ

ておりますけども、とても危険でございます。

全国で事件が多発、学校でのいじめ、家庭での経済的負担、学力の低下など、使い方を間違った場合、取り返しのつかないこととなります。

携帯ゲームも、本来、家庭内でくつろぎの場でやるものにもかかわらず、屋外活動とかにも子供たちが持って行って遊んでおります。

学校へのこの使い方の指導はどうか。規制はしないのか。入学説明会や保護者会時にネット対策指導はしないのか。小中学校及び公共施設内での使用制限をしてはどうか。

ちょっと調べまして、今のLINEにかかわる事件が、2012年7月から2013年8月まで、全国で恐喝殺人事件、合わせて20件ございます。

それと、先日の新聞、載ってございましたけども、内閣府の調査で、9月7日、新聞に載ってございましたけども、子供の安全に関する世論調査ということで、約7割の親の方が不安を感じるという結果が出ております。

また、東京で、こういった問題を重視しまして、7月18日、ケータイ・スマホ安全教室というのを学校の中でやっております。また島根県、静岡県でも情報モラル講座というのを学校でやっております。こういったことを含めて、田布施町でも、この対策、この辺をちょっと聞きたいと思います。大事なことなんで、町長と教育長、よろしくお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

まず、私のほうから教育現場等におけるネット・携帯問題についての御質問にお答えしたいというふうに思います。

児童生徒を取り巻くネット、携帯の問題は、有害サイト、チェーンメール等から発生するトラブルや、出会い系サイト、コミュニティーサイトなどの非出会い系サイトを介した事件など、さまざまな事柄に及んでいるところは御承知のことと思います。

本町では、これらに対応するために、未然防止の取り組みとしまして、学校における児童生徒の情報モラル教育の充実に加えて、教職員の保護者への啓発や相談体制の充実を図るとともに、県教委が作成しております問題行動対応マニュアル等を活用しながら、早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。

学校へのネット、携帯の取り扱い方や規制及び使用制限についての指導につきましては、平成20年10月、本町として指針を出しております。児童生徒が利用する携帯電話をめぐる問題への対応についてというものをしております。児童生徒、教職員、保護者等への対応マニュアルを、そういった形で、もう既に整備しております。なお、いろいろな状況は変わっておりますが、基本的にはその姿勢は変わっておりません。

ここで、指針についての概要を、ちょっと紹介をさせていただきます。

まず1点目は、発達段階を考慮し、小中学校においては学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすること。

2番目、児童生徒の通学時における安全等の観点等、特別やむを得ない事情から携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合には、学校長の判断により、居場所確認や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを可能にすること。

3つ目に、学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること。

なお、この指針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ保護者等との周知を行うなど、学校の取り組みに対する理解を得て、協力体制を構築することとしており、これに準じた対応が現在なされております。

次に、入学説明会や保護者会時におけるネット対策指導につきましては、平成24年2月に「入学

式等の日における情報モラル指導の実施について」により通知しているところでありまして、入学式や入学説明会等の日において、携帯電話やインターネットの利用に係る情報モラルについて、中学校入学生への指導や、その保護者に対して啓発を行っております。

概要を紹介をさせていただきますと、1つ、インターネット利用のメリットとデメリットについて十分把握させる。

2番目、インターネット利用の学校や家庭での約束事やルールづくりをしっかりとる。

3番目に、学校、保護者、それぞれの役割について周知していく。

4番目は、トラブルが発生した場合の対処法について、いわゆるマニュアル、それから、こういったところに相談するといった、そういったものを示しております。

5番目、一番大切なことですが、フィルタリングサービス等の加入について、ぜひ御協力をいただきたいというふうなことです。

最後に、社会教育施設や体育施設等での使用の制限につきましては、学校管理下にある場合や放課後子供教室等、社会教育課が行っている事業などにつきましては、学校の規則に準じた指導がなされるようにしています。

なお、携帯ゲーム機の使用につきましては、学校管理下においては持ち込み禁止ですが、家庭においても健康や学習面に支障を来さないように保護者への啓発に力を入れているところでございますし、けさも新聞で某高等学校の事例を御存じと思いますが、そういったことから、情報モラル教育、それから保護者への啓発活動につきましては、今後とも十分やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、私からは、公共施設の携帯電話などの使用についてお答えいたします。

現在の高度通信社会において、お年寄りから子供まで、日常生活で携帯電話を使うことは当たり前のこととなっております。今後、ますますその依存度は高まってくると感じています。

公共施設にはいろいろな目的の施設がありますが、不特定多数の方に利用していただく施設について携帯電話の使用規制をかけることはできません。今までも行っておりますように、会議中や大勢の方がいる中での利用は迷惑行為であり、そうした携帯電話などの利用マナーの向上は、今後とも呼びかけていきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） いろんな取り組みされておるみたいですが、実際、子供たちがどんぐらいスマホを持っているとか、ゲーム機を持っておるとか、親はどういうふうに思っておるのか、その辺、ひとつアンケートというか、実態調査というか、その辺をちょっとやっていただいたらと思うんです。

先日も、うちの近所の親御さんに聞いたら、小学校2年生の女の子が、スポ少で、今のLINEやってメールしたいからスマホを買ってくれという格好でせがむらしいんです。

皆さん御存じだと思いますけども、スマホ、アプリはただなんですけども、LINEはただなんですけども、スマホを買えば、通話料が大体7,000円、新型の機種を買えば、そのまま2年間月賦、月に2,000円としても、9,000円、親が払わんにゃいけんようになりますんで、その辺の経済的負担、子供が2人、3人おれば、全員スマホを持たしたらとんでもない生活費かかります。

本当、この辺、親の問題とは思いますが、実際、どれぐらい持っておられるのか、また、本当に必要なものなのか、その辺もちょっと含めて、アンケートとか、見直しとか、今までやっておられますけど、もう一度見直しとかをやっていただいたらと思いますけど、どうでしょう、教育長。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎君。

○教育長（尾崎 龍彦君） 本町においても、中学校で調査をしたり、毎年はしておりませんが、それから、先般行われました、全国学力学習調査におきましても、各家庭でのいろんな生活実態を調査しております。そういった結果も全部出ております。

喫緊の、本町のは一部しかありませんが、全体的に見て、やっぱり県の動向と余り変わりません、比率が。例えば、紹介しますと、携帯電話の所有率につきましては、平成23年については山口県の平均と余り変わっておりません。小学校が19.9%、それから自分専用については15%程度、あとは親のを借りている程度でしょう。中学校になりますと47%です。自分が持っているのが33%、あとは親から借りたり兄弟のです。高校になると、ほとんど、95%以上持っているということで、まだまだ小中学校については、20%ないし、小学校が半分程度ということは、この数年来、同じぐらいの動向でいっちょる、やや増えているかなという感じです。

また、インターネットの閲覧については、小学校で16%、中学校で57%ということで、高校は97%ということで、大体、携帯を所有する者と見るのが大体似てると思います。

それから、LINEのほうで、議員さんおっしゃいましたけど、インターネットの利用の内容で見ますと、全体的に一番多いのは、5分の1ぐらいがYouTubeなどの動画が多いように出てますけども。それから、一番心配されて、本町でも、また後の議員さんでの御質問でも、ちょっとまた御紹介しますが、LINEなどの交流サイトが一番危険視されております、おっしゃるとおり。これについては、現在、実際的にはすぐいろんな、内容が内容ですので大げさになりますけど、実態的には、いろんな町で見ると、5%から10%内ぐらいの状況が、LINEによる、そういったものの利用だということ、だけど、先般も、けさ出ておりました高校等見ても、これもLINEの動画を流したということですが、やはりこれは表に出ると大変大きな社会問題になりますので、結果的に、非常に危惧されますけど、全体的には5%から10%ですが、逆に言えば、だからこそ今、しっかり手を打っていかなくちゃいけないのかなというふうに思ってます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 今、23年度ぐらいからのデータを言われましたけども、こういったものは日進月歩進んでおまして、数カ月で数字ちゅうのは変わってきますので、本当こまめにデータとらんと、去年こんぐらいやったからええと思うちょっとら、ことしはとんでもない数字になっとったりしますので、その辺は、半年に一遍とか、ちょっと調査していただいたらと思います。

今、LINEで一番小中学生の問題が出てくるのが、メールして仲間外れ、LINE外しと今言われておりますけども、それを理由に自殺したり、そういう問題も出ておりますので、とにかく田布施では、そういった、ここまではあるけども、それ以上の自殺に追い込むとか、そこまでいかさんように対策をとっていただきたいと思います。

なら、私はこれで。

○議長（藤山 巖議員） 答弁要りませんか。

○議員（9番 西本 篤史議員） ちょっといただけたら。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 議員さんがおっしゃるまでもなく、そういった子供たちのいじめ、ましてや自殺等につながるようなことは絶対にないように、これについては、ほかもやっておりますが、特にこれについては力を入れて、またやりますし、また、そういった対策も、具体的に国の法律も出ましたけど、それに先立って今取り組んでおります。

いろんな面で御支援いただけたらと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 終わり。

○議員（9番 西本 篤史議員） これで、以上終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、國永美恵子議員。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 町長、お疲れでございましょうが、通告をいたしました通りお尋ねいたします。

まず住民サービスについて、窓口等も含めましてでございます。

山口新聞7月19日の記事に、身体障害者手帳を持つ20歳以上の人のうち障害年金を受給できるのに請求手続きをしていない人が0.4%程度に上る調査結果を厚生労働省が18日に明らかにしたと載っております。精神障害や知的障害者の調査は実施しておらず、障害年金全体の請求漏れは2万人を上回る可能性が高いということでございました。障害者認定の申請を行った時点で対象者が年金の手続きまで行うことができたなら、このように社会保障制度から落ちこぼれることはなくなると思います。

本町におきまして、請求漏れはないかお尋ねをいたします。

また、ワンストップサービスが行われているかについてもお尋ねをいたします。

もう1点は、体に障害を持ち、障害者手帳の申請ができる状況にあっても申請を行っていない人があるということについてでございます。

一例を申し上げますと、歩行が困難になって通院しているが、本人も家族も年をとったので仕方がないと思っていたと、こういうことでございました。私が手帳申請の話をしめすと、考えもしなかった、全く思いもしなかったと。早速お医者さんに相談をし、その後、身体障害者手帳が交付をされたということでした。特に高齢者になりますと、年だから仕方がないという思いが強く、体に不自由があることが身体障害者の対象になることと結びつきにくいのだと考えます。

身体障害者手帳は各種福祉制度の利用を可能にします。住民に身体障害者の範囲等について、わかりやすく知らせるべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

住民窓口におけるサービスについてのお尋ねであります。町民の方が国民年金の障害者年金の請求をされる場合、所定の診断書などを添えて、町役場健康保険課に、または社会保険にかかわる障害年金については徳山年金事務所に請求書を提出することになっております。また、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の申請につきましては、町民福祉課の福祉係窓口で受け付けをしております。

現在、町民福祉課で身体障害者手帳の交付をする際に、障害の部位に応じたサービス制度一覧表をお渡ししておりますが、この中で障害基礎年金の項目を設けており、その場でお問い合わせをいただいた折には、健康保険課窓口にて御案内をしております。障害者年金の請求漏れや防止やワンストップサービスに努めております。

また、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けられた方につきましても、今後先ほど触れましたサービス制度一覧表の活用を図ることとし、請求漏れのないように対処します。

次に、障害者手帳の申請ができる状況でありながら申請を行っていない方への対応についてお答えいたします。

重いけがや命にかかわるような病気などにより明らかに障害を持つこととなった場合のほか、高齢によるものや一般的な病気を原因として障害を持たれた場合においても、障害者手帳の交付対象となる場合がございます。これらのケースでは御本人が障害を持ったという意識のないまま、障害者手帳を取得することにより得られるサービスを受けずに過ごしておられることも考えられます。障害者手帳の交付対象となる障害は多岐に及ぶことから、具体的な身体の部位や症例など全て広報することは難しいものと思われませんが、加齢や病気など原因として生活に不自由をきたしている場合、まず町役場、または医師に相談するようPRの手段を考えてまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 河村町民福祉課長。

○町民福祉課長（河村 五男君） 質問の中にありました請求漏れはないかという御質問でございますけれども、今、町民福祉課福祉係におきまして、身障者手帳、療育は知的ですけども、それに精神手帳を受け付けをして県のほうに進達をしております。これにつきましては、手帳によって違いますけれども約1カ月から2カ月程度、申請について、県から認定おりにくる間に時間がかかります。その認定がおりて申請者に手帳を交付する際に、あなたの身障の等級、この場合に受けられる、いわゆる住民サービス、これ等の説明を行っております。

また、障害年金を該当されるかどうかというのは、もちろん持ち場ではありませんので、健康保険課のほうに御案内して、国民年金であれば町のほうへ、社保であれば年金局のほうへ申請をされるようにお話しをしております。

また、障害の等級、即、障害年金の等級という形になりませんので、申請された方に対して請求漏れがあるかないかという数字は町のほうでは把握をしております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 町のほうで把握がないとなると、もしかしたら田布施町もそういう方がいらっしゃるかもしれないという可能性があるわけですよ。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 河村課長。

○町民福祉課長（河村 五男君） 障害のも、年金の関係もこれあくまでも個人申請でありますので、御相談して御紹介して、その時点で必要書類、これがそろってない場合等もありますので、その場をまた帰られる方もございます。その後の追及というものはしておりませんので、請求漏れがあったかどうかまでは現在把握をしております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） その一番最初に申し上げましたように、手帳がきちんと、申請をされていらっしやったときに、きちんとその障害年金の話までを納得して帰っていただければ、そこですぐ書類が出され——次の機会になるかもしれませんが、そういうことが可能になると、漏れがなくなるということになるかと思うんですよ。それは住民サービスの一環として、もう絶対に漏れがないという形で進めていっていただきたいと、このように思います。

制度があっても使わない方というのはいらっしゃるんですよ。障害者ということになりたくないという思いもあるのかもしれませんがね、いろんなところでいろんな制度、高齢者のタクシー券などでも対象に十分なっても、「私、使いません」と、こういう方もいらっしゃるんです。就学援助もわかりですね。「要りません」と言う方もいらっしゃる。その人に無理に勧めようというのではないんです。本当にこの制度があつてよかったなという、ああ、知らなかった、町の窓口で一言言ってもらってよかったなという、こういう方のために、ぜひそこまでの対応はしていただきたい。こういうのがありますよというのは全部教えて差し上げて、その一覧表の中に年金もあるとおっしゃったけれども、そういうことまでも丁寧に対応していただきたいと、このように思います。

それは本当に、2つ目に、障害者になるかどうか知らなかった、全く考えも及ばなかったと、こういうところにもつながるんです。だから、この漏れがないようにしっかりと対応していただきたい。住民サービスをしていただきたいというふうに思っております。それで2つ目は、自分が障害者に該当するかどうかわからないと、これもなかなか難しいんですね。これをどのように住民の皆さんに知らせたらいいかというのは非常に難しいんですけども、でも税の控除というのでも——障害者手帳交付されれば税の控除というのでもあるんですね。そうしますと大変大きなものにもなりますので、ぜひこのところはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

もう1点申し上げたいのは、今は今の窓口対応でいいのかもしれませんが、もう一步踏み込んで対

応していただきたいと、漏れのないような対応ということと、それから民生委員さんやなんか、そういう方のお話もお知らせ、高齢者の方にお知らせというのではできるんじゃないかと思っておりますので、そののころもしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 河村課長。

○町民福祉課長（河村 五男君） 議員さん御指摘のように、高齢者の方々、これについては、年齢による障害は該当されないと思っている方も多分あると思います。それにつきましても、障害等につきましても、手とか足とか体の場所によってこの認定方法がかなり変わってまいりますので、その辺をなるべく障害が不安な方は医師に相談するように広報等で、どういう形かちょっと考えますけれども、PRのほうを努めてまいりたいと思っております。

それとまた、それをするのに民生委員さんの活用というのも民生委員さんの活動の中で、うちからまた今度、定例会等がございますので、この辺を対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうですね。知らなかったからといって不利益を被らないようにという対応は、ぜひしていただきたいと思っております。

先日、窓口サービスのことで申し上げるのが、先日住民の方が困り事で電話をされたんだそうです。そうすると、担当課へかわると言っていて、電話が保留に、保留音が聞こえたまま10分以上待たされた。3番目に防災について行きますけれども、まあそれはそういうときに今しなきゃいけないというものではなかったからいいんですけれども。それが裏山が崩れてきているとか、前の川の水があふれているとか、そういうもんだったら10分も待たされたら状況が変わってきます。それは町長、窓口の対応というのはきちんとしていただきませんと、たとえ新しく入られた職員の方であっても、住民は新しい人だからとか、課長だからとか、そういう目では見ません。もう役場に入った職員はみんなプロです。住民の目から見ればプロなんです。それは私のように素人でわからない部分もあるんですけども、プロの方はやっぱりいろいろな物事を知っておいていただきたい。

というのが、今の電話の話なんですけれどもね。こんなに待たせていいのか。その方は11分たつて、とうとう電話を切ったと。で、担当に回しますと言われたんだけれども、11分で電話を切りました。よく10分も辛抱されたなと思ったんですけれどもね。そういう状況もありますので、以前にはマナーマニュアルのようなものも活用されておりましたけれども、一体、基本的な部分での住民サービス、職員の対応というのがどうなっているのかという、私ね、大変不安になるんですよ。もし本当、これが命にかかわることだったら10分待てません、町長、いかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 状況がちょっとわかりませんでした。そういう待たすような状況があったんであれば、これから職員のほうにしっかりとその辺をないように注意してまいります。

それといつも職員に言っているんですが、職員は町民から言えば、全て役場のことを皆知っているように思われているんだと、だから自分が取り次いだときに、自分も知ってるつもりで住民の方は聞かれたんだと、その落ち度のないようにちゃんと所管のところへ案内するなり連絡するなりちゃんとしなさいということは、若い職員には私も日ごろ心がけて話をしております。町の職員は全てわかっているもんという対応の仕方をしないと、これは大変失礼に当たるということをいつも言っております。先ほどの10分も待たすなんかとんでもないです。私でも頭に來ます。誰がやっても同じことだと思います。ちょっと状況が把握できなかったんですが、注意して、こういうことがないようにしたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） ぜひそうされてください。

もう1点、窓口のサービスで申し上げて、今町民課のほうの方でしたけれども、例えば固定資産税

が払えないとか国保税が払えないとか、こういう場合でも町民の方に、もしかすると生活保護の対象になりませんかというようなお話は一言していただきたいと、いろんな状況があるので、それも含めて窓口の対応と、今町長がおっしゃったように、みんなできると思っていますから、そういう対応もしっかりしていただきたい。ほかの部署でも住民サービスはしっかりしていただきたいと、このように思います。

2問目に参ります。麻里府墓地についてでございます。大変これ、町長もでしょうけども、私も頭痛いなど、いろいろ難しい問題が多いなというふうに考えております。それで、町営墓地にかかる条例制定について、当時の議会は、議会全員協議会で3時間にわたって大もめ、その後、開いた臨時議会でやっとのことで条例を可決したと、新聞記事になるようなことでもございました。難産の末に可決された条例は、今も幾つもの課題を本町に残しております。

さて、墓地の土地について進展があったと聞きましたが、現状はどうなっておりますでしょうか。その後、どうなったかということでございます。2001年5月に出されました資料にもありますように、本町の考え方は現状のまま放置しても町条例は存続しており、問題を複雑化させるおそれがある。時間をかけて解決方法を検討する以外に方法がないのではとも考えられるということであったろうと思います。その後、十数年経過をいたしております。町営墓地という安心、信頼で買い求められた方に応えていくことも必要でございます。今後の対応、方針をお聞かせください。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。

町営の麻里府墓地についてのお尋ねであります。墓地について進展があったのと、現状を尋ねるとの質問ですが、昨年12月議会におきまして、町営麻里府墓地の土地の相続及び所有権移転の登記手続については、本町が代位で嘱託登記を行い、平成24年8月7日に墓地に関する土地の所有権移転登記は完了しましたこと、町営墓地の経営方針や整備計画等については、慎重に検討してまいりたいと考えておりますと報告しております。

土地につきましては、先ほど申し上げましたとおり田布施町名義となりましたが、その後の取り組みはいろんな問題があり、まだ進んでおりません。麻里府墓地につきましては、以前にも一般質問をされておりますが、多くの課題があります。その解決に苦慮しているところであります。

いずれにしても、条例上、町営墓地である以上、適正な管理を図っていかなくてはなりませんので、今後は引き続き慎重に検討してまいります。

御質問の中に、十数年前に土地の問題等が出て、どうするんだということでございました。当時のいろんな質問等の資料を引っ張り出して、ずっと精査してきたわけですが、少しだけですが、進展はさせているんです。ただし、御承知のとおり、議員さんも現地に行かれたと思いますが、非常に難しい状況の中で少し少しできるだけ進展していった、関係者に御迷惑かけないようにしていくというのが私の信念でありますし、何度も私も足を運んで現墓地を見てきて、その結果、少しでも進めていくことをしないといけないという判断のもとで今やっております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 最終的には条例を廃止するのか、残すのかということであろうかと思いましたが、今の町長の御答弁だと条例を残すと、こういうふうに受けとめたんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

それと、これそもそも出発が民間で開発、販売、民設民営、その上に町の条例がかぶさってきているからややこしくなる。で、この全く逆の施設という町長、何を思われますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） すいません、全く意味がわかりません、すいません。今ちょっとピンと来なかったんですが。

言われるとおりであります。当時の状況をいろいろ酌み取っていきますと、個人ではできない、民間ではできない。そのために町を名前を出せばできるという判断のもとでやった経緯が今現在こういう状況になってきているわけです。

ですけど、そうはいつでも過去できたものを否定してもしようがありません。それには今後、その関係者に対して御迷惑かけないこと、地域の関係者とも十分その辺を踏まえてやっていかなきゃいけないということで、非常に長年かかっております。当時の直接関係者の方は今健在の方はおられません。残ったのは条例と現況がああだよというのが現在残っている状況であります。でも、それはそのまま放置するわけにはいきませんから、役場も時間をとりながら少しでも少しでもその辺が解決できるように今やっているわけです。

それと最後に、逆の関係というのはちょっとよう理解ができないんですが、もう一度お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） ですから、条例を廃止しないということですよ。もう最初にそのことをお尋ねしたんです。

2番目に申し上げたのは、この町営墓地はまさに民設民営で町条例と。私、これずっとやってきましたときに、特別養護老人ホームたぶせ苑のことが頭に浮かんだんですよ。たぶせ苑、民設民営で随分いろいろやりとりした時期ございましたよね。これもまだいろいろ残っていますけれども。田布施町が土地を提供して、田布施町が建てた特別養護老人ホームたぶせ苑、それは逆なんですね。条例がない。ですから覚書と、こういうところで、その何ていうか。そうすると田布施町麻里府墓地、町営麻里府墓地は逆なんですよ。それに比べるとね、全く。

ですから、やっぱり私、町長が今おっしゃったように、皆さんに迷惑かけないように、たとえ民設民営でできたものであっても、そもそもは田布施町の住民の皆さんの要求で、町営墓地が欲しいというところに、もともとはあったんだろうと思うんですよ。そういう思いがなければ、決してこういうものには発展していかなかったんじゃないかと思うんです。

ですから、やはり私、まずやっていただきたい、きちんと対応していただきたい、今町長もそうおっしゃったんで、その点では安心をいたすんですけどもね。一度関係者に集まってもらうとか、そういう方法、もう以前にお聞きしたときにですね、もう諦めてほかへ土地を求めた方もいらっしゃるし、現金を返してほしいという方もいらっしゃるし、今建てていらっしゃる方もいらっしゃるし、さまざまな状況でしたけれども、一回、個々のお話を聞いてみられる、お手紙を出されるとか、何か方法を考えていかないと、ただ前向きに言って言っただけでは、もともと買っていた方に対して、そういうお話をすべきじゃないかなと思うんですよ。どうでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 逆っちゅうんが頭悩めたんですが、条例の有無が逆の場合という意味ですか。その件には触れません。あのころとはちょっと問題違います。ただ最後に今申されました、関係者というのは、土地の所有者、あるいは土地を買われて自分のものにされている方、（ ）に建てられた方、いろんな方がいらっしゃいます。今最後にその方に連絡をとったりするような話でしたが、現在行方不明の関係が多数いらっしゃるし、そうかといって、行方不明はええが、おる人には連絡来たという状況が果たして妥当なのかどうかというのも、これは少し研究しないといけない。

というのが、もう当時お金を払われた方が、払われた方がわからない、あとまだ払ったが、渡したともわからない。そして、どういう契約をされたかもわからないという状況の中、たくさんありますんで、少し時間をかけて、しっかりわかっている方もいらっしゃいますんで、その辺等の話をしっかり時間をかけてやらないといけないと思います。

当時は確かに墓地がああいう状況の中で必要だったんだろうと思います。現在、それがやっぱり土地と同じように、皆さんそういうふうな墓地を求めておられるのかということのもちょっとありますし、現況は少し変わってきた、年数が非常にたっているという状況もありますので、もう少し時間をかけ

て研究しながら前進していく方法をしっかりと煮詰めていきたいということでもありますので、今すぐ連絡をとってということにはちょっと不可能かも知れません。だけど、よく連絡のつく方とは少し話していきたいなという気は持っております。ただその辺がどういう話になるかというのがわかりませんので、しっかりと煮詰めた状況でやっていかなきゃいけない。

それとこの件は、もう正直言いまして苦勞しておりますから、こういう対応になるまでにはいろいろと弁護士の方と相談したり、いろんな状況でやってきております。またそういうものを踏まえて十分精査した上でその辺を進めていきたいという気持ちでおります。ただ話をしないでお前ら何したんだということのないように、お互いにしっかりと理解した上で話が前に進んでいくように、よい方向に行くように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 関係者への連絡が難しいところもあるということでしょうけれども、だけどどうなんでしょうね。返してほしいと言われる希望があるんだったら、それをそのまま放っというていいのかなというのもあるんですよ。だからといって、そのお金が町に入ってきたわけじゃないと、多分町長がおっしゃりたいんだらうと思うんですけどもね。だから複雑になってくるんですけども。

どうすればこの墓地を買っていただいた皆さんに一番いい方法で解決できるか。それは難しい、難しいとおっしゃるけれども、まずその個々に買われた方のお話を聞かないことには、それぞれがどういうふうにしたいというのがあるかわかりませんよね。もう他に求めたんだたら返してくれるもんだたら返してほしいよとおっしゃる方、いや、もうぜひ返してほしいという方もいらっしゃるということですし、今おっしゃった中では、墓地開発してどうなんだろうと。それは今、樹木葬ですとか散骨だとか、いろんな形ができてきておりますから、墓石を建てるということをしないう方も増えていますから。そういう意味で、広い意味で捉えれば、また違う形での墓地というものができるのかもしれないしね。だけど、とにかく関係者に話をしないと、ひとつも話が進まないような気がするんですけどね。町長、どうでしょうかね。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 一切話しないというわけじゃないんです。あそこに実際に墓地を持たれて、はっきりわかっている方、またそうでない方と、あるいは、また墓地一切関係なしにおられる方、いろいろありますんで、この辺もしっかり精査しないと、その辺を踏まえて、いろんな解決策を考えているわけです。もうあそこは墓地として十分これから機能していくのに大変だと、じゃあ、他のところを心配せいやというようなことを言われたときに、そのほかの墓地がないのじゃ話にもならないんで、その辺を踏まえてしっかりと精査していかないと。

正直、先ほど議員さん言われましたように、条例だけ作ったような格好になってますんで、実際にこの町と一切の交渉をした関係者ではありません。土地の所有者と関係された方だけなんで、多分その方々も町が間に入って、おお助かったと、全部返してくれるんかというような話が先に出たら、またおかしい話になりますんで、その辺はしっかりと十分精査してから行かないといけないなというふうに思っております。

実際にあそこへお参りされる方も、ことしの盆にちょっとのぞいてみましたら、何人かいらっしゃるんです。ほとんどもう墓地あるのに参られていない方も多いですね。お盆じゃけ多分みんな参っちゃってだろうと思うて、盆でどのくらい参っちゃってかなと思っ行ってみたいんですけど、わずかしか参っておられないし、これはその辺を十分踏まえていかないと、またおられるのかおられんのかもわかりませんしね、その辺が。ああいう墓地の問題というのは非常に難しい状況の中で今進めておりますので、決してこれを長引かせてどうこうしようという気はございませんが、できるだけ問題なくスムーズに理解いただいて、進められることが一番だというふうに思っておりますので、少しばかり、少しばかりではありますけど、対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） よくわかりました。町長のお気持ちはよくわかりました。ですけど、町長、本当に複雑で、なんとも私も言いようがないんですけど。町営墓地としての広告が先に出てしまった。その後に条例をつくってしまったと、そういう当初からのいろいろな事情がございますので、それは町長が少しずつでも解決していきたいとおっしゃるんでしたら、ぜひお話をされて、それともう一つ申し上げておきたいのは、決して何もお金をかけずに解決はできないと思うんですよ、私。何かしらの痛みがないと何も進まないんじゃないかと思imasので、その辺もやはり大変財政の厳しい状況ではございますが、そここのところも頭に置いていかないと何の解決にもならない、進まないと私、思imasので、そのことを一言申し上げて、2問目を終わります。

次へ行きます。

○議長（藤山 巖議員） はい、どうぞ。

○議員（12番 國永美恵子議員） 防災についてでございます。今朝の高川議員の方からソフト面について、ちょっと触れられましたけれども、私はまず命を守るということを、第一に命を守るということでお尋ねをいたします。

田布施町地域防災計画が見直されまして全面改定をされました計画が、私ども議員の手元にも届いております。防災対策が充実し、何よりも町民の安全を守ることが求められます。東日本大震災の後、住民の地震や津波に対する防災意識は高まってきておりますが、安全に迅速な避難対応ができるかということについては不安があります。

本町では、土砂災害警戒区域が多くあります。その全てに住民が望む防止対策ができることが一番いいのですが、全てに早期対策事業ができるものではないと思われます。台風のように進路予測がされる場合は早目の避難が可能となりますが、大雨に対しては特別警報の発表後では避難が難しい状況も出てきます。雨戸を閉めたり、雨音で防災無線が聞こえない場合もあります。個々によっては高齢であったり、病気であったりと、早期避難すら1人では難しい場合、情報がとれない場合などさまざまに考えられます。

降雨量が1時間に20ミリ以上、降り始めから100ミリ以上になると十分な注意が必要とされておりまして、町民一人一人が雨量を把握し、注意を行い、いつ避難するかと個々に判断するのは非常に難しいと思imasし、無理ではないかと考えます。何よりも、命を守るということでは、早期避難が重要となります。本町の避難体制と対策をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

避難体制と対策についての御質問であります。議員御指摘のように、地域防災計画や気象警報、気象情報といったものは、次々に起こる多様な災害に応じて、見直しや制定が行われますが、一番大事なのは尊い人命、どうやって守るかということに尽きると思imas。そのためには正確な情報をいかに早く伝え、早目に安全な場所に避難していただくことが大切だと感じています。

まず、情報の把握につきましては、気象庁、下関気象台、山口県総合防災情報ネットワーク、緊急災害情報システムなどの多くのシステムの整備が進み、その精度も高くなっております。しかしながら、7月28日に山口や萩を突然襲った時間雨量100ミリを越すような未曾有の豪雨が、各地でゲリラ的に、かつ集中的に頻発し、予測をはるかに超えて大災害が毎日のように起こっていることも事実であります。

次に、情報の伝達であります。気象に関する警報などの発表は、テレビ等で迅速に発表されておりますが、問題は、市町ごとに発表する避難勧告などをいかに早くお伝えすることが、本町だけではなく、従来からの行政機関の大きな課題となっております。

本町が避難勧告を発表するときは、防災行政無線での放送、田布施町防災・防犯メールでの発信、広報車での放送、自治会長への電話連絡、そしてマスコミを通じ、テレビ・ラジオ等に取り上げてい

ただくこととともに、最後は消防団、町職員、民生委員などによる人海戦術となります。

防災行政無線は、現在29の端末から放送しておりますが、平成26年度までに聞こえない地域を解消するため10基を増設し、今後は39基での放送を計画しています。また、田布施町防災・防犯メールには、667の方が登録されており、昨年より69人増加しています。避難勧告などの種類は、現在、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3つですが、御質問にありましたように、現在の注意情報、警報に加え、特別警報が発表されることとなりました。

この特別警報は、その地域やこれまでに経験したことの無いような異常な気象現象が起きる状況になっており、直ちに命を守る行動を呼びかけるものです。こうした場合、避難が危険な場合もあり、豪雨災害の場合は、2階や屋根に避難するなどの選択肢しかないケースも考えられます。早目の避難が大前提となります。

また、避難所開設の問い合わせの際には、住所、援助者がおられるか、避難所への移動は自分でできるかなどをお聞きし、避難所まで役場の車でお送りする場合があります。

避難場所については、現在、公共施設、民間施設あわせて32カ所を指定し、災害の状況にあわせ、開設しておりますが、本年度に新たに津波対策編を策定することとなりますので、今後、県が新たに提供する浸水エリア情報等をもとに、大津波警報等の際、避難が必要なエリア、避難所を置くエリア、避難所運営マニュアル、備蓄食糧などを規定していくこととしております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） いろいろとお聞かせをいただいたんですけども、それでまず問い直さなければいけないのは、それで命が守れるかという一言に尽きるんですけども。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 確約したことはできません。自分の命は自分で守るとというのが一つの大きな課題になろうかと思えます。なお、自分でできないものは、やはり先ほど申し上げたようないろんな対策を立てて、弱者の人に対しての対応をしっかりととっていかなきゃいけない、この辺が一番になろうかと思えます。健康な方が自分の体を過信して、逆に災害に被害に遭ってしまうということのないようにすることも、この防災の中で大事な項目の一つになります。消防団を含め、あるいは関係者が逆に被害に遭わないようにすることも、特にそういう災害に対する避難対策の重要性というのもあるかと思えます。

どうかと言われても、ちょっと、それで守れるかって言われてもお答えできませんが、最大限守れるんだという気持ちが表に出せる対策はしていかなきゃいけないというように思っています。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） どうなんですかね、そこのところを一番知りたいんですよ。本当に大丈夫なのかというところが知りたいわけですけど、まだまだその「大丈夫」と言えるまでには、まだまだいろんな対応があるかと思うんですね。さっき1問目のときに申し上げましたように、さっき問い合わせの際にはとおっしゃったけれども、10分待たされたんじゃ、裏山が崩れるか、前の川が溢れるか、こういう状況ですからね、それは本当に基本的なところでございます。

それで、確実に避難をするという意識を町民に持たせると、持ってもらおうと、こういうことですよ。それで自主避難になるんですけどもね、自主避難については、先ほどおっしゃったように問い合わせの電話をしなきゃいけないんですか、自主避難をしよう、そうだろうな、早目に逃げよう、ということになると、いろんなところに連絡をしないで自分の身の周りのものだけを持って、命を持って歩ける間に行こう、ひどくなる前に行こうと、こういうのがあるかと思うんですよ。そのときに平日なら空いてます、公民館、何とか避難所。でも夕方になったら閉まるし、夜はもちろん、夜はなかなか厳しいですけどね、避難するのも。日曜祭日、日曜、土日祭日、こういうときには閉まっている。自主避難の体制は町長、どうなんですかね。そこを聞いておかないと、早目に行きな

さいよと勧めることもできませんよね。ああいって言われて行ったけど、開いてなかったよ、公民館閉まっちゃったよ、どうしてくれると言われても私も困ります。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 詳しくは総務課長のほうからお答えいたしますが、さっきの質問の中にもありましたんですが、避難勧告を出しても、みずから逃げてくれなきゃ困るんです。私は1回だけそういう避難勧告を、私町長になって1回だけ出しちよるんです。逃げるどころじゃない、みんな現場へ来るんですからね、どう考えたって避難勧告がなんじゃったんだというのを痛感いたしました。その辺はやはり先ほど議員が言われるように、しっかり理解してもらわないと困るということでありまして、それと今言うふうに自主避難につきましては、連携をしっかり取っているとしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 避難場所の開設の関係でございますが、まず最近ございましたが、台風が台湾のほうからまたやってくるというときに、大変3日ぐらい前からお問い合わせが入りまして、それはもう台風というのはスピードが速くなったり遅くなったりして、特にこの前の前線のような集中豪雨という話になると、複雑なものになってきますので、いつごろやろうかという話ですね。3日前、2日前ぐらいから電話が入ってきて、そのときに平日であれば全く問題がないのですが、夜間すぐ開けられるかどうか、休日に職員が配置できるかどうかというのをマニュアルのほうで、各避難所ごとに3人体制を決めておりますので、休日に入るときには、その3人の大勢がすぐに、大体5時ごろ状況が悪くなるという、例えば見込みを立てますと、そうすると最低2時間前、1時間前には、その避難所を開けておかなきゃいけませんので、夜間でも、2時か3時ごろに電話が入るとしてくれということ、それと長期間にわたる場合には、当然交替していきませんといけませんので、そういった交替を3人の中でやってくれるようにということで、福祉系のほうが中心になりますけども、各5地区の避難所、とりあえず自主避難の場合は対応をさせていただいております。

そして、問題は、大雨の夜のときにいつ開けるかというのなんですけども、土砂災害にしても、やはり人命が亡くなるとなるというのは、急に裏山が崩れてきて、急に河川が上がってきて水路に落ちて死亡されるとか、ちょっと通常考えたらあり得ないようなことで死亡事故が起きてまいりますので、そういったことを考えますと、特に夜間についてはあまり避難を暗いときにさせていただくというのはリスクだと思いますので、できるだけその避難勧告の発令はお年寄りの方が安全に避難できる昼間の間にすると。夜間、急に12時ごろ、1時ごろ避難勧告を出すということは、逆に危険が伴いますので、一応出すときには現場で集まって大体これぐらいの時期にリスクが高まるから、そうするとこの土日はこういった状況で準備をしておこうというふうな形になりますんで、夜とかには避難勧告は出さないように事前に日中に出すというふうなことは行っておりますが、実際台風のように進路がずつとわかれば、時間計算ができるんですが、やはりこの前のように集中豪雨でいつ雨が急に降るかわからないという場合は、なかなかそのタイミングが難しいということもありますので、早目に避難していただくということで、先ほど町長がおっしゃいましたように、最近の情報はかなりレーダーなり予測なりを市町ごとに、平生が降って田布施が全然降らないというような事象が起こっているからこういったことになるんでございます。その情報も町のほうとしたら十分に正確につかんで避難勧告、特に災害弱者の方で準備情報ですかね、これは早目に出すようにということで心がけて、実際はやっております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） よくわからないんです。いつ避難したらいいのか、勝手に避難したらいいのかという判断をするところがわからないんですよ、住民個々に。そういうことなんですよ、職員の方は避難所をあけてます、早目に開けますとおっしゃるけど、じゃあ早目の避難というのはいつなの、そういうこともしっかり住民に知らせていかないと、それこそさっきの電話に戻ります。何度も言って申しわけないですけど、町長、耳が痛いかもかもしれませんが、何度も言いますが、かけてか

ら10分待たされて、それから支度して行ったんじゃとても間に合いません。

ですからね、いつ判断して、その早期に避難するというのはどこなのかというのを、ここを住民に知らせていただきたい。こういう場合は2時間前から開いてますよというのも私、今聞きましたけれども知らなかった。だから、平日の夕方であっても日曜祭日であっても、こういう状況のときにはちゃんと開いてますよというのを知らせていただかないと、早目の自主避難ってできないんですよ。町長が避難勧告をしても川のほうについておっしゃったけれどもね、やっぱりこれは今からいろんなところで避難勧告が出たらすぐ避難してくださいよというのをずっと拵けていかなきゃいけません、町民の皆さんにね。見に来て流されたじゃいけませんのでね、それもやっぱり町長のお仕事ですよ。そのように思いますのでね、その自主避難をいつできるか、しようというよりも、いつなら避難所が開いて、いつならできるんだというところをちょっとはつきりしていただきたいんです。でないと、私、足悪いし早目に逃げたいと思っても逃げられないんですよ。だから、総務課長がおっしゃるのはわかるんです。こういうときですよというのわかるんですけど、どこの時点で判断したらいいのか、そこを住民の皆さんに知らせてほしいです。どうでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） これまで私もかかわりました避難してくださいという避難所への、何年になりますか大雨が降りまして、昼間でしたから連絡を十分する、そして役場の職員総出で現地に行かせまして、避難地域の留守の家には張り紙をして歩けということまでやった経緯があります。ただ連絡つくところはいいんですが、連絡のつかないところなんかにはどういう対応をするかというのを、特に土砂災害に対しては、行ったけど留守だ、早う避難してくださいと言っても連絡つかないというような対策については、もうそこに張り紙をする、またその地域の代表者の方に確実に連絡をとる方法を考えてくださいとか、いろんな形で総務課のほう、避難対策に対すること、あるいは警察官含めて、町職員一丸として一生懸命やっているんですが、判断的には町から連絡するものと、自己判断による、ニュース、新聞、あるいはテレビ、そういったもので判断されるのと、それでそのときに避難所が開いているのかということの通達がいかに早くそういうところで連携とれるかということでありますから、町の今マニュアルをつくっている体制の中にはそういう方法もちゃんとうたっておりますんで、判断できない方には連絡してあげなきゃいけない。自己で判断できる方は一言言って、「避難所開いているか」それだけですぐ対応できるという形をとっていかなきゃいけないと思っております。

先般、1回だけ避難所をせつかく開設したのに雨降るから、ここは土砂災害指定区域ですから避難してくださいよって行って連絡をする、職員は行かず、皆留守ですよって言うけ、ばか言うな留守じゃいけん、紙に書いて入れて言って、全部紙に書いて、誰かおって人との連絡をとれということまでやった経緯があるんですが、何もなくて本当助かっているんです。だけど何人かはその張り紙を見て、避難所行ったよという方もおられたように聞いてます。

ですから、やっぱりそういうことは迅速かつ、避難される方に十分その辺が通達できる方法を、マニュアル等を含めて職員内部でも研究してまいりたいと。特に今ごろ病院行かれちゃったり、若い人が勤めちゃって、年寄りがどこおるか知らんよ、いうのが多々ありますんで、十分注意してやっていきたいなというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 以前のように隣近所とのお付き合いの中で、あの方はどこから来てってよとか、こういうところよ、といようなものがだんだん薄れてきていますので、それが難しい面もあると思うんですけどね。さっきメールとおっしゃったんだけどね、メールの配信がおくれたというのがこの間も、阿東のところなんですけどね、新聞記事になってますね。

メールを送っても、台所の方に放ついたりとか、どっかあの辺に放ついたりという、で、なかなかメールを見ないというお年寄りもいらっしゃるということでして、メールは見なかった、隣の近所の方が声をかけてくださったんで逃げられたというのが、ちょうど新聞記事にあったもんですから、

やっぱり声かけというのが大事ですよ。いろいろな最新の技術をもってしても、やっぱり人が声をかけるというのは一番基本であろうかと思えますね。

一番最初にその土砂災害警戒区域が多いというふうに私、申し上げました。8月末から9月の初めに降りましたよね。8月の25日、30日が大変多いように思いますが、9月の3日も多いように思いますが、田布施町の町内の雨量観測地点というのがどのぐらいありますか。で、一番多いのは何日でどれぐらい降ったのか、ちょっと教えていただけませんか。

実はきのう、城南にごさいます消防署に行きまして、私はそこにてっきり雨量計が備えられていると、わかってらっしゃると思ったんです。行きましてね、「どのぐらい降りましたか」って聞いたら、「今は2月に撤去しまして本部で全部やっています」とおっしゃるんですよ。ああ、そういうことだったのかと思ってちょっとがっかりしながら帰りましたけれども。それはそれで署長さんとほかの話ができたんでね、うちの近所でボヤがあってどうのこうの、「水源がないですよ、おたくのところは」というような話にまで発展をしまして、それはそれで成果があるんですけど、ちょっと田布施町の雨量観測がどうなっているかお願いします。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと國永議員、残り時間10分です。どなたか答弁、誰。川添建設課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 町の雨量計は確かにございます。その都度の記録というのはございませぬけれども、城南のほうで7月、8月、先ほど申されましたように、消防署のほうに記録をいただいております。で、距離が若干違いますけれども、8月の30日が27、時間雨量で、27。それから8月の24日が23.5、時間雨量です。この2つは8月で多かったということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 建設課長、何カ所ですか。質問がある。

○建設課長（川添 俊樹君） 雨量計の設置箇所は田布施町では麻郷と川西の2カ所が県の雨量観測ができる箇所になっております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 町もやってないんですか。

○議長（藤山 巖議員） 川添課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 町はあります。建設課の上に雨量計ありますけれども、そのデータをちょっと今覚えてませんので。記録は取っておりますけれども。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。場所がそれぞれ、場所が異なると雨の量も違ってくるとというのが最近の雨の状況ですからね。どのぐらい降ったのかな、町内でそういうデータも見てみたいと思ったんです。それで川西というのは消防の方が、川西のデータはパソコンでホームページで見られますとおっしゃったんですが、麻郷のところは消防署の方はおっしゃられなかった。特に城南地域が私が知りたいと思われたんでしょうけれどもね。1番は、田布施町が観測しているのはどのぐらいなのかなというものを知りたかったんです。

それでこの間の雨はこのぐらい降ったんですよ、本来、こういうときは例えば山口であった、島根であったのは、こういう状況ですから、きょうの雨の何倍ですよという言い方をされると非常に理解しやすいですね、雨の量というのは。何ミリですよって言って、何ミリかというのは、これなかなか個々に、ああこの程度の雨は逃げるんだと、そういうところに私は結びつくと思うんですよ。自主避難につながってくると思うんですよ。だから、もしそういう機会があれば、この間の雨は幾ら、どのくらいでしたよというのは町民に知らせてもいいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、これ以上降ったらもう危ないとか、そういうのがあろうかと思うんです。この間くらいひどかった雨だったらもう早目に逃げようとか、この程度なら大丈夫、今度はわかりませんがね、個々に違いますから。だけど、そういう基準がない、今までに大雨で逃げなきゃというのが余りなかったように思うんですよ、土砂災害警戒区域に、この間指定を受けてからですから、まだそういう思

いも至らないというところも、思いに至らないというところもあろうかと思うんです。ですから状況、状況で皆さんにやっぱり知らせていただくのが大事かなと思うんです。それは避難すること、早く避難することにもつながるんじゃないかなという気がいたしますので、町のまたデータが、田布施町で持ってらっしゃるものがどのくらいなのかというのがわかったら知らせてくださいませんか。

○議長（藤山 巖議員） 川添課長。

○建設課長（川添 俊樹君） データを整理して、またお知らせします。

それと雨のレベルのお話をされましたけれども、8月に降った雨は、田布施町では余り大きな、今までで言う大きな雨ではなかったのですが、雨量的には崖情報というのが、山口県の崖地の情報がございます。レベルで言えば1段階から4段階のレベルがあって、3レベルである程度避難を目標とするレベルでした。前回の雨、2回とも2レベルまで、最高、出ましたけれども、それ以上は上がってませんので、レベル的にはそういったレベル。これが崖地の関係は、時間的な雨量と、長さとも今まで降った雨の量と、全体的にとおしてそういったデータ出しますのです、どの程度の雨かというのは、やっぱり強さと時間とで相関関係ございますので、強い雨なら40ミリとかが一定程度降ればですね、その崖地のレベルがすぐ3レベルぐらい上がりますので、それはある程度今の警戒区域の住民の方に避難を準備していただくというような形で、その情報は山口県の崖情報を基本にして、参考にしております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そういう説明を受けたときに、ええ、それじゃどうなのかという判断ができないんです、はっきり申し上げてね。それが難しいんです。一般住民は何度何度と言われても、それがすぐ、「ああ、じゃあ」というのにはならない。私がそうなんですけれども。だから、あなたもそうかなという思いで、全部の方がそうという意味ではございません。テレビや何かの注意報から警報にかかりますよね。警報が出るとやっぱり警戒する、「ああ、警報だわ、たくさん降ってる」というので麻郷で降ったのと川西で降ったのと役場で降ったのと、それぞれ雨が違うかもしれないというようなことも思うわけです。

ですから、適切に判断をしていただいて、早目にとこののをぜひお願いしたいんです。待ってたら本当に逃げられないんですよ。ああ、いいか、このまま残るか、残って後皆さんに迷惑かけてもいけませんしね、いろんな埋まってしまったりということになると、また別な意味で迷惑かけてしまう。そういうもろもろがあるんで、とにかく早目の避難というのをしっかりとやって、避難するということを住民に周知していただきたいのと、自主避難しても大丈夫なんだということを知らせていただきたいんです。

自然災害はもう台風にしても地震にしても、もうどうしようもない面がありますけれども、人災にならないように一番はしていただきたいということで、この質問を終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、國永恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩をいたします。

午後3時15分休憩

午後3時25分再開

○議長（藤山 巖議員） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私は2件の質問を行います。質問方式は1問1答方式でお願いします。

1点目の質問は、いじめ防止対策についてでございます。答弁者は教育長でお願いいたします。

質問をいたします。先ほどLINEの質問もありましたが、インターネットを通じて行われるものも含み、学校での児童や生徒のいじめを防ぐため、本年6月、いじめ防止対策推進法が国会で成立し、

今秋から施行されることとなった。平成23年の大津市の中学2年男子生徒自殺など、深刻化するいじめの現状を踏まえた措置であり、また、名古屋市の中学校でも7月にいじめによる男子生徒の自殺が起きている。こうしたことで、この法律は同じ学校に在籍するなど一定の人間関係にある児童や生徒による心理的または物理的な影響を与える行為で、インターネットを通じて行われるものも含み、対象者が心身の苦痛を感じている状態をいじめと定義している。

地方公共団体は、地域いじめ防止基本方針を定めるよう努め、学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止対策の基本となるべき事項を定めるものとした。また、学校は、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び相談体制、その他の必要な措置を講ずるものとされている。心身または財産に重大な被害を受けたり、欠席を余儀なくされたりしたケースを重大事態として、学校による報告に加え、速やかに学校の設置者または学校の下に組織を設け、事実関係を調査し、被害者側へ情報を適切に提供するものとした。さらに、当該地方公共団体の長に報告しなければならないとされた。これまで学校がいじめを調査した結果が十分に明らかにされなかった等、不適切な対応で苦しみを受けている被害者が今もいるためである。

田布施町では平成24年度と25年度では、何件のいじめが確認されているか、その実態と対応について伺います。

また、この法律では、法律で地方公共団体や学校、先生や保護者が明確になった役割をしっかりと担っていくことが大切である。間もなく、いじめ防止対策推進法が施行されるが、今後の教育現場でのいじめ防止対策の取り組みについてお尋ねします。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、いじめ防止対策につきまして、まず、平成24度及び25年度のいじめの認知件数とその対応についてお答えをいたします。

まず、本町の小中学校における、いじめの認知件数につきましては、小学校においては平成24年度及び平成25年度1学期までの間、いじめの認知件数の報告はゼロとなっております。

中学校におきましては平成24年度は1件で、既に解消が図られています。残念ながら平成25年度に入りまして1学期間に5件のいじめの認知件数が報告されました。これらの多くは、ネットを介してのコミュニケーションによるトラブルが無視や悪口となり、仲間外れ等のいじめに発展したものであります。幸い、毎週全ての学校で行っている、いじめアンケート調査により、このいじめが発覚しました。

本町におきましては、こうした事案が発生した場合、緊急の学年会議や職員会議を開いて情報の共有を図るとともに対応を検討しまして、関係者に対して全校体制による指導を行うよう指示しており、関係者が複数の学級にわたっている場合などは学年全体を対象に指導します。また、深刻な事案については保護者を巻き込んで解決を図っていくよう指導しているところです。当然、教育委員会や保護者に対しては状況説明や指導の経過報告等を的確に行うとともに、協働して解決が図られるよう体制づくりをとっています。

この度の5件につきましては、5件とも一定の解消が図られておりますが、引き続き見守っている旨の報告を受けております。

次に、いじめ防止対策推進法の施行に伴う今後のいじめ防止対策の取り組みについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、いじめ防止対策推進法は平成25年6月28日に公布され、公布の日から起算して3月を経過した9月27日から施行の運びとなっております。

この法律に関しましては、既に7月の校長研修会におきまして概要説明を行ったところであり、特に、いじめの防止等に対する措置としましては、1点目は、国、地方公共団体及び学校において、いじめ等の防止等のための対策に関する基本的な方針について定めること。

2つ目は、学校が講ずべき基本的施策としましては、1つが道徳教育等の充実、2つ目が早期発見のための措置、3つ目が相談体制の整備、4つ目がインターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進を定めることとなっております。

また、3つ目の地方自治体等が講ずべき基本的施策としましては、いじめ防止対策に従事する人材の確保、2番目に調査研究、3番目に啓発活動について定めております。

こうした中、本町におきましては、いじめ防止に向けた取り組みとして既に、1つは、いじめ根絶に向けた児童生徒、保護者への周知や啓発活動の実施、2つ目は、校内研修の実施、3つ目は、教育相談体制の確立、4つ目は、週1回の、いじめアンケート調査の実施、5つ目は、所轄警察署等関連機関との連携など、先行実施している事柄もたくさんあります。

今後は法律を受けて国や県から具体的な取り組みについての通知、通達がなされるものと考えており、これらを受けて、いじめ根絶に向け、さらなる取り組みを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 24年度のいじめは、小学校はなし、中学校は平成24年度1件と25年度に5件で、大体解決しているということでございますが、平成25年度の田布施町の教育で週1アンケートを行うと書いてありましたが、これは小学校でもされているのでしょうか。もしくはされていたら、ないちゅうほうがちよっとおかしいんじゃないかちゅうような気がするんで、小学校で行われていないんじゃないかというような気もするんですが、この中学校においてもアンケートを実施したから5件出たということで、その辺を聞きたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、小学校、中学校とも、毎週1回のアンケート調査を行っております。これはいじめということですから、いわゆるそれに至るまでのいろんな事象があったのかはわかりませんが、それについては週1のいじめアンケート調査等で先生方が予知して、いろんな中で相談、教育相談をしたり、指導したりということがあっていうものと思えます。

具体的に教育委員会のほうに上がってくる数値として、認知件数がゼロということです。ですから、全く子供のトラブルがなかったということではないと思えます。ただ、いじめとしてカウントする状況にないということで理解してやったらということで、文科省も御承知のように、数年前のいじめの定義につきまして認知という形で、いじめの数ということは決してこれは、はかれないので、いじめの認知数という形でやっておりますので、小学校ゼロということで全くトラブルがないということでは、私もそういう理解はしておりません。ただ、いじめに至るような事象になっていないと。

中学校については、この1学期の5件につきましては、ラインを介してのいじめということで、教員側、学校側も、いじめられた側も、いじめというふうな認知をしたからこそカウントしておるということですので、そういった面で数値については御理解いただけたらと。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 中学校で24年に1件というんで、もしくは、これが0ということになれば、私のうちにも電話があるので、それはと言おうかと思っていたんですけど、1件それだけじゃったんでしょ、転校されたとか。もう転校するんでいいわというんで電話を切られました。

先ほど、小学校のとき、そのいじめまでのトラブルにいていないということでございますが、これは新聞に載っていたんですけど、8月26日、この間ですけど、学校などがいじめとは断言できないとして事実関係を十分調査しないケースがいまだに多くあると。そういうことで、学校や教員の不誠実な対応に行き詰まり、弁護士に相談したが、専門外を理由に断られたと。そういうことで、今度は専門知識を持つ弁護士が被害者や遺族の相談を広く受け付けるための全国レベルのネットワークをつくったと。これは、いじめ相談全国ネットということで、行き場を失う被害者救済ということでこの

ようなことがされておるんですが、学校などがいじめとは断言できないと、そういうことで、調査が不十分ということがたくさんあると、現実的には。その辺を今後、法律ができて、そのあたりは十分未然防止あるいは早期発見のためにどのようにこれからしていかれようかとされているか、お聞きいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 基本的には、これからできる法律についても、これまでの方向とそんなに変わりはないと思います。ただ、自治体とか学校の住み分けがかなり明確になったちゅうことです。いわゆる学校が、あるいは教育委員会が、そのいじめを隠蔽するとかそういったことについて、マスキの範囲ですが、そういったのがあるということがよく私にも理解できませんが、本町におきましては、そういう保護者、子供等にしっかり聞いて、我々もそういったトラブルの状況でさえ報告するようにしておりますので、そういったものを隠蔽するとか、大きなそういった事案を早期に大きくしないというような、できるだけ穏便に済ませようというような、そういったやっぱり組織というのはあるかもわかりませんが、そういったことにならないように今後努めていくし、そういったやっぱり相互連携していくことが大事だろうというように思っております。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） そのように、組織というのはそういう形というのが常に起こりやすいということを今、申されたと思うんですが、そういうことで、特に今後はそういうアンケート調査、あるいはいろんな生徒指導、生徒が相談しやすい体制等をつくられて、子供たちが本当に幸せに学校生活を送れるようにしていただきたいと思っております。

そして、そういうことで、教育長は今度学校のほうで本当に子供たちが相談しやすいというような学校に、各学校に窓口を設けられるなり、先生なんか本当に相談しやすいというような学校の体制というものを組まれるような、それが一番大切だと思うんです。それは勉強ですから、叱るときは叱る。しかし、そういう困ったときは相談しに来るといふ、そういう体制をどんどんとっていただきたいと思うんですが、そういうケースワーカーとかそういう人を雇うなり、学校の中でそういうことを専門に扱うそういう形というものはとれないものだろうかと思っております。ちょっとその辺をお答えお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、議員がおっしゃることは、もう既に皆とっていることがたくさんあります。例えば学校の教師においては、今年度、年度当初に、小中学校全てにおいて学期に1回は先生と児童生徒一人一人が面談をします。中高等学校については学期ごとに教育相談というのがございますが、小学校では、まずないと思っておりますが、本町においては学期に1回は必ず1対1で子供のいろんな家庭のこともいいし、本人のいいことでいいし、中学年以上を対象に、本当は1年からやってほしいんですが、そういうことで各校長にはそういったことを示しております。

また、行政としては、御存じのようにスクールカウンセラーであるとか、いわゆるSSWといいまして、いわゆる家庭に入っているような家庭と学校と保護者とをつなぐようなそういったアドバイザーを招聘するような制度を設けておりますし、こういったものも進めております。

それから、先ほど申し上げましたように、今の基本的ないじめに対する基本方針は出しておりますけど、こういった法律の新たな追加になることによって、新たなそういった指針が出る可能性がありますので、それを踏まえた基本的な方針の見直し等をやる必要があるというふうに考えています。

また、先ほど申し上げましたが、具体的には、今、議員おっしゃいますように、相談体制の整備であるとか、早期発見の措置であるとか、それから道徳教育の樹立、インターネットに対しての指導と、こういった大きな4本柱を中心に、新しく、またやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 先般、私ちょっと学生時代の同窓会がありまして行きましたら、校長先生や教頭先生になっている後輩がたくさんいたんですけど、それに、校長先生はもう退職なさっておられて、徳山高校の校長、それでちょっと聞けなかった。教頭の若い教頭なんか、あんた、いじめもこの法律が今度はできるちゅうのを知っちゃうかと、このいじめ防止対策推進法の。何かようわからんが、余り先生をいじめんでくれ、先生というのは大切なんじゃないかと、はぐらかされて、途中、同じ同窓会じゃから、まあそういう堅いことを言うてもしようがないと。そういうことで、とにかく下まで徹底するように、校長だけがそれをこういう法律を持ってたってどうにもならんことで、下の先生まで全部、どういように対応したい、そして子供が来たときにはどのように相談する、もしくは、それで相談する体制がどこかにあれば、その電話番号でもちゃんと父兄のほうに知らすなり、そうしていじめが絶対起こらないというようなことをしていただきたい。そして、それと同時に、いじめというのは、いつどこで、どの学校でも起こるかもわからないということを腹に入れてもらって、常に緊張した気持ちで対応していただきたいと、そのように思っております。

○議長（藤山 巖議員） 答弁要りますか。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） いやいや、いいです。

○議長（藤山 巖議員） はい。それじゃ、次のところを。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） はい、ちょっと待ってください。

次に、2点目の質問を行います。運動会の開催時期についてでございます。答弁者は教育長でお願いいたします。

質問をいたします。平成25年度の町内小中学校の運動会は、中学校が9月8日、日曜日に開催され、小学校が9月15日から22日の土、日、祝日に開催される。

地球温暖化により9月後半まで残暑が続く、運動会の練習や運動会当日に熱中症により倒れ、児童、生徒が病院に搬送されると、そういうニュースをこの数年よく耳にする。

本町の運動会の開催時期から見ると、夏休みが終わると同時に、真夏の暑さの中での練習が始まるものと思われる。スポーツ少年団や中学校での部活でスポーツを行っている児童、生徒は、ある程度暑さになれていると思われるが、それ以外の児童、生徒は、真夏並みの残暑は大変だと危惧する。教室にはエアコンもなく、練習後のクールダウンをできず、熱中症が心配である。子供たちの健康管理の面から、また紫外線による皮膚に与える悪影響も喚起されている今日、運動会の開催時期について再考する必要があると思われる。

学校、保護者、現場等からの意見を集約され、検討されてはどうかお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、2点目の運動会の開催時期についてお答えをいたします。

御承知のとおり、現在、本町におきましては、各小中学校とも9月初旬から中旬にかけて運動会を行っております。

しかし、御指摘のとおり、昨今の地球温暖化等による初秋の残暑厳しい中での運動会の実施につきましても、実施時期を再検討する旨の御意見等もいただいているところです。

町教委といたしましては、こうした各方面からの御意見を各小中学校に伝えるとともに、再検討できないものかどうか、今、相談しております。本年だけではありません。この最近しておりますが、特に中学校におきましては、10月に入りますと県レベルの各種体育大会や文化的行事、研究発表会等が、目白押し押しの状況であり、県内の中学校がある程度足並みをそろえて再検討しない限り、現状での再検討は非常に難しいとの回答をいただいております。

なお、熱中症等の対策につきましては、文部科学省のいわゆるマニュアルとか環境省のマニュアルを活用しまして、学校の実態に即した指導に努めておりますし、応急処置や有害紫外線対策につきましても万全を期さしていただいております。

この問題について、保護者の考えを集約するまでには、今、至っておりませんが、主体的で円滑な

学校運営を進めていただくためにも、学校の考え方を現在は尊重してまいりたいというように考えております。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 大変暑い日が続きまして、この夏は相当暑かったんですが、ちょっと9月になって気候が悪くなって涼しかったんですが、きょうも、もう小学校は練習をしていると思うんですけど、きょうは31度ぐらいということで、非常に暑いということで、再考していただきたいと。

それと私もちょっとこの近隣の調べてみたんですが、先ほど言われましたように、中学校はたしか皆、暑いときですが、9月に行っているが、小学校については、光市は小学校11校のうち9校が春に行っております、5月と6月に。柳井市が小学校が11校ありまして、2校春に行っているということで、そのあたりも保護者に言われて、他町はこんな例もありますよという、そのように何も資料もそういうことも提示しないでどう思うちよるか、学校はこう思うちよるんじやがって言われたら、当然それは今のままになるんです。だから、その辺も含めて、開かれた学校ということで意見を聞かれてはどうですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今言われたように、光市なんかやっているというのは重々知っておりますし、そういったメリット、デメリットも聞いておりますが、本町につきましては、小学校でそれぞれ学校評議員あるいはPTAの方々と校長は意見交換をしているというふうに思っております。ただ、個人的には、これからまた残暑がなれば、もう少し小学校は、中学校はちょっといろんな状況でなかなか難しいかわかりませんが、小学校については下旬に行く学校も本町でありますけど、差し向き来週というのがありますので、そういった面の期日を下げるとか、あるいは光市等の状況も1回精査しながら、校長にまた再検討してもらうようなことは取り組んでいきたいというふうに考えております。

要は、そういった救急患者が出るようなことになりますと、これはいけませんので、重々管理には気をつけておりますが、時期については瀬石議員おっしゃるように、小学校についてはこれから少し校長さんとも詰めていかないといけないかなというふうに思っておりますが、おっしゃるように、ただ校長が自分の考えだけでいうのではなくて、あくまでもこれは保護者とかそれからいろんな評議員等に相談されながら御回答いただいておりますものというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） そうということで、検討するというので、ひとつお願いします。

そして、中学校なんかでも運動会をやると時期がない、10月になるといろいろと計画もたくさんあるということはわかりますが、私もこのたび中学校の運動会、見に行きました。非常にそれは皆よく、几帳面に行進なんかされて、すごかったなど、見ちよっても気持ちがいいものでした。

しかしながら、本当に時間がないんだったら、勉強を割いてまで余り練習せんでも、そりゃいいのはいいんですけど、それまで先生が指導されて、こう並べとか、ああ並べ、それを父兄が見るというのも、真の普通の学校の姿じゃないかと思うんです。それ、ぴしっとやってからとか、これだけよう指導しちよるみたいな形のものを見せるという、これ、何でいるかと思ったら、こういうことを質問するというんで、明治7年に運動会はイギリス人が日本で指導した、初めて行われたと、そういうふうにイギリスのいろいろ運動会を調べてみました。世界イギリス、大体やっていないのが、ロシアとイタリアとフランスちゅうて、そういうところちゅうのは、運動会というのはスポーツデーといって、それは予行練習なんか1日ぐらいするんですけど、その場で先生がいろいろ指導して、それを父兄も皆、先生対子供のやりとりを見て、ほほ笑ましく思っ帰るのが向こうの運動会と。それから、やり方としたり余り練習時間は要らんからどこかに組み込めるとは思いますけど、これは私の考えだけです。あれは要りません。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。

- 議員（11番 瀬石 公夫議員） 答弁は要りませんので。
- 議長（藤山 巖議員） 以上ですか。
- 議員（11番 瀬石 公夫議員） はい。どうもありがとうございます。
- 議長（藤山 巖議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。  
これをもって一般質問を終わります。

日程第5. 議案第34号

日程第6. 議案第35号

日程第7. 議案第36号

日程第8. 議案第37号

日程第9. 議案第38号

日程第10. 議案第39号

日程第11. 議案第40号

日程第12. 議案第41号

日程第13. 議案第42号

日程第14. 議案第43号

日程第15. 議案第44号

- 議長（藤山 巖議員） 日程第5、議案第34号専決処分の承認について（平成25年度田布施町一般会計補正予算（第3号））から、日程第15、議案第44号田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例まで、11件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは、本日提出いたしました11議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案34号は、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました平成25年度田布施町一般会計補正予算第3号について承認をお願いするものであります。

補正内容は、法人町民税の大口還付の発生に伴う過誤納還付金の増額補正で、これに対する歳入は繰越金を充て、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加したものであります。

議案第35号は、平成24年度田布施町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算について、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりその意見をつけて議会の承認をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成24年度は第5次田布施町総合計画の2年目であり、尾津漁港海岸保全事業や麻郷小学校の周辺整備事業、麻郷児童クラブ施設整備事業を初め、住民の安全安心対策や、教育、子育て支援等の分野を中心に事業の重点化を図りつつ、計画に掲げた政策課題に着実に取り組んでまいりました。

この7月の山口、島根両県で発生した豪雨被害の状況等を見ましても、住民の安心安全につながる事業については、これからも待たなして取り組んでいく必要があると改めて思う次第であります。

それでは、一般会計の決算状況について説明します。

歳入総額は56億4,526万8,586円で、前年度に比べ6億8,209万4,481円、10.8%減であります。また、歳出総額は54億6,343万2,119円で、前年度に比べ6億308万323円、9.9%の減であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億8,183万6,467円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源3,866万1,000円を差し引いた実質収支は1億4,317万5,467円であります。

次に、歳入歳出の主要項目について説明します。

町税は17億634万890円で、前年度に比べ2,796万7,506円、1.7%の増収になりました。これは景気の持ち直し等により、個人町民税と法人町民税とともに増収となったことによるものです。

一方、地方交付税は前年度に比べ3,616万2,000円の減額となり、その補填財源である臨時財政対策債についても916万3,000円の減額となりました。

国庫支出金及び町債につきましては、麻郷小学校校舎等改築事業費の減などにより、国庫支出金が3億6,606万6,355円の減額、町債が2億336万3,000円の減額となりました。

県支出金につきましては、食料自給率向上・産地再生緊急対策事業の完了などにより8,765万7,984円の減になりました。

諸収入につきましては、田布施町土地開発公社の解散に伴う精算金及び出資金返還金収入等により4,567万727円の増額となりました。

続きまして、歳出であります。前年度に比べ、総額6億308万323円の減になっております。その主な要因では、麻郷小学校校舎等改築事業費の減などにより、普通建設事業費が5億8,396万円の減額、公共施設整備基金など積立金が8,502万2,000円の減額となっております。

なお、平成24年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の特別会計についてであります。その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において監査委員から指摘を受けました事項は各課に検討させ、改善を図るように指示をしております。

以上、各会計の決算について、その概要を説明いたしました。慎重に御審議をいただき、認定をお願いいたします。

次に、議案第36号は、田布施町一般会計補正予算（第4号）であります。

まず、歳入であります。地方特例交付金と普通交付税、繰越金については数値の確定に伴う補正であります。

国庫支出金は、西山・潤田地区に係る埋蔵文化財発掘調査委託金を増額補正しております。

県支出金は、子育て支援特別対策事業の増額補正であります。

財産収入につきましては、このたび中央南地区の土地について売買契約に至ったため追加計上したものです。

町債の追加は、田布施町スポーツセンタープール改修事業に係る計上であります。

次に、歳出ですが、各費目において異動等による人件費の補正を行っております。

その他、各費目の主な内容であります。まず、総務費は、繰越金の計上等により生じた余剰金を、法令に基づき財政基金積立金として6,700万円を増額計上しております。

民生費につきましては、法人保育園に係る保育士の処遇改善事業を追加計上しております。これにつきましては、事業費の全額を県補助金で賄うものであります。また、麻郷福祉会館の外壁改修に向けた設計監理委託料についても追加計上しております。

土木費の増額は、下水道事業費の増に伴う特別会計繰出金の増額補正等であります。

教育費につきましては、西山・潤田地区の埋蔵文化財発掘調査事業及び田布施町スポーツセンタープールの改修事業の追加等による増額補正であります。スポーツセンタープール改修事業費につきましては8,934万2千円を計上しております。

災害復旧費は、農業用施設災害復旧事業の追加計上であります。

以上により、歳入歳出それぞれ2億117万1千円を増額補正し、予算総額を57億3,344万4千円とするものであります。

議案第37号から第40号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第37号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、国民健康保険事業基金積立金として3千万円を計上したほか、前年度療養給付費の返還金等であります。

議案第38号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は汚水管補修工事の増額等であります。

議案第39号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、前年度精算や介護給付費準備基金への積立金等、所要の補正であります。

議案第40号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、後期高齢者医療広域連合のシステム更新に伴うシステム改修委託料の追加等であります。

次に、議案第41号は、田布施町税条例の一部を改正する条例であります。

主な改正点は、町民税において平成21年10月から実施しております個人住民税における年金からの特別徴収を、4月、6月、8月の仮徴収税額について前年度の2月の税額となっていたものを、今回の改正により前年度の年税額の6分の1の額とし、年間の徴収税額の平準化を図るもので、これらの改正及びこれに伴う条文整理であります。

次に、議案第42号は、田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これにつきましても、税制改正により金融所得課税の一本化等地方税が改正されることに伴い、国民健康保険税の条文について所要の整理を行うものであります。

次に、議案第43号は、田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。本議案は、老朽化した助政住宅3棟の解体工事に伴い、町営住宅の管理戸数の変更を行うため条例の改正を行うものであります。

次に、議案第44号は、田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、厚生労働省通達に規定される隣保館の基本事業に沿った事業規定の見直しを行うもので、題名を田布施町麻郷福祉会館設置条例と見直すとともに、設置規定、事業に関する規定などの改正について審議会に諮り、改正するものであります。なお、審議会に関する規定についても近隣市町と同様に条例を一本化するため、所要の条例改正を行い、隣保館運営等審議会条例は廃止しようとするものであります。

以上、本日提案申し上げました議案11件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第34号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号、質疑はありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 説明の後にちょっと、住民の安心安全にこれからも取り組むと、こういうふうにおっしゃいました。それで、当初予算説明の折に、重点施策を3点、町長おっしゃっているんです。1点は防災対策、2点は農業振興、3点は麻郷小学校の改築でございます。

そこで、お尋ねをいたしますのは1点目の防災対策で、これについては高潮対策、それから市街地の雨水対策を挙げていらっしゃるんです。町長のお考えの中で、お考えに沿ったこれが十分なものであったかどうかという点をお尋ねします。

それと、農業振興については、この成果はどうであったかというお尋ね。それから少し一般会計のほうでお尋ねいたします。

資料でございますが、節別によると、対前年度増減率の中で、職員の時間外手当の増、食糧費の増が上がっておりますけれども、これは選挙による、大概はこういうときは選挙によるものであるとい

うことになろうかと思うんですが、じゃ、これが選挙って一体どのぐらいのあれであったのかという点をお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） どなたか。はい、町長。

○町長（長信 正治君） 3点ほどございます。3点ですね。

今の最初の安全安心に関する対策等で、これで十分かということではありますが、正直言いまして、これで十分ということはないんですが、それに向けて精進していくということだけはお答えできます。

農業対策につきましては、現状やっている状況の中では順調に現在進んでおる状況であります。これは、農業自体の対策自体が後ろ向きにならないように対応していかないといけないというように思っておりますし、決して、国県等からの考え方から言いますと、攻めの農業という形で前へ進んでいくというように思っております。

最後の3点目のちょっとすみません。メモとりながら聞き逃したんですが、もう一度、國永議員さん言っていただければ答えます。

○議長（藤山 巖議員） 西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） 時間外勤務手当の増額についてのお尋ねであります。

24年度は選挙関係がございまして、23年度に行われたものといたしまして、県議会議員選挙、これが330万4,474円、それから農業委員会委員選挙が2万5,138円ですか。23年度につきましては、あともう1つ海区漁業調整委員会委員選挙の関係が38万2,744円ございました。それに対して、24年度には県知事選挙費で362万9,385円、それから町議会議員選挙費で248万272円、衆議院議員選挙費で454万9,434円という状況でございまして、主な増減要因は635万4,612円増となっておりますけど、その要因となっております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 費用のほうはわかりました。ちょっと最初、町長がお答えになった中で、どうも私が思うのと違ったんですけれど、決算年度において町長のお考えに沿った十分なものであったかという問いなんです、対策が。農業振興をおっしゃってるんで、この成果というのはどうだったのかという問いに至ったんです。少しちょっとずれがあったかなというふうに思うんですが。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 農業振興のほうの成果は随分と出ておると、予算どおり私は確実にいったものを思っております。

それと、今の決算に係る中身を見てみて、ちゃんとできたかということではありますが、報告したとおりであります。決算に基づいた状況の中で、予算に基づいて決算をやっておるという状況でありますから、極端なずれはございません。ただ、予算執行上、100%そうじゃったかということになりますと、100%にはいかない部分の予算を残したり、余らしたり、あるいは、補正を組んだりしたりがあったちゅうことは、昨年度の決算で24年度にはありました。だけど、それはそれに基づいて、ちゃんと決算の状況は対応してまいったということでもあります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） また、個々には、委員会のほうでお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第36号、質疑はありませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 体育施設の整備事業、工事委託事業。これの詳細の説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） これは、岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 整備事業の中の委託費ですか。

○議員（5番 林山 健二議員） 全部。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 全部ですか、はい。

スポーツセンターの整備事業につきましては、全体で概算で9,304万2,000円の事業を見込んでおります。その中で、370万円については工事請負費で当初に、はじめ、プールの一部改修をする予定でしたので、そこを引いた8,934万2千円を今回保健体育施設費に計上させていただいておまして、それと別に、修繕費を一部、事業費の中に計上させていただいております。

その内訳ですけれども、まず、役務費の手数料ですけれども25万7千円計上しております。これは、建築確認の申請手数料、それから構造計算の鑑定の手数料、環境検査の手数料というふうになっております。また、設計管理費651万円、今後、業者に設計監理をお願いするためのものであります。また、土質調査105万円につきましては、今、鉄骨の建物が建っておりますが、これを撤去して新たなものを建てますけれども、構造が違いますので、その土質調査をしなければいけないということで、その土質調査は委託料105万円をそこに計上しております。あと、工事費として解体、建築、機械電気等で8,522万5千円を予定しておりますが、そのうち先ほど申しましたように370万円分は当初予算に工事費が上がっておりまして、その差し引きを計上して8,152万5千円、こちらに計上しております。以上です。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） これ、大体の内容はこの6月の全協のときに説明があったと思うんですが、この夏、プール使用していないんですよね。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） プールの使用は中止しております。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） それで、プールを全然、急に使えんようになったの。そうじゃないでしょう。もう前の説明からいうと、もうかなり老朽化が激しくて、激しくてと。それで、ことし使えない。使えんにや、そのままほっちゃう。それで今になって予算計上しよる。

大体、こんなものは当初予算でできるって当たり前じゃないですか、こんな金額。補正でやるようなものですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） はい、6月の全協のときもお話いたしました。当初は370万円の予算をつけていただきまして、それで、鉄骨等のさびどめ、さびを落としたり、一部補修をして、どうにか今年度はやろうという予定で、当初予算370万円をつけていただいたんですが、実際にやろうとして、いろいろ技術者と相談した結果、じゃ、370万円では十分な効果が得られないということで、その工事も中止いたしましたし、それに伴って使用も中止にさせていただきました。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 私が言うのは、それは塗装しようと思うたらそれじゃだめよと、じゃけど、はあ塗装じゃだめじゃから、さびも落ちる、何も落ちるでだめじゃから、はあ今年もう使わないよというあれでしょう。それが、今年決めて使わなかったんでしょう。

それで、その当初予算のときには、さびどめでペンキで塗ったら済むよと思うちゃった。何ぼ何でもあんだ、急激に、その二、三カ月で状況が、さびとかそういうものが変わるわけじゃないでしょう。だから、今年使えんのなら使えんでもしょうがない。ほいじゃけ、私は当初予算なら当初予算に上げて、ペンキ塗るんで済むんじゃったら、今年ペンキ塗ればええ。じゃけど、それがだめじゃから、組んだんでしょ。というのは、はあもう去年ぐらいからわかると、十分。半年でそんなにさびが、もうペンキ塗っただけじゃだめよというような状況かどうかは、半年ぐらいでそんなに変わるもんじゃないですよ。ということは、去年十分わかると、今年、ただ、さびどめだけのペンキで

( ) しちよいて、ほいでいけんけえ、補正でこれだけの金額組むよと。

私が言うのは、もう今年使えんだったら使えんでしようがないんですよ。ほいで、この資料見たら、もうこれでこの本会議で議決して通って初めて来年の7月から使えんと、そういう予定になつとるわけいね。おかしいんじゃないの。もし、何らかでこの議案が通らんかったら、また来年も使えんちゅうことでしょう。というのは、議会に考える余地を与えないということなんです。長が思うたとおりにやってくれんかったら、みんなが使えんよ、そういうことでしょう。

早うからやっておりゃ、今年の当初予算もあろう、6月もあつたと。それで、最悪の場合9月までになつても、来年の夏に間に合うわけでしょう。どうもその予算の出し方ちゅうのは、議会に考える余地を与えない予算の出し方だと私は思う。その点どうですか。

○議長(藤山 巖議員) 誰か。尾崎教育長。

○教育長(尾崎 龍彦君) 林山議員さんがおっしゃるとおりだという風に思います。やっぱり財政的なことも考えて、できるだけ古いものを使っていこうということで、おっしゃるように、もう御存じと思いますが、もう数年前から上から鉄片が落ちたり、その中で苦勞してやってきた中で改修が必要だな、あるいは、取り壊すかとかいろいろな対応があつたのは御存じと思いますが、その中で、どうしても屋根付のプールを準備してほしいというような、いろんな町内のいろんな御意見もあつて、本当に、煮詰まるっちゃおかしいが、こういうところをお願いするのは大変心苦しいですけど、また、議員さんの方にそういったお考えをさせていただく期間もない状況で上げさせていただいております。

どう言いますか、サボっていたわけじゃなくて、どうにかしてその予算を余り財政に負担がかからないようにというのもありまして、また、小学校とのプールの内容もありまして、どうしてもこういう形になりました。重々、ご無理な御提案というのはわかっております。そういうのは本当、重々わかっておるんですが、ぜひそういったことをお汲みいただけたらなというふうに思います。大変そういった面での手順がうまくいっていないということは重々わかっております。大変申しわけなかったというふうに思っております。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 最短で工事はどのぐらいでできるんですか。

○議長(藤山 巖議員) 岡本課長。

○社会教育課長(岡本 憲一君) 予定では来年1月くらいに工事を発注して、早ければ5月末ぐらいに完成できればという計画をしております。

○議長(藤山 巖議員) 林山議員。

○議員(5番 林山 健二議員) 早ければ5月末。ということは、一番早いのがこれに書いてあるわけじゃ。5月末に一応工事の完了予定でしょう。早ければ、一番最短でやれる、特に何もない最短のが5月末なんでしょう。おかしいんじゃないん。来年使わそうと思うたら、もっと早うから出てきちよかんやいけまあがね。最低6月には出てきて、はあわかつちよる。それで、工事ちゅうのは、これ見りゃ、土質調査やら何やらもある。土質調査でやって、悪けりゃまたいろんなところするんじやろう。そうすると、こういうことがあつたけえ、遅れましたと、それで、来年夏使えんちゅうわけでしょう。

ほいじゃけえ、あんたらぎりぎりをやり過ぎよ。何で余裕を持った予算の見方ができんのんか。ほいで、議会に考える余地を与えない。

私が言うのは、早くから予算らとも計上して、十分余裕を持って工事のほうを進めてほしい。そうでないと結局、ええものもできん。私が言いたいのは、とにかくもう大ごとのように、こういう予算はこんなに何じゃかんじゃ9,300万円ぐらいかかる。約1億円かかるわけじゃないですか。そんなもんが。ほいで、ぎりぎり。来年、間に合うか間に合わんかもわからん。そんな予算の見方であるの。

○議長(藤山 巖議員) 答弁要ります。

○議員（５番 林山 健二議員） 一応、答弁してもらおうて。

○議長（藤山 巖議員） はい、教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 何度も申し上げますと、本当、不信感に、御迷惑をおかけして申しわけありません。また、期日につきまして今おっしゃるように、いろんなまた事案が発生するかもわかりませんが、許された中で御理解いただければ、事務局もまた一生懸命取り組んでまいりたいというように思いますので、このたびのことにつきましては本当に重々反省して、今後こういうことがないように積極的にそういったものについては、これからいろんな古い施設もありますので御相談しながらやっていきたいというふうに思います。

大変、申しわけないように思っています。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（５番 林山 健二議員） それは、ちょいちょい、ちゅうんが、こういうような組み方、何で余裕を持って組むんこと今からできんのんか。ほいで今からでもええから余裕を持った予算の組み方をしてください。

麻郷小学校だつてぎりぎり。雨の日も何も仕事をしよつた。危険ですよ。業者が濡れるんじゃけ、ええ、そういうもんじゃないでしょう。

ほいじゃけね、工事をやっても何をして、余裕を持ってやると、こういう予算を取ってほしいと思います。町長、どうですか。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 状況判断をしっかりしてやっていかなきゃいけない事業でありますから、法的なもの、あるいは予算に基づいての事業の発注の仕方、これは、もうできるだけ余裕を持ってやるのが当たり前であります。取りかかったが間に合いませんとかいうようなことがあってはならないと思っておりますので、これからは十分そういったものを各所管と十分に協議して、やはり最終的には長の立場の町長でありますので、十分注意していきます。

○議員（５番 林山 健二議員） お願いします。

○議長（藤山 巖議員） ほかに、質疑はありませんか。國永議員。

○議員（１２番 國永美恵子議員） 今の関連ですけれど、６月に説明をされたのとどこが違っているんですか。変わったのは何ですか。

今いろいろ、林山議員が聞かれておっしゃったんだけど、金額的にはほとんど一緒。３００万円か４万２千円かくらいですけども、ちょっと変わったところがあるのと、その説明の違い、６月に出された、いただきましたよね。何か変わった点がございませうか、全協で説明されたのと。

○議長（藤山 巖議員） 岡本教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 内容について、大きな考え方の違いはありません。解体をして、建築工事して、機械と電気をやるということです。ただ、あのときに詳細でお話しなかったのは、確か建築確認に申請が要るとか、そういった小さいことまでは、あのときは説明をしていなかったと思いますが、工事の基本的な概要そのものは変わっているわけではございません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（１２番 國永美恵子議員） 私は総務委員会、出ないので、その詳しい内容というものが、そこで総務委員会では資料は出るのかもしれないけれども、変わったんなら変わったような資料を出していただくと大変助かるなど。もう総務委員会でいないは、私ども議員はもうここでしかやりとりができないんです。

もし、変わったんなら変わったような、また別の資料があるんなら、もう早めにこの場を出していただきたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） どうですか、あるんですか。はい、手を挙げて。岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） ちょっとあの……。

- 議長（藤山 巖議員） 変わったところがあるのかないのかとおっしゃったんです。
- 社会教育課長（岡本 憲一君） もちろん今、言いましたように、詳細については確かに変わっています。当然、金額も6月と現在ではより正確に算定し替えておりますので変わっております。ただ、今言いましたように、その基本的な考え方の部分は変わってはいません。ですから、あのときにはそそこまでお話しませんでした。が、建築確認申請が要るとか、構造計算判定が要るとか、そういった土地の土質調査が要るとか、その辺は、そのときにはそこまで、どちらもよくわかっておりませんでしたので説明はしてありませんが、この予算をお出しする段階があつて、細かいことをしたときにその辺はわかってきたので、予算計上をしております。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） おっしゃっていることはわかるんですが、全協のほうでは大変細かい資料を出していらっしゃるんですよね。こういうものは出せるかどうかということなんですが、予算に関して。
- 議長（藤山 巖議員） 岡本課長。
- 社会教育課長（岡本 憲一君） 総務文教委員会でお渡しする前提では、ちょっと資料はつくりつつありまして、この今時点ですぐと、後であればできますけど、今すぐというのはちょっと。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 今つくっていらっしゃるって、総務委員会が数日後になりますんで、ないとおっしゃるなら仕方がないんですけども、ただ、仕方がないので済まされないのは、私はここでしか関われないということでございます。議長、この場での質疑でしかできないということです。そういうことを考えますと、早めの資料というのは、ここに出せるものなら出していただきたいというふうに、議長、思いますんです。出せないと言われるのを、今出せというのも無理だと思いますけど、そういう資料というのは、議会に当然出されていいものだと思います。
- 議長（藤山 巖議員） これは、どうなんですか。
- 社会教育課長（岡本 憲一君） 出せるかどうかということですか、資料が。
- 議長（藤山 巖議員） うん。あのね、全員協議会に資料出すんでしょう、出さないの。資料出して、ある程度説明するんですか、せんのですかいいね。
- 社会教育課長（岡本 憲一君） 25日に出せると思います。きょうは無理です。
- 議長（藤山 巖議員） いや、その（ ）（発言する者あり）総務委員会だけ。ちょっとその辺、資料提出はいつになるんですか。岡本課長。
- 社会教育課長（岡本 憲一君） 先ほど申しましたように、今考えているのは、総務文教委員会までに間に合うように資料を提出するというふうに考えておまして、その後、全員協議会には出すことは可能だと思いますけども、今は準備中ということでもあります。
- 議長（藤山 巖議員） 國永議員、今の説明どうですか。國永議員、はい、どうぞ。
- 議員（12番 國永美恵子議員） 議長は、私が言う意味を十分理解していただけたらと思うんですけども、私は委員会が違うので、総務委員会が出された資料でやると、細かいところまでお尋ねできませんよというので、資料はということをお話申し上げたんです。
- それが、もう当日になって、最終日であれば、もう間に合いませんよね。最終日の一番最後の全協では何の意味も持ちません。そういうので、こういう大きな金額に対しては、きちっと審議をできる場に間に合うように出していただきたいということなんです。これは、議長が執行部の方にお願ひしていただきたいんですけども、で、今回どうなのかということですが、いつなら出してもらえるのか。でも、出してもらったって、いつ我々が審議できるのかというお話ができるのか。それは、委員会の協議会なりでお話が聞けるということでしたら、また別物でございますが。
- 議長（藤山 巖議員） 町長、わかりましたか、執行部、今の。
- それで要は、この後、執行部側の全員協議会がございましょう。それには出せませんか、委員会に

出せる資料。(発言する者あり)であれば、全ての議員に、おたく、何か説明できるんですか。そういうことを今、國永議員のほうから、我々は……、國永議員。

- 議員(12番 國永美恵子議員) 大変大きな事業ですから、特にそういうことを私申し上げたんです。
- 議長(藤山 巖議員) 岡本課長。
- 社会教育課長(岡本 憲一君) 少しお時間をいただければ、本来はカラーでと思っていたのですが、白黒でよければ、ちょっと時間をいただければ御用意したいと思います。(発言する者あり)。
- 議長(藤山 巖議員) いや、それはちょっと。岡本社会教育課長に確認するが、今のことですか、この後の全協のことですか。岡本課長。
- 社会教育課長(岡本 憲一君) 私そのものは出す予定のものを持っておりますので、このコピーをすぐにとることはできます。ただ、それが20日の総務文教のときに若干差が出てくるかもわかりませんが概略は変わらないと思っております。
- 議長(藤山 巖議員) 國永議員、そういうことでどうですか。
- 議員(12番 國永美恵子議員) 議長にお任せします。
- 議長(藤山 巖議員) はい。
- 議員(12番 國永美恵子議員) 議長に一任します。
- 議長(藤山 巖議員) それじゃ、審議を進めますが、岡本課長、準備をお願いします。それでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤山 巖議員) はい。ほかに、質疑はありませんか。國永議員。
- 議員(12番 國永美恵子議員) 15ページの選挙備品ですけれども、よく選挙備品というのは出てくるんですけど、今回は何をお買いになる予定なのか。あとそれから、22ページの小学校費の修繕料の詳細説明を。それと、次のページの社会教育費の何か臨時雇用賃金ですが、これはさっきの埋蔵の関係でしょうか。それでよろしいですか。人を雇うということの臨時賃金です。それとも違いますか。
- 議長(藤山 巖議員) まず、選挙備品選挙費、このあたり。東総務課長。
- 総務課長(東 浩二君) 15ページでございます。選挙備品13万4千円の関係だと思っております。これは、これまでいろんな大きな機器を買ってきております。そういうものでございませんで、机とか、投票箱とか、使えなくなったものの更新ということで、通常選挙関係の備品だけです。特別に何かこういった大きなものをたくさんというものではございませんで、あれやこれやということです。
- 議長(藤山 巖議員) 國永議員。
- 議員(12番 國永美恵子議員) 今担当の課、いらっしやらないんです。いいんです。( )したんでしょう。
- 議長(藤山 巖議員) ちょっとその前に、今の資料はこの後の全協のときに提出させてもらって、担当課長いてもらいますから。そうさせていただきます、いいですか。
- 議員(12番 國永美恵子議員) はい。ちょっと。
- 議長(藤山 巖議員) はい、もう、ちょっと呼んでくれませんか。
- 議員(12番 國永美恵子議員) 議長、質問を打ち切ります。
- 議長(藤山 巖議員) え。
- 議員(12番 國永美恵子議員) 質問をやめます。
- 議長(藤山 巖議員) 何で質問をやめるの。(笑声) あなた今、質問……。
- 議員(12番 國永美恵子議員) もう答え要りませんで、結構です。
- 議長(藤山 巖議員) 課長。どうぞ、國永議員。
- 議員(12番 國永美恵子議員) ちょっと……。 (笑声)

○議長（藤山 巖議員） 続けてください。

○議員（12番 國永美恵子議員） あの……（「臨時賃金」と呼ぶ者あり）そうです、そうです。臨時賃金でございます。多分、埋蔵文化財、これに関する雇用かなというふうに解釈をするんですが、それについてはどうか。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと、もう一度質問をしてください。ちょっとごめんなさい。何ページ。

○議員（12番 國永美恵子議員） 社会教育課の、あ、これは学校ですね。1つは小学校費の学校管理費の修繕料は何かということでございます。それと、今、社会教育は臨時賃金が上がっているけれども、これは埋蔵文化財の関係かということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 小学校、学校教育課長。

○学校教育課長（水田 貴之君） 大変申しわけないですが、ちょっと資料持ってきていないので、大まかに言いまして、城南小学校の防火扉が破れまして、120万円と、あと、こまごましたのがあります。一応、大きなものはそれです。

○議長（藤山 巖議員） それじゃ、岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 臨時賃金の923万円のことだと思います。これにつきましては、当初予算で初め、文化財専門員の給与、給与職員手当共済で組ませていただきましたが、計画的に囑託となりましたので、給与職員手当共済のほうを落とささせていただいて、賃金のほうへ組み替えておりますので、実質的にはそんな大きな金額の差ではございません。

○議長（藤山 巖議員） いいですか。

それでは、ほかに、質疑はありませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 今の、結局、あっちからこっちに組み替えたちゅうんじゃない。そねえなのは、ちゃんと説明してくれんにゃ。ただ黙っちゃって。私らに一切わからんのだよ、担当の所管の委員会でない。私らは、そういう途中で、こっちをこっちに組み替えたよということは、私らには一切わからんのだ。この場で言うてくれんと。委員会で聞くわけにはいかんのだから。

あんたらは、とにかく総務文教委員会に説明しさえすりゃええと。議決するのはみんなが議決するんよ。だから、私らにも知っとかんにゃいけんの。じゃから、変わったことがあったら、変わったことがあったような説明をここでしちよってくれんにゃ。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。それで質疑は。質問は。

○議員（5番 林山 健二議員） ほいじゃけ、そりゃ変わったところはちゃんと説明してよ。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長、はい、どうぞ。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 補正予算書の全部説明ということでは、ちょっと。今言われました大きく変わったということで、今、國永議員さんお答えしましたように、社会教育費の一番金額の大きかったのは、今言った当初予算では職員人件費という形で、予算書に組みさせていただいたのを結果的に囑託職員で対応をとということになりましたので、臨時雇賃金のほうへ組み替えさせていただいたのが大きなものです。

あとは、埋蔵文化財発掘調査関係で、その補正予算書の22ページから23ページに載っておりますような事業のものを追加補正させていただいたりしているという状況であります。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 言うことがようわからんのだじゃがね。臨時雇賃金に900何ぼ出てきたと、そしたらもともとこっちの賃金、例えば、職員の給料に入れちよったのが何ぼ減ってこっちに回りましたよとか、そういう説明してくれんにゃわからんちゅうのだよ、私が言うのは。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 委員会の人件費の中で最初に御説明を申し上げようと思っておりましたが、26ページの一般職員の給料明細費を、各委員会では、このことを皆御説明をするようにしてお

りました。先ほどおっしゃいましたように、補正前の額ということで、当初予算では117人という一般職の予定でやっておりましたが、県の派遣職員、割愛職員が採用されるということで、117で見えておりましたが、そういう任用行為でなくて、臨時の賃金で雇用するという県の方の調整で、こういった職員の取り扱いをしないということになりましたので、実質116名ということでこの4月から既にやっておりますので、この9月にはなりませんが、合計で給与費、共済費合わせまして、990万6千円を減額するという給与上の補正をいたしております。

○議長（藤山 巖議員） よろしいですか。はい……。

○議員（5番 林山 健二議員） 要は、結局私ら……。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと、手を挙げて言ってください。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 要は、そういうふうな私らにはわからんことじゃから、そういうのをちゃんと説明してもらわんとわからんよということ言うの。組み替えました、組み替えましたって、どこ組み替えたんか私らに一つもわからん。私らにもわかるように話してください。お願いします。

○議長（藤山 巖議員） はい。企画、執行部の方、よろしくお願いしますよ。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 議事進行についてでございますが。

○議長（藤山 巖議員） はい。

○議員（12番 國永美恵子議員） 今までもいろいろ出ました。私はさっきの学校、小学校の関係も、その城南小学校のものだけで良としましたが、本来はここでしか質問する場がないんですから、細かい説明もできるように体制をとっていただきたいとこのように思います。議長、よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 今の意見、ひとつ各担当、議員、課長さん、よろしくそのあたりをご認識いただいて答弁に備えていただきたいというふうに思います。

この件については、ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） それでは、なしと認めます。

ちょっとこれ、暫時休憩します。

午後4時43分休憩

午後4時44分再開

○議長（藤山 巖議員） それでは再開をいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長して午後6時までとします。

それでは、議案第37号、質疑はありませんか。松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 議案の40号で後期高齢で言えばいいと思ったら補正だったもんで、35号に戻って、ちょっと質問はしちゃいけませんか。

○議長（藤山 巖議員） ちょっと、それは。まずい。

○議員（3番 松田規久夫議員） はあ過ぎたんで、まずい。それはわかります。

○議長（藤山 巖議員） 次の全協かで行ってください。ちょっと戻るわけにいきません。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。

○議長（藤山 巖議員） 37号について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第39号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

議案第43号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第35号については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定をいたしました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いをいたします。ここで暫時休憩します。

午後4時48分休憩

.....

午後4時56分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先程の休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に畠中孝議員、副委員長に木本睦博議員が専任されましたので、ご報告いたします。

次に、議案第34号及び議案第36号から議案44号まで、の10件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（ベル）

午後 4時56分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 國 永 美 恵 子

署名議員 瀬 石 公 夫

議事日程(第2号)

平成25年9月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号  
専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第3号))  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第35号  
平成24年度田布施町歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第36号  
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第37号  
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第38号  
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第39号  
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第40号  
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第41号  
田布施町税条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第42号  
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第43号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第12 議案第44号  
田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第13 議案第45号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第46号  
田布施町職員の給与の臨時特例に関する条例
- 日程第15 閉会中の継続審査(付託事件)について
- 日程第16 閉会中の継続調査(特定事件)について
- 日程第17 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号  
専決処分の承認について(平成25年度田布施町一般会計補正予算(第3号))  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第35号  
平成24年度田布施町歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第36号  
平成25年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第37号  
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第38号  
平成25年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第39号  
平成25年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第8 議案第40号  
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第41号  
田布施町税条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第42号  
田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第43号  
田布施町営住宅管理条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第12 議案第44号  
田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第13 議案第45号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第46号  
田布施町職員の給与の臨時特例に関する条例
- 日程第15 閉会中の継続審査(付託事件)について
- 日程第16 閉会中の継続調査(特定事件)について
- 日程第17 議員派遣について

---

出席議員(13名)

- |    |       |     |    |    |      |
|----|-------|-----|----|----|------|
| 1番 | 清神    | 清議員 | 2番 | 河内 | 賀寿議員 |
| 3番 | 松田規久夫 | 議員  | 4番 | 木本 | 睦博議員 |

5番	林山 健二議員	6番	高川 喜彦議員
7番	畠中 孝議員	8番	石田 修一議員
9番	西本 篤史議員	10番	谷村 善彦議員
11番	瀬石 公夫議員	12番	國永美恵子議員
13番	藤山 巖議員		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	棟安 泰弘君
------	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	経済課長	落合 祥二君
税務課長	岡本 正君	町民福祉課長	河村 五男君
建設課長	川添 俊樹君	会計室長	大島 克己君
健康保険課長	猪股 勝美君	学校教育課長	水田 貴之君
社会教育課長	岡本 憲一君	収納対策室長	宮尾 秀紀君
建設課技幹	鳥上 清史君	給食センター所長	田中 章君

---

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（藤山 巖議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、清神清議員、河内賀寿議員を指名します。

---

日程第 2. 議案第 3 4 号

日程第 3. 議案第 3 5 号

日程第 4. 議案第 3 6 号

日程第 5. 議案第 3 7 号

日程第 6. 議案第 3 8 号

日程第 7. 議案第 3 9 号

日程第 8. 議案第 4 0 号

日程第 9. 議案第 4 1 号

日程第 1 0. 議案第 4 2 号

日程第 1 1. 議案第 4 3 号

日程第 1 2. 議案第 4 4 号

○議長（藤山 巖議員） 日程第 2、議案第 3 4 号専決処分の承認について（平成 2 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号））から日程第 1 2、議案第 4 4 号田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例まで、1 1 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 1 1 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 4 号、議案第 3 6 号及び議案第 4 1 号の議案 3 件について、9 月 2 0 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 3 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 3 4 号につきましては、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定し、議案第 3 6 号及び議案第 4 1 号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、畠中決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（畠中 孝議員） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 1 1 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 5 号について、9 月 1 3 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 1 1 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 7 号、議案第 3 8 号、議案第 3 9 号、議案第 4 0 号、議案第 4 2 号、議案第 4 3 号及び議案第 4 4 号の議案 7 件について、9 月 1 8 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 7 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第 3 4 号から議案第 4 4 号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号専決処分の承認について（平成25年度田布施町一般会計補正予算（第3号））について採決します。議案第34号に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第35号平成24年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。議案第35号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第36号平成25年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成25年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてから、議案第40号平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第37号から議案第40号まで4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号田布施町税条例の一部を改正する条例から、議案第44号田布施町隣保館設置条例の一部を改正する条例まで4件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第41号から議案第44号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第45号

### 日程第14. 議案第46号

○議長（藤山 巖議員） 日程第13、議案第45号教育委員会委員の任命について及び日程第14、議案第46号田布施町職員の給与の臨時特例に関する条例の2件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日上程いたしました、議案第45号の人事案件1議案と議案第46号の条例制定の1議案について、概要を御説明申し上げます。

議案45号は、教育委員会委員の任命についてであります。本案は、櫻井濟美氏の任期が、本年10月19日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、昭和45年4月から平成19年3月までの37年間にわたり、小学校教諭、教育指導主事、教育事務所長等を歴任され、平成15年度からは柳井市立柳井小学校長として活躍され、教育に精通されております。また、平成19年10月から行政相談員、平成21年4月から麻郷福祉会館館長として活躍されております。

教育委員会委員としては、平成21年10月から務められ、現在、委員長職務代理として活躍されてきました。人格及び識見に優れ、本町教育委員会委員として適任と考え、提案するものでございます。

次に、議案46号は、田布施町職員の給与の臨時特例に関する条例についてであります。

本案は、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、県内市町の動向、特に一部事務組合を構成する平生町との歩調を合わせるため、本年10月1日より来年3月末までの臨時特例措置として、一般職員の給与月額を平均4.5パーセント削減するものであります。

なお、この措置に伴う影響額は、現業職も含めまして、全体で給与関係が1,112万4,455円、共済費を含めた合計では1,353万7,466円となり、12月補正で予算対応をさせていただきます。

以上、本日提案申し上げました議案2件について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明をいたしますので、よろしく審議を賜り、人事案件の同意及び議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第45号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。議案第46号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号及び議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第45号及び議案第46号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号教育委員会委員の任命についてを採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

次に、議案第46号田布施町職員の給与の臨時特例に関する条例を採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 閉会中の継続審査（付託事件）について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第15、閉会中の継続審査（付託事件）についてを議題とします。総務文教委員長及び経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第16. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第16、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。総務文教委員長及び経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第17. 議員派遣について

○議長（藤山 巖議員） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に一任されたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に一任されました。

---

○議長（藤山 巖議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

平成25年第4回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時18分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 清 神 清

署名議員 河 内 賀 寿